

なわての環境

- 平成 30 年版 -

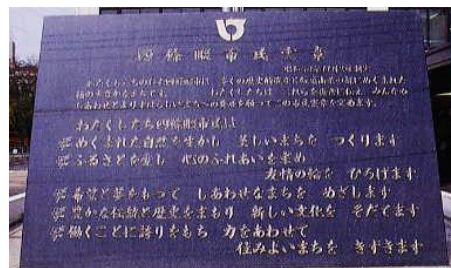
四條畷市

四條畷市民憲章

(昭和50年11月2日制定)

(前文)

わたくしたちの住む四條畷市は、
多くの歴史的遺産と飯盛山系の緑にめぐまれた
楠の香豊かなまちです。
わたくしたちは、これらを後世に伝え、
みんなのしあわせと
よりすばらしいまちへの発展を願って
この市民憲章を定めます。



(本文)

わたくしたち四條畷市民は
めぐまれた自然を生かし 美しいまちを つくります
ふるさとを愛し 心のふれあいを求め 友情の輪を ひろげます
希望と夢をもって しあわせなまちを めざします
豊かな伝統と歴史をまもり 新しい文化を そだてます
働くことに誇りをもち 力をあわせて 住みよいまちを きずきます

市 章

(昭和45年7月1日制定)



四條畷の「し」と畷の「ナ」の2文字を平和の象徴である鳩に図案化し、未来に向けて雄飛する四條畷市の姿をあらわしたものです。

市の木 くすのき

(昭和45年9月10日制定)



楠は、わが国に産する樹木中最大のもの。常緑広葉で広円な樹冠を形成します。市内には楠正行墓地にうっそうと生い茂る楠の巨木があり、広く市民に親しまれています。

市の花 さつき

(昭和45年9月10日制定)



さつきは、ツツジ科の常緑低木。観賞用として品種が多く、栽培増殖が簡単。花に風格があり、また、赤、白、しぼり桃など色彩感にあふれており、多くの市民に愛好されています。

環 境 方 針

【基本理念】

四條畷市は、他に誇れる歴史的遺産と自然に彩られた飯盛山系に包まれた住み良いまちです。これらを後世に伝え、快適な生活環境の維持向上を進めていくには、資源やエネルギーの消費を抑え、持続可能な形で利用していくことが必要となります。

そのため、全職員が環境保護に対する意識の醸成を図るという共通認識のもと、市が率先して自然環境への負荷を軽減することにより、循環型社会の形成及び地球環境の保護を促進します。

また、四條畷市環境基本条例及び四條畷市環境基本計画並びに四條畷市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民の参画、協働による施策や事業を推進し、良好な環境の維持と創造に向けたまちの実現を図ります。

【基本方針】

1. 市自らが率先して、環境に配慮した政策・施策・事業を進めます。
2. 職員一人ひとりが環境方針の趣旨に基づき、すべての活動において、企画や設計段階から環境に配慮した職務の遂行に努めます。
3. 環境側面に関する法規制や四條畷市が合意した事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
4. 省資源・省エネルギーなどの環境負荷の削減活動について、環境目的・環境目標を定め、計画的な実践に努めることと併せ、必要に応じて目的等を見直すなど、継続的な改善を行います。
5. 環境方針は、市職員すべてに周知するとともに、文書化し、一般にも公表します。

平成25年4月16日

四 條 畷 市 長

目 次

第1章 四條畷市の概況	1
第1節 位置・地勢	2
第2節 気候	2
第3節 人口・世帯数	3
第4節 都市計画区域	3
第5節 産業	4
第2章 環境行政の概要	5
第1節 環境行政機構	6
第2節 環境基本計画の策定及び生活環境の保全等に関する条例の制定	7
第3節 環境保全のための組織	8
第3章 四條畷市の環境の概況	9
第1節 大気環境	10
第2節 水環境	16
第3節 騒音・振動	21
第4節 ダイオキシン類	25
第5節 廃棄物	28
第6節 公害等の苦情	35
第4章 平成29年度における施策の実施状況	36
第1節 活動体制の整備	37
第2節 人材の育成	40
第3節 森林の保全	40
第4節 水辺の保全	43
第5節 自然とのふれあいの推進	46
第6節 緑化の推進	48
第7節 快適な住環境の整備	51
第8節 景観や歴史的文化的遺産の保存	56
第9節 循環型社会の構築	62
第10節 生活の中の水循環の保全	68
第11節 健康に暮らす生活環境の保全	69
第12節 地域から取り組む地球環境問題	71
第5章 平成30年度における主要な施策	76
資料編	80
環境関連詳細データ	81
用語の解説	96

第 1 章

四條畷市の概況

第1節 位置・地勢

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪都心まで15kmほどの大都市近郊部にあります。市域は、東西約7.3km、南北約5.4km、面積は約18.69km²で、その約3分の2は北生駒山地となっており、寝屋川市、大東市、交野市、奈良県生駒市に接しています。

平坦地である西部市街地は、中央部を国道163号が東西に、西端部を大阪外環状線（国道170号）が南北に走っています。さらに、中央部をJR学研都市線（片町線）が南北に走り、その沿線を中心に市街地が広がっており、ところどころに農地や社寺、史跡の緑を残しています。

また、市街地の東側には、大阪平野を眺める飯盛山など北生駒の山々が連なり、そのほとんどが金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな姿をみせています。特に、北生駒山地の中核的エリアである緑の文化園周辺地域は、自然を活かした文化、研修、スポーツ、レクリエーションの場として、多くの人々に利用されており、広域的なシンボルゾーンとしての役割を担っています。

東部の田原地域には、自然環境に恵まれた田園風景の残る既存集落があり、また、水・緑・石を活かしたパークヒルズ田原の新市街地の整備が進み、緑豊かな魅力ある副核的地域として形成されています。

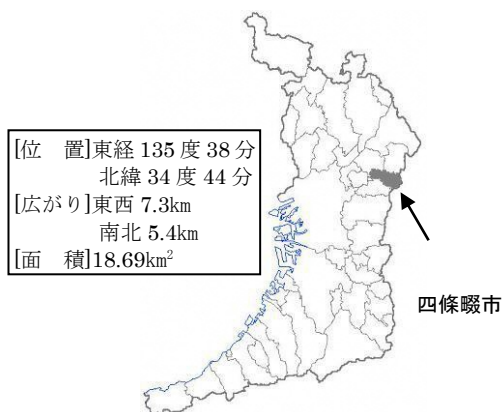


図 1-1 位置図

第2節 気候

気候は、西部市街地は、雨量が少なく温暖な瀬戸内式気候に属し、東部丘陵地は、西部に比べて気温が低く、若干雨量が多い山麗型気候となっています。

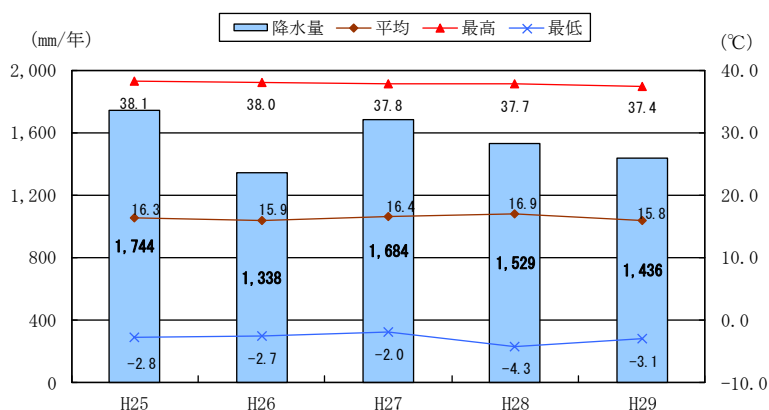


図 1-2 平均気温と降水量

表 1-1 気象概要

	降水量 (mm/年)	気温			風速		
		最高	最低	平均	最大	平均	最大時風向
		(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(m/s)	
H25	1,744	38.1	-2.8	16.3	9.1	1.9	北北東
H26	1,338	38.0	-2.7	15.9	9.5	1.9	東
H27	1,684	37.8	-2.0	16.4	9.8	1.9	東南東
H28	1,529	37.7	-4.3	16.9	8.9	1.8	北
H29	1,436	37.4	-3.1	15.8	11.4	1.9	北北東

*最寄りの気象台（枚方：北緯34度48.5分／経度：東経135度40.3分）より

第3節 人口・世帯数

本市の人口は、昭和 45 年市制施行当時約 35,800 人から大幅な伸びを示し、昭和 50 年代初め約 52,900 人まで増加を続けてきました。その後は、減少傾向を示しながらも、50,000 人を若干上回る人口で推移してきました。平成 2 年にパークヒルズ田原の入居が開始され、以降、平成 16 年には約 57,700 人にまで人口は増加に転じていましたが、ここ数年は減少傾向にあり、平成 29 年においては約 55,800 人となっています。

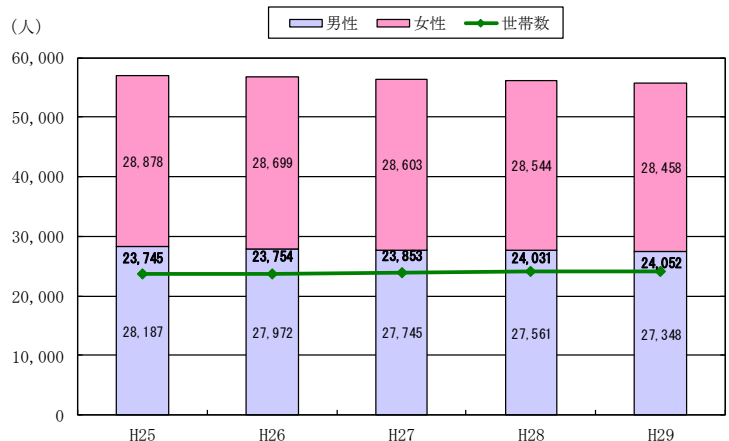


図 1-3 人口(人)、世帯数(世帯)の推移

世帯数については増加傾向にありますが、平均世帯人員は平成 25 年の 2.40 人から、平成 29 年には 2.32 人となり、減少傾向がみられることから、高齢化による 1 人世帯の増加や核家族化等による世帯の細分化が一層進行していることが伺えます。

表 1-2 人口と世帯数

	人口			人口増加率 (前年比) (%)	世帯数 (世帯)	一世帯あたり人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
	男性	女性	(合計)				
	(人)	(人)	(人)				
H25	28,187	28,878	57,065	-0.43	23,745	2.40	3,045
H26	27,972	28,699	56,671	-0.69	23,754	2.39	3,024
H27	27,745	28,603	56,348	-0.57	23,853	2.36	3,007
H28	27,561	28,544	56,105	-0.43	24,031	2.33	3,002
H29	27,348	28,458	55,806	-0.53	24,052	2.32	2,986

(各年 9 月末現在)

第4節 都市計画区域

四條畷市の行政区域の全域約 1,869ha が都市計画区域になっています。平成 28 年 3 月 31 日現在の市街化区域は約 609ha、市街化調整区域は約 1,260ha となっており、都市計画法による用途地域別の面積及び比率は表 1-3 に示すとおりです。最も多いのは第一種中高層住宅専用地域(35.8%)で、次に第一種低層住宅専用地域(27.8%)となっています。

表 1-3 都市計画区域

	面積(ha)	比率(%)
市街化区域	約 609	32.6
市街化調整区域	約 1,260	67.4
(合計)	約 1,869	100.0

図 1-4 都市計画区域別の比率

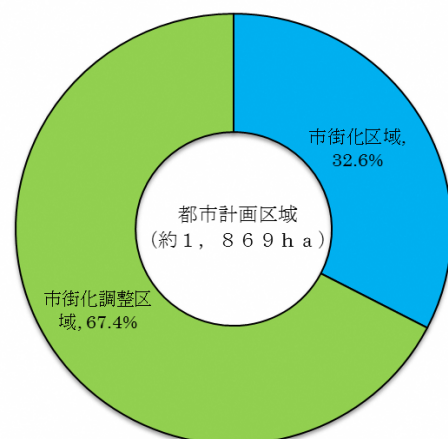
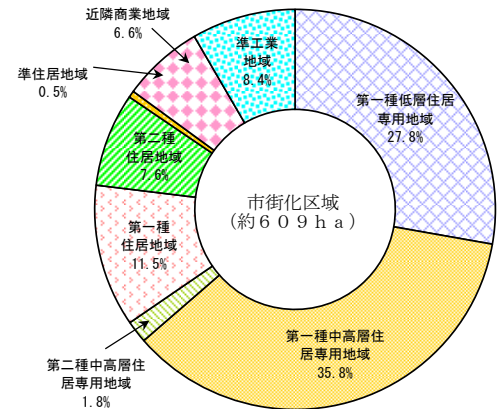


表 1-4 市街化区域

	面積 (h a)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 169	27.8
第一種中高層住居専用地域	約 218	35.8
第二種中高層住居専用地域	約 11	1.8
第一種住居地域	約 70	11.5
第二種住居地域	約 46	7.6
準住居地域	約 3.3	0.5
近隣商業地域	約 40	6.6
準工業地域	約 51	8.4
(合計)	約 609	

図 1-5 用途地域の比率



第5節 産業

平成 28 年の総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」公表結果によると、市内の公務を除く事業所数は 1,862 事業所となっており、平成 26 年経済センサス基礎調査と比べると 60 事業所増加しています。また、従業者数は 15,197 人であり、平成 26 年と比べて 1,006 人増加しています。

業種別にみると、事業所数では、卸売・小売業が 473 事業所 (25.4%) で最も多く、次いで、宿泊・飲食サービス業が 244 事業所 (13.1%)、不動産業・物品賃貸業が 236 事業所 (12.7%) となっています。また、従業者数では、卸売・小売業が 3,773 人 (24.8%) で最も多く、次いで医療・福祉が 3,060 人 (20.1%)、宿泊・飲食サービス業が 2,155 人 (14.2%) となっています。

表 1-5 産業別事業所数と従事者数

産 業 (大 分 類)	平成21年(7月1日)		平成24年(2月1日)		平成26年(7月1日)		平成28年(6月1日)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数 ¹⁾	2,006	15,233	1,788	13,358	1,810	14,594	1,862	15,197
A 農 業 ・ 林 業	5	37	6	53	3	49	3	38
B 漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
C 鉱 業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	195	1,140	175	971	170	895	164	843
E 製造業	171	1,916	155	1,713	142	1,546	131	1,559
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	35	2	9	5	43	2	8
G 情報通信業	14	135	12	88	9	20	9	23
H 運輸・郵便業	41	824	34	954	38	971	31	772
I 卸売・小売業	463	3,030	405	2,751	393	2,719	473	3,773
J 金融・保険業	17	194	16	161	16	169	16	167
K 不動産業・物品賃貸業	252	603	233	504	238	492	236	502
L 学術研究・専門・技術サービス業	45	164	47	173	43	140	42	155
M 宿泊・飲食サービス業	255	1,660	239	1,488	225	1,354	244	2,155
N 生活関連サービス・娯楽業	191	808	169	691	175	729	182	791
O 教育・学習支援業	103	1,221	71	682	87	1,316	78	854
P 医療・福祉	141	2,513	127	2,646	161	3,208	160	3,060
Q 複合サービス事業	8	73	6	55	8	155	8	156
R サービス業 (他に分類されないもの)	89	508	91	419	89	385	83	341
S 公務 (他に分類されるものを除く)	11	372	-	-	8	403	-	-

1) 平成24,28年は、S公務を除く数値である。

資料: 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24,28年経済センサス活動調査」

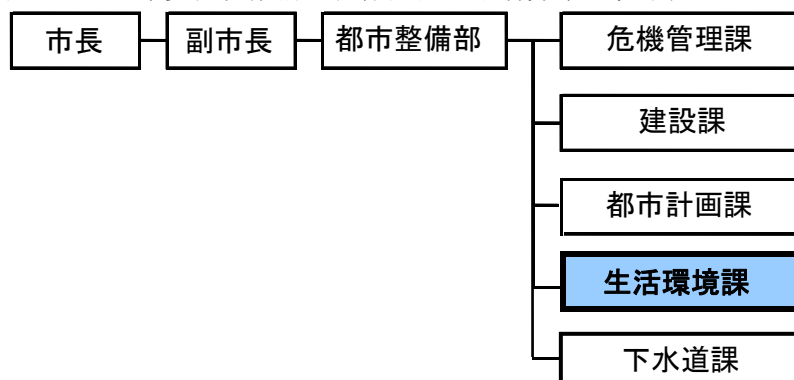
※事業所企業統計調査は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合されました。

第 2 章

環境行政の概要

第1節 環境行政機構

四條畷市における環境行政機構の組織図及び事務分掌は、下記のとおりです。



(平成29年4月1日現在)

図2-1 環境行政機構図

表2-1 生活環境課に係る事務分掌

生活環境課	
(1) ごみ及びし尿の処理に関する事。	(20) ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する事。
(2) ごみ及びし尿の処理施設に関する事。	(21) 旅館等建築審査会に関する事。
(3) ごみの減量化及び再資源化の企画及び立案に関する事。	(22) 空地等の適正管理の指導に関する事(他課所管のものを除く。)
(4) ごみの減量化及び再資源化の促進に関する事。	(23) 環境関係法令に基づく諸届の受付等に関する事。
(5) 環境保全団体の育成に関する事。	(24) 犬猫等の適正管理の指導に関する事。
(6) 一般廃棄物の処理手数料の賦課及び徴収に関する事。	(25) 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等に関する事。
(7) ごみ及びし尿の処理業務の委託並びに許可業者の監督指導に関する事。	(26) 改葬の許可に関する事。
(8) 浄化槽の設置に関する届出の受理に関する事。	(27) 墓地等の経営の許可等に関する事。
(9) 廃棄物の不法投棄の防止及び処理に関する事。	(28) 飯盛霊園組合との連絡調整に関する事。
(10) 環境センターの管理運営に関する事。	(29) 公害防止対策の企画及び立案に関する事。
(11) 四條畷市交野市清掃施設組合との連絡調整に関する事。	(30) 公害の調査及び関係機関との連絡調整に関する事。
(12) ごみ処理施設の整備に関する事。	(31) 公害防止の指導及び相談に関する事。
(13) 北河内4市リサイクル施設組合との連絡調整に関する事。	(32) 公害に関する苦情及び陳情に関する事。
(14) 環境の保全に係る企画及び立案に関する事(他課分掌のものを除く。)	(33) 専用水道及び簡易専用水道の設置の許可等に関する事。
(15) 環境の保全に係る啓発に関する事。	(34) その他公害の防止及び環境保全に関する事。
(16) 環境審議会に関する事。	(35) 防疫に関する事。
(17) 地域の清掃美化活動の推進に関する事。	(36) 死獣処理に関する事。
(18) 不法看板の防止に関する事。	(37) そ族及び衛生害虫の駆除に関する事。
(19) 屋外広告物の表示又は掲出物件に係る許可及び措置命令等に関する事。	(38) 鳥獣の捕獲等の許可に関する事。
	(39) 鳥獣の飼養の登録等に関する事。
	(40) エネルギー政策に関する事。

平成28年4月1日 規則改正

第2節 環境基本計画の策定及び生活環境の保全等に関する条例の制定

今日の環境問題は、かつての高度経済成長期における産業公害から、自動車排ガスによる大気汚染や、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増加などの都市・生活型公害の拡大、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を及ぼすようなレベルへと変化しており、複雑かつ広範囲に及んでいます。こうした問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムによってもたらされたものであり、通常の市民の日常生活や事業活動に起因していることから、不特定多数の者が原因者であると同時に被害者であるという側面をもっています。

このため、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない社会の実現に向け環境に配慮した取組みを進めることにより、問題の解決を図っていくことが大切となっています。本市においては、平成18年6月に市の望ましい環境像、基本理念をすべての市民が共有し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して取り組む意思を明確に位置付けた、いわゆる理念条例である「四條畷市環境基本条例」を制定し、本条例に基づき具体的な行動指針として「四條畷市環境基本計画」を平成19年6月に策定し、市民、市民団体、事業者そして市がそれぞれの役割分担のもとに、協働して施策を推進してきました。第1次計画の中間年となる平成24年度には後期計画として改訂し、各種施策の充実に努めてきました。この第1次計画が平成28年度末をもって期間を終了したことから、この間の社会経済状況の変化や科学技術の進展などを踏まえ、新たに「四條畷市環境基本計画【第2次計画】」を平成29年3月に策定しました。

また、「四條畷市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民の良好な環境の確保に関し必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的として、四條畷市生活環境条例及び四條畷市公害防止に関する条例に規定するものを基本として整理を行い、時代のニーズに基づいた規制について新たに追記し「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」と、四條畷市ラブホテル等建築規制に関する条例などの環境関連条例の整理統合を図り、「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」を平成20年3月に新規制定し、平成20年7月1日に施行されました。

第3節 環境保全のための組織

1. 環境審議会

四條畷市環境審議会は、四條畷市環境基本条例第24条の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために市長の附属機関として設置されました。

今日の環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が求められ、また、広い視点をもって多角的な面からの判断が必要とされることから、市議会議員、学識経験者、関係機関の職員の他に、公募市民、環境関連団体の代表者による委員で構成されています。

平成29年度における審議会の開催状況については、表2-2のとおりです。

表2-2 平成29年度環境審議会の開催状況

環境審議会			
	開催日	内容等	場所
第1回	平成29年11月2日	・四條畷市生活排水処理基本計画（案）について ・なわての環境（平成29年版）（案）について ・四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について ・その他	四條畷市役所 東別館2階 201会議室
第2回	平成30年3月20日	・四條畷市生活排水処理基本計画（案）について ・なわての環境（平成29年版）（案）について ・その他	四條畷市交野市清掃施設組合 （四交クリーンセンター） 2階 大会議室

2. 環境行政推進本部

本市の環境施策を総合的にかつ計画的に推進するためには、環境部局と庁内各課とが調整、連携を図ることが不可欠であることから、平成17年6月に、庁内における検討組織として環境行政推進本部を設置しました。環境行政推進本部は市長を本部長とした部長級以上の職員で構成されており、その下部組織として、本部長の指名した職員によって構成されるプロジェクトチームが設置されています。

環境行政推進本部では、本市における環境に係る計画の策定及び変更に関すること、環境マネジメントシステムに関すること、その他環境施策の推進に関することについて調査審議を行っています。

平成29年度における環境行政推進本部の開催状況については、表2-3のとおりです。

表2-3 平成29年度環境行政推進本部の開催状況

	開催日	内容等	場所
第1回	平成29年6月30日	・四條畷市地球温暖化対策実行計画 平成28年度実績報告について ・2017なわて打ち水大作戦について ・その他	四條畷市役所 本館3階 委員会室

第 3 章

四條畷市の環境の概況

第1節 大気環境

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準とは、環境基本法に基づく基準で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」大気汚染に関わる基準として定められたものです。

現在、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質について、表3-1のとおり環境基準が設定されています。これらの物質は、いずれも呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に起こりうる影響を考慮して、人の健康を維持するための基準として定められています。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、環境基準による大気汚染の評価方法が設定されています。(P25 表3-19 参照)

表 3-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2. 大気汚染の現状

本市の大気環境の現状については、一般環境測定局による一般環境の常時監視は行われていませんが、大気汚染常時観測局としては自動車排出ガス測定局（国設四條畷局）が設置されており、国道170号沿道の大気環境について、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、非メタン炭化水素などの汚染物質の常時監視が行われています。

大気汚染の現状を経年変化でみると、概ね各項目とも横ばい傾向にあります。

表 3-2 常時監視測定局の概要

測定局名	国設四條畷
局 種 別	自動車排出ガス測定局
所 管	大阪府
所 在 地	四條畷市江瀬美町12-11
対象道路	国道170号
測定項目	二酸化硫黄
	二酸化窒素
	一酸化窒素
	窒素酸化物
	浮遊粒子状物質
	一酸化炭素
	メタン
	全炭化水素
	非メタン炭化水素

①硫黄酸化物

硫黄酸化物とは、硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭中の硫黄分が燃焼したり、黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物が焙焼されたりするときに排出されます。硫黄酸化物の中でも二酸化硫黄などは、大気中の水分と結合して強い酸性を示す硫酸ミストを発生し酸性雨の原因にもなっているため、環境基準（P10 表 3-1 参照）が設けられています。

二酸化硫黄については、平成 29 年度も環境基準を達成しており、近年の年平均値は 0.003ppm 以下という低い水準で推移しています。（資料編 P81 表 2 参照）

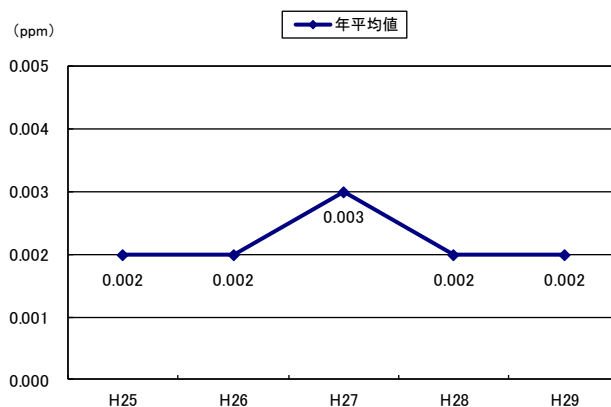


図 3-1 二酸化硫黄濃度の推移

②窒素酸化物

窒素酸化物とは、窒素の酸化物の総称であり、石油・石炭や木材に含まれる窒素が燃焼時に大気中の酸素と結合したり、燃焼時の高温下で大気中の窒素と酸素が反応したりすることで発生します。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主となります。工場の煙や自動車排出ガスなどに含まれる窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、それらは大気中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応して二酸化窒素に酸化します。

健康影響を考慮した大気環境基準は、二酸化窒素について定められていますが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

二酸化窒素については、平成 29 年度は環境基準（P10 表 3-1 参照）を達成しており、近年においては、0.036ppm～0.043ppm の範囲で推移しています。（資料編 P81 表 3 参照）

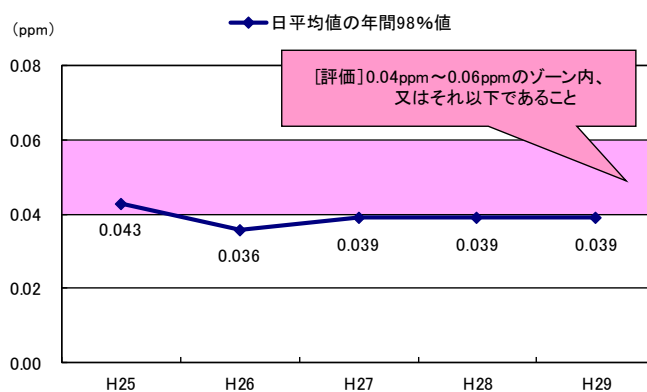


図 3-2 二酸化窒素濃度の推移

③浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことで、代表的な大気汚染物質です。発生源としては、工場のばい煙、自動車排出ガスのほか、火山、森林火災などがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が定められています。

平成 23 年度以降は、年平均値についてほぼ横ばいから減少傾向で推移しており、平成 29 年度も昨年度に引き続き環境基準（P10 表 3-1 参照）を達成しています。（資料編 P82 表 5 参照）

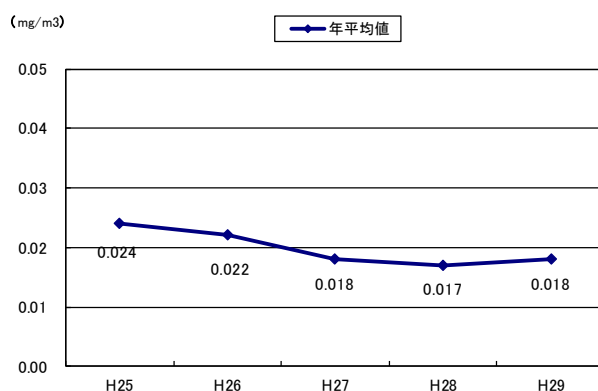


図 3-3 浮遊粒子状物質濃度の推移

④一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。主要な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合して血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招くことから、環境基準（P10 表 3-1 参照）が定められています。

平成 29 年度も環境基準を達成しており、近年においては、年平均値は 0.3ppm～0.5ppm の範囲内で推移しています。（資料編 P82 表 6 参照）

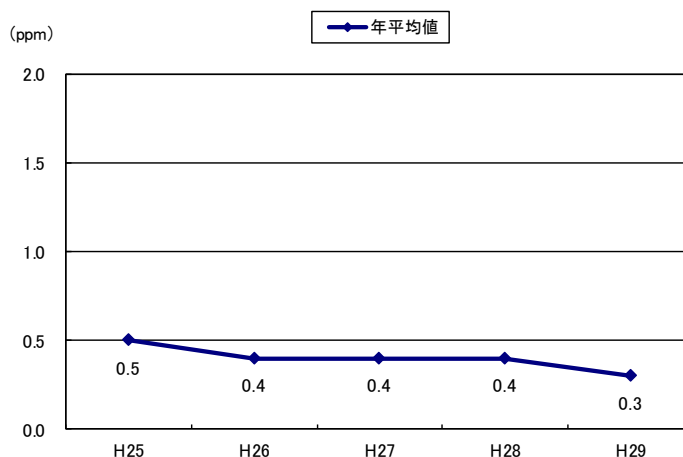


図 3-4 一酸化炭素濃度の推移

⑤非メタン炭化水素

非メタン炭化水素とは、メタン以外の炭化水素（脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素）の総称です。環境基準は定められていませんが、光化学オキシダントの発生と関係があるため、対策が必要と考えられています。現在、大気汚染防止法によって、自動車や塗装・印刷工場などへの対策が講じられています。

昭和 51 年 8 月中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度の指針について」が答申されました。

炭化水素の測定については非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの環境基準である 1 時間値の 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素の濃度は、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.2～0.31ppmC（成分ごとに炭素原子数をかけて合算した ppm 値に相当）の範囲にあるとされています。平成 29 年度も指針値の基準を達成しており、近年においては、年平均値は 0.18ppmC～0.26ppmC の範囲内で推移しています。（資料編 P83 表 7 参照）

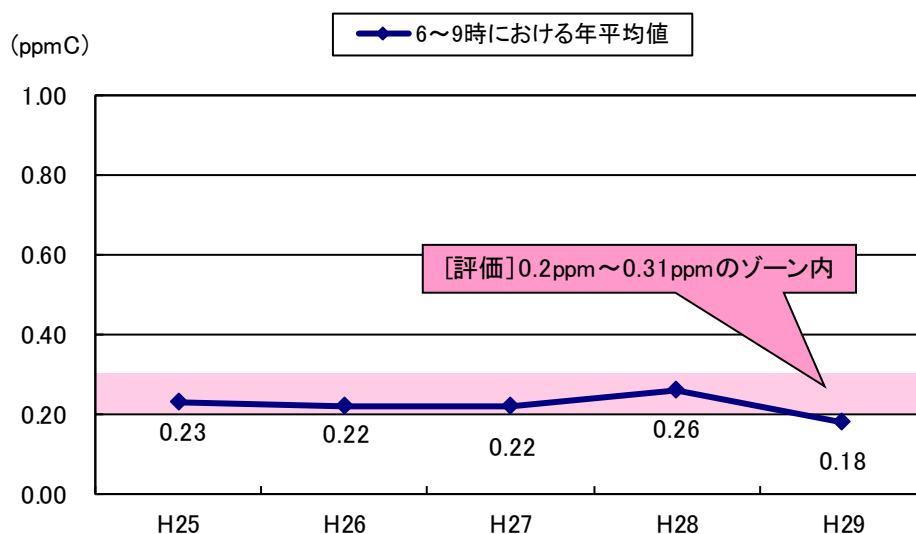


図 3-5 非メタン炭化水素濃度の推移

3. 大気汚染防止対策

大気汚染防止法は、事業活動によって発生するばい煙の排出等の規制や、有害汚染物質対策の推進、また自動車排出ガス排出許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、ボイラー等のばい煙発生施設、破砕機等の一般粉じん発生施設、及び石綿を排出する特定粉じん発生施設を規制の対象としています。ばい煙発生施設では施設ごとの排出基準や硫黄酸化物及び窒素酸化物についての総量規制基準が定められています。一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準を設けられ、特定粉じん施設を設置する工場等では敷地境界線における石綿濃度の許容限度を定められています。

また、併せて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 3 月）により、ばい煙及び粉じんを排出する施設に対し排出基準や管理基準等を定められています。

本市においては、これらの法、条例に基づいて提出された施設設置等の届出書の受付（経由）事務を行っており、平成 29 年度における受付（経由）状況については表 3-3 のとおりです。

表 3-3 大気関係特定施設（届出）施設の経由件数（平成 29 年度）

種類 \ 法・条例	大気汚染防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	ダイオキシン法	合計
設置	0	0	0	0
使用	1	0	0	1
構造等の変更	0	0	0	0
数等の変更	0	0	0	0
氏名等変更	3	2	1	6
使用全廃	0	0	0	0
使用廃止	4	1	1	6
承継	0	0	0	0
合計	8	3	2	13
平成28年度	1	5	0	6
増減	7	-2	2	7

4. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすくなっています。

光化学スモッグの予報、注意報等は大阪府域を7つの地域に分けて発令しますが、四條畷市は3の地域（東大阪地域）に属しており、当該地域の平成29年度での発令回数は、予報が2回、注意報が1回でした。

光化学スモッグの発生を未然に防止するためには、原因物質と考えられている窒素酸化物や炭化水素等の排出量の削減を図ることが必要であり、大気汚染防止法に基づく総量規制基準や大阪府条例に基づく規制基準の遵守の徹底を図るといった排出量の削減、また自動車排出ガスの削減が必要となってきます。

地域	対応区域
1	大阪市中心部の地域
2	大阪市北部及びその中心地域
3	東大阪地域
4	堺市及びその周辺地域
5	北大阪地域
6	南河内地域
7	泉南地域

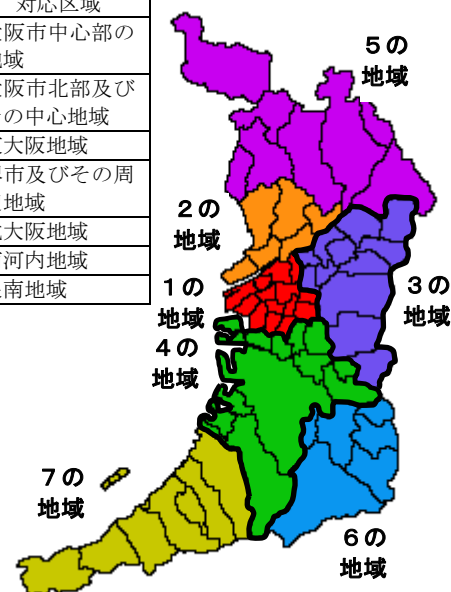


図 3-6 光化学スモッグ発令地域区分

表 3-4 光化学スモッグ予報等の発令状況

	東大阪地域			大阪府全域		
	予報	注意報	被害の訴え	予報	注意報	被害の訴え
H25	10	3	0	13	7	0
H26	2	1	0	5	3	0
H27	8	7	0	12	11	0
H28	3	1	0	9	7	0
H29	2	1	0	2	1	0

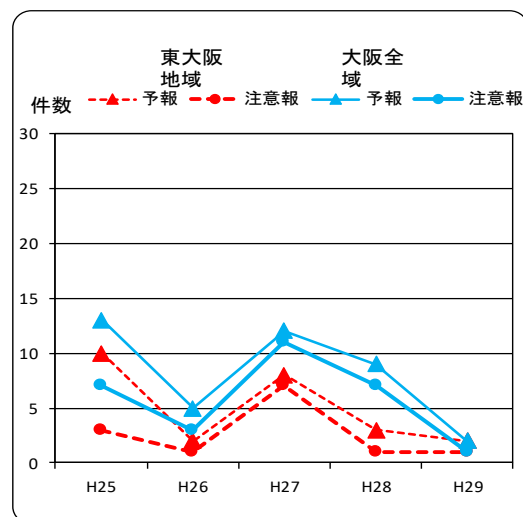


図 3-7 光化学スモッグ予報等の発令件数推移

表 3-5 光化学スモッグ予報等発令基準

	発令基準	解除等の基準
予 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令にいたると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。
注 意 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。
重大緊急 警 報	当該地域の測定地点のうち、1 点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気汚染状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認めるとき。	大気汚染状態が回復したとき、又は、気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認めるとき。

5. 石綿（アスベスト）対策

石綿（アスベスト）が原因と見られる健康被害が全国的に問題となっています。石綿（アスベスト）とは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止になりました。その後も、スレート材、車のブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿の繊維は極めて細く、飛散すると人が吸入してしまうおそれがあります。この繊維は肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

本市においては、平成 17 年度から公共施設、学校などの市有施設の露出している吹付けアスベストの使用状況の調査を進め、基準がクリアされていることを確認しています。また、基準はクリアしているものの、吹付けアスベスト等の損傷・劣化等による石綿（アスベスト）等の粉じんの飛散等ではなく露の恐れのある場所については、除去や囲い込み等の適正処置をすでに行っています。

今後も継続して公共施設のアスベストの飛散状況等の監視を行っていきます。

6. 微小粒子状物質（PM2.5）対策

微小粒子状物質（PM2.5）とは大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

大阪府では、PM2.5 が高濃度（1 日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）になると予測されると、速やかに防災情報メール等でお知らせするサービスを行っており、防災情報メールの登録を呼びかけています。行動の目安は次のとおりです。

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- ・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、ご高齢者は体調に応じて、より慎重に行動する。

大阪府では、各測定局のデータを「大気汚染常時監視のページ」で確認できるように、インターネットで詳細な情報発信を行っています。また、このページは市のホームページからもリンクしており見ることができます。

大気汚染常時監視のページ

<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>

第2節 水環境

1. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準では、カドミウム、全シアン等の人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量等の生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められています。

健康項目では、27項目にわたり基準値及び測定方法が決められています。生活環境項目では、利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を定めるにとどめ、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定する仕組みをとっています。

表 3-6 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと（定量限界値未満）
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと（定量限界値未満）
P C B	検出されないこと（定量限界値未満）
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

注）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 なお、トリクロロエチレンの環境基準は平成 26 年 11 月 17 日に 0.03mg/l以下から 0.01mg/l以下に改正されている。

表 3-7 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

		類型・利用目的の適応性					
		AA	A	B	C	D	E
		水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以 下の欄に掲げ るもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	工業用水 2 級、 農業用水及び E の欄に掲げ るもの	工業用水 3 級 環境保全
基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1 mg/l以下	2 mg/l以下	3 mg/l以下	5 mg/l以下	8 mg/l以下	10mg/l 以下
	浮遊物質 (SS)	25 mg/l以下	25 mg/l以下	25 mg/l以下	50 mg/l以下	100 mg/l以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
	大腸菌群数	50 MPN/ 100 ml以下	1000 MPN/ 100 ml以下	5000 MPN/ 100 ml以下	=	=	=

- 注） 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利用水点は、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l以上とする。
 3 利用目的の適応性とは、以下の内容をいう。
- ・自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - ・水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - ・水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ・水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - ・水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - ・水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - ・水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - ・工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - ・工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ・工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 - ・環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

2. 水環境の現状

四條畷市内を流れる主要河川には、寝屋川水系の讃良川、岡部川、清滝川、江蟬川、権現川、新川と、天野川水系の天野川、戎川の 8 河川があります。また、この他にも身近に多くの水路があります。

四條畷市では毎年、主要 8 河川の 15 地点において河川環境水質測定調査を実施しています。それぞれの水域別に環境基準の類型が定められており、寝屋川水系と天野川水系の河川は、共に類型 B（水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの）となっています。

なお、平成 29 年度における調査の概要については表 3-8 のとおりです。

河川名	調査地点	水系	類型
① 讃良川	四條畷水道センター岡山配水地上流100m	寝屋川	B
② 讃良川	新橋		
③ 讃良川	讃良橋		
④ 岡部川	清水川との合流地点		
⑤ 岡部川	見町橋		
⑥ 清滝川	清滝橋		
⑦ 清滝川	寝屋川市・四條畷市境界		
⑧ 江蟬川	江蟬川支流との合流地点		
⑨ 江蟬川	寝屋川市・四條畷市境界		
⑩ 権現川	四條畷水道センター権現取水場		
⑪ 権現川	楠公橋		
⑫ 新 川	新橋		
⑬ 天野川	野本橋	天野川	
⑭ 天野川	羽衣橋		
⑮ 戎 川	角堂橋		
⑯ 寒谷池	取水口	—	—
⑰ 堂尾池	取水口		

表 3-8 河川環境水質測定調査の概要

測定地点	基準点	7箇所
	準基準点	8箇所
測定日	第1期	平成29年6月6日
	第2期	平成29年8月17日
	第3期	平成29年11月10日
	第4期	平成30年2月6日
測定項目	健康項目	カドミウム (Cd)
		全シアン (CN)
		鉛 (Pb)
		六価クロム (Cr)
		砒素 (As)
		総水銀 (T-Hg)
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)
		生物化学的酸素要求量 (BOD)
		浮遊物質 (SS)
		溶存酸素量 (DO)
		大腸菌群数
	その他	化学的酸素要求量 (COD)
		総窒素 (T-N)

注) 一部の地点においては、揮発性有機塩素系化合物等の有害物質についての測定も実施

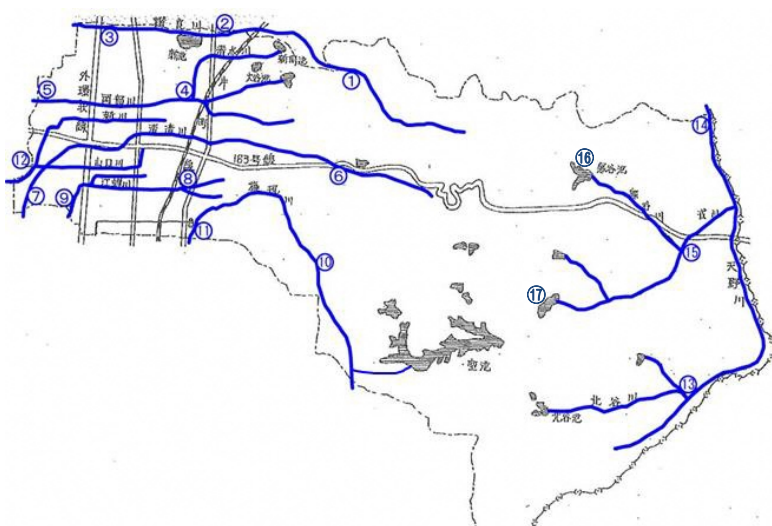


図 3-8 調査地点図

平成 29 年度の調査結果では、表 3-9 のとおり水素イオン濃度 (pH) については寝屋川水系の 8 地点、生物化学的酸素要求量 (BOD) については天野川水系の 1 地点、大腸菌群数については天野川水系の 3 地点で環境基準を達成していませんでした。(資料編 P84～P85 表 9 参照)

表 3-9 平成 29 年度における環境基準達成状況

項目	総地点数	環境基準達成地点			達成率
		寝屋川	天野川	合計	
pH	15	4	3	7	47%
BOD	15	12	2	14	93%
SS	15	12	3	15	100%
DO	15	12	3	15	100%
大腸菌群数	3	-	0	0	0%

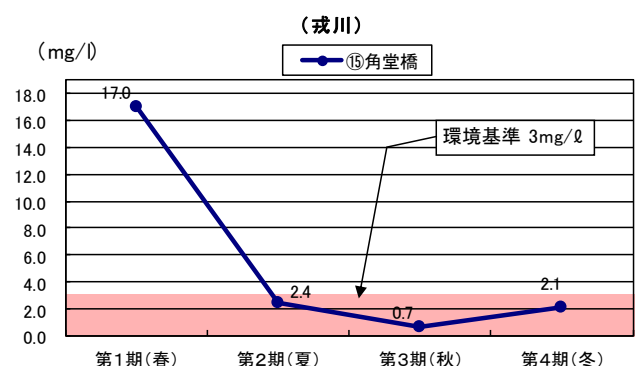
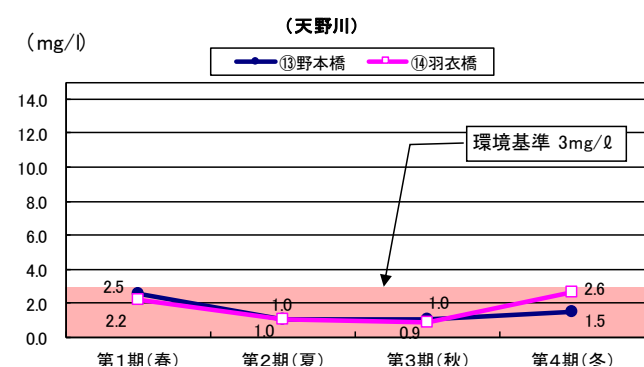
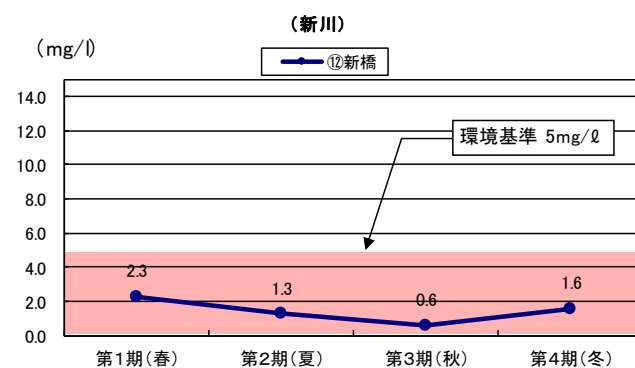
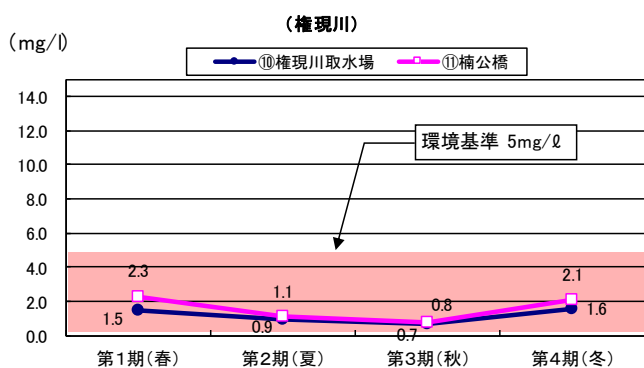
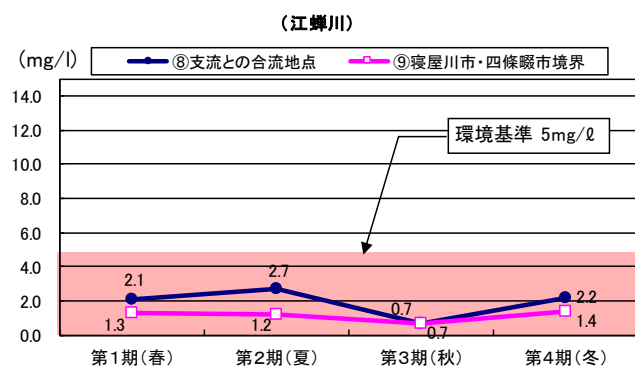
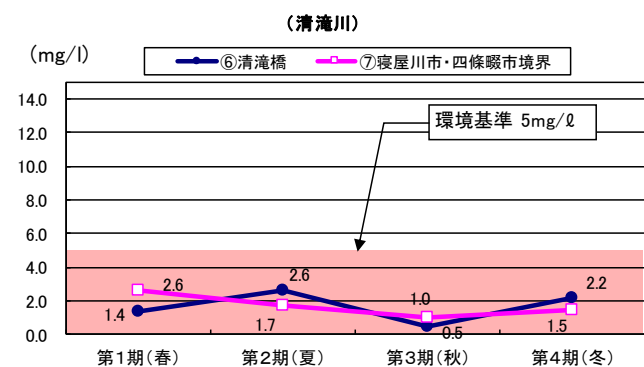
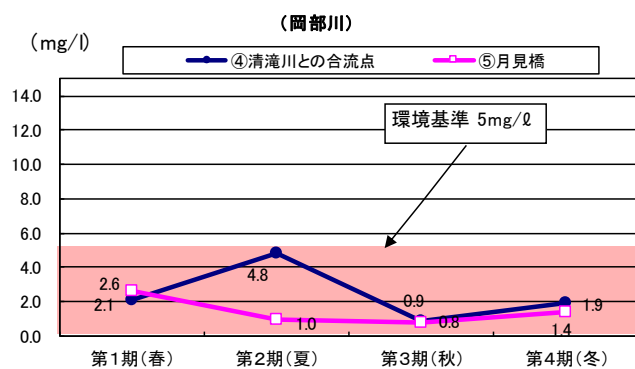
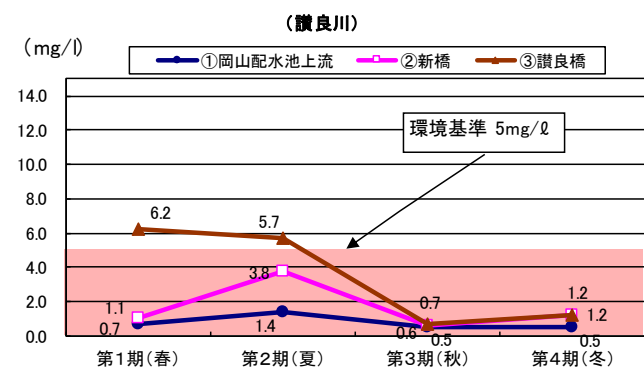


図 3-9 平成 29 年度 BOD の季節変動

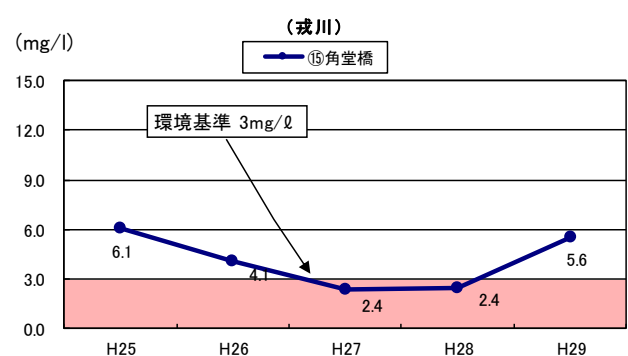
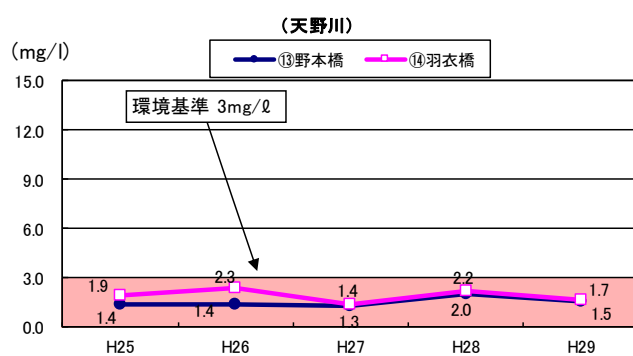
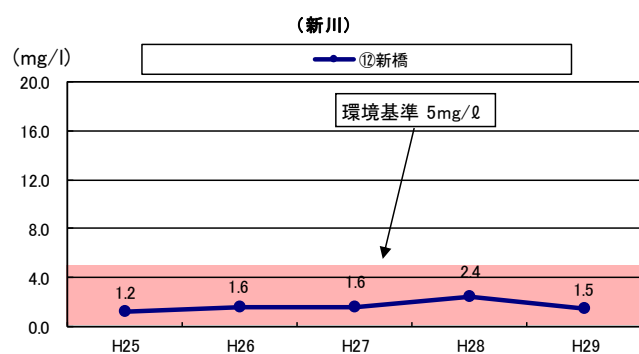
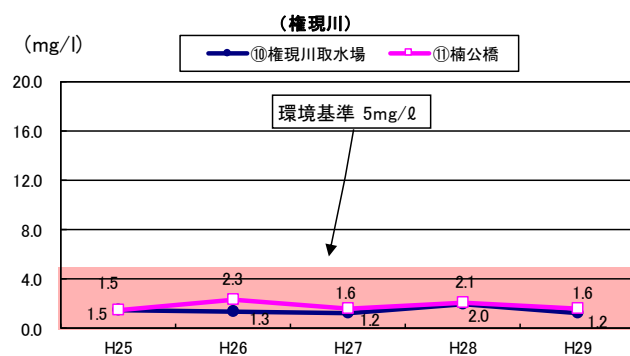
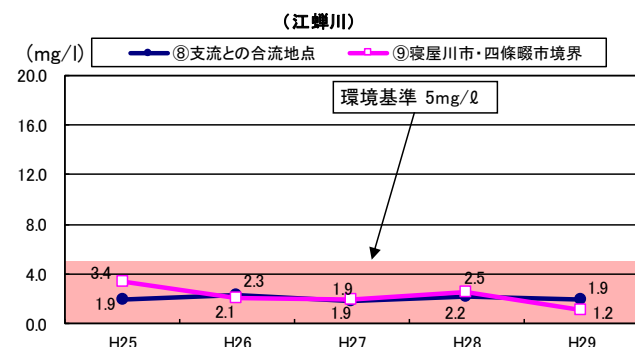
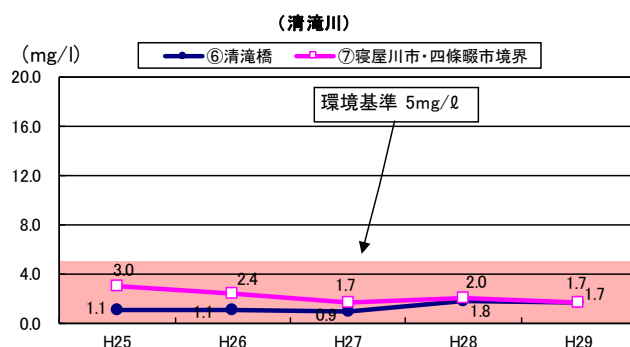
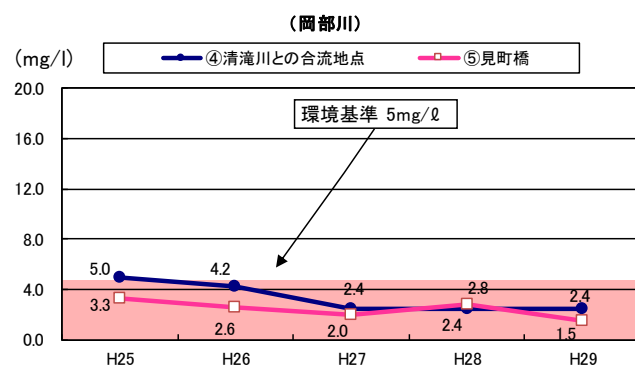
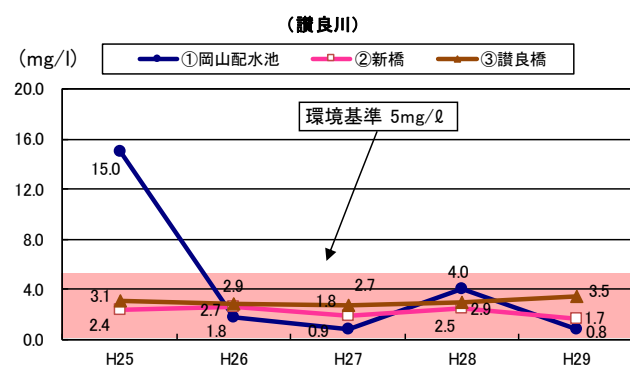


図 3-10 BOD の経年推移

3. 水質汚濁対策

(1) 生活排水対策

現在、水質汚濁の主な原因は家庭から排出される生活排水によるものであり、汚濁負荷全体に占める割合は約 8 割にのぼるといわれています。これは、家庭からの生活排水が、下水道や合併浄化槽により処理される場合以外は、そのまま河川や水路に放流されるためです。

四條畷市では、近年における公共下水道の普及により、河川や水路の水質は大幅に改善されてきました。しかし、生活排水が未処理で河川や水路に放流されている状態も多くあり、公共下水道区域外の合併浄化槽への切り替え、公共下水道区域内の公共下水道への未接続の家庭の解消が課題となっています。

このようなことを踏まえ、四條畷市では、生活排水の適正処理のための施策を計画的に進めていくために、平成 20 年 6 月に「四條畷市生活排水処理基本計画」を策定し、将来人口の見通しなどを現状に即したものとするため、平成 26 年 3 月と平成 30 年 3 月に見直しを行いました。

表 3-10 下水道普及率の推移

		H25	H26	H27	H28	H29
全体計画面積（A）	h a	674	674	674	674	674
処理区域面積（B）	h a	632	632	642	642	642
面積普及率（B/A）	%	93. 7%	93. 7%	95. 3%	95. 3%	95. 3%
行政区域内人口（C）	人	56, 812	56, 455	56, 207	55, 937	55, 764
処理区域内人口（D）	人	56, 637	56, 288	56, 043	55, 768	55, 598
水洗化人口（E）	人	55, 602	55, 349	55, 188	55, 052	54, 954
人口普及率（D/C）	%	99. 7%	99. 7%	99. 7%	99. 7%	99. 7%
人口普及率（E/D）	%	98. 2%	98. 3%	98. 5%	98. 7%	98. 8%

(2) 法律・条例による工業排水の規制

公共用水域の水質汚濁防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っています。また、大阪府では水質汚濁防止法よりも厳しい上乗せの排出基準を条例で定め、工場・事業場の規制を行っています。また、1 日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の工場・事業場については、濃度規制に加え、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について総量規制を実施しています。

本市においては、これらの法、条例に基づいて提出された施設設置等の届出書の受付（経由）事務を行っており、平成 29 年度における受付（経由）状況については表 3-11 のとおりです。

表 3-11 水質関係特定施設（届出）施設の経由件数（平成 29 年度）

種類 法・条例	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	合計
設置	0	0	0	0
使用	0	0	0	0
構造等の変更	0	0	1	1
施設等の変更	0	0	0	0
氏名等変更	0	2	0	2
廃止	0	1	0	1
測定手法変更	0	1	0	1
承継	0	1	1	2
実施制限期間短縮願	0	0	0	0
合計	0	5	2	7
平成28年度	0	6	3	9
増減	0	△ 1	△ 1	△ 2

第3節 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準では、全国一律の基準値ではなく、地域の類型及び時間の区分ごとの基準値が定められており、これに基づいて都道府県が騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じて基準値をあてはめ、指定を行うこととなっています。

この環境基準は、工場・事業場騒音と自動車騒音について適応され、在来線鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されないこととなっています。

また、騒音レベルには、時間率騒音レベルと等価騒音レベルが用いられています。時間率騒音レベルとは、「騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の $x\%$ を占める場合、そのレベルを $x\%$ 時間率騒音 (L_x) とする」と定義され、純粋な騒音の統計量を示します。この騒音レベルには、 L_{50} 、 L_5 、 L_{95} があります。これに対して、等価騒音レベルとは、「変動する騒音について、ある時間内のその騒音の総エネルギーと等しいエネルギーを持つ定常連続の騒音をもって、変動する騒音を代表するものとする」と考えられるもので、この騒音の人間への影響などを考慮した評価値を示します。この騒音レベルは、 L_{Aeq} と表します。

表 3-12 騒音レベルの種類

騒音レベル		内 容
時間率騒音レベル	L_{50}	50%時間率騒音レベル (中央値)
	L_5	5%時間率騒音レベル (5%レンジの上端値)
	L_{95}	95%時間率騒音レベル (95%レンジの下端値)
等価騒音レベル	L_{Aeq}	等価騒音レベル * 現在、騒音に係る環境基準にて評価されるレベル

表 3-13 騒音環境基準に示す地域の類型

地域の類型	地域
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 3-14 騒音に係る環境基準

<道路に面しない地域の基準値>

地域の類型	基 準 値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

<道路に面する地域の基準値>

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
Aの地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
Bの地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
Cの地域のうち 車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

注) 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ①道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車道路、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ②道路輸送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2. 騒音・振動の現状

本市では環境騒音モニタリング調査を毎年実施しており、「道路に面しない地域」12 地点、「道路に面する地域」2 地点の調査地点について、表 3-15 のとおり、騒音レベル測定を行っています。

平成 29 年度における調査結果については表 3-16 のとおりとなっており、「道路に面しない地域」においては、12 地点のうち夜間に 1 地点で環境基準を達成できませんでした。また、「道路に面する地域」においては、A 地点で昼間、夜間のいずれも環境基準を達成できませんでした。特に「道路に面する地域」については、市内で最も交通量の多い幹線道路（国道 163 号）の沿道であることから、単に移動目的で市内を通過するだけの市外からの流入交通の占める割合も非常に高く、これらの交通による影響が大きくなっています。（資料編 P89 表 11、P90～P94 表 12、P95 表 13 参照）

表 3-15 環境騒音モニタリング調査の概要

地 域	道路に面しない地域	地 域	道路に面する地域
測定項目	騒音	測定項目	騒音及び交通量
測定地点	平成 29 年 10 月 26 日	測定地点	平成 30 年 2 月 7 日
	6 地点（図 3-11 参照）		四條畷市役所（国道 163 号）
	平成 29 年 11 月 7 日		平成 30 年 2 月 21 日
	6 地点（図 3-11 参照）		川本産業四條畷給油所（国道 170 号）
測定頻度	1 観測時間（1 時間）ごとに 10 分以上×24 時間 * 有人測定の場合、昼間は午前 8 時～12 時 及び午後 2 時～6 時に各 1 観測時間以上 測定し、夜間は原則として午後 10 時～午 前 0 時に測定する。	騒 音	10 分に 1 回×24 時間（無人測定）
測定方法	影響を受けると考えられる建物等から 3.5 m 以上離れて測定する。マイクロホンの高 さは、原則として地上 1.2～1.5m とする。	交 通 量	昼間、夜間のそれぞれ 2 観測時間（1 時間× 2）以上、10 分間調査

表 3-16 環境騒音モニタリング測定結果の概要

地点 番号	測 定 地 点	地域 類型	用 途 地 域	測定年月日	基準達成	
					昼間	夜間
1	清滝中町13番	A	第1種低層住居専用地域	H29. 11. 7	○	○
2	田原台4丁目19番	A	第1種低層住居専用地域	H29. 10. 26	○	○
3	田原台8丁目6番	A	第1種低層住居専用地域	H29. 10. 26	○	○
4	岡山1丁目14番	A	第1種中高層住居専用地域	H29. 11. 7	○	○
5	二丁通町11番	A	第1種中高層住居専用地域	H29. 10. 26	○	○
6	南野5丁目8番	A	第1種中高層住居専用地域	H29. 10. 26	○	○
7	清滝新町12番	A	第1種中高層住居専用地域	H29. 10. 26	○	○
8	砂1丁目7番	B	第1種住居地域	H29. 11. 7	○	○
9	中野本町1番	B	第2種住居地域	H29. 11. 7	○	×
10	岡山2丁目1番	C	近隣商業地域	H29. 11. 7	○	○
11	大字中野176番地	C	準工業地域	H29. 11. 7	○	○
12	大字下田原1441番地	B	用途地域の指定のない地域	H29. 10. 26	○	○

地点 番号	測定地点	類型	対象道路	測定日	基準達成	
					昼間	夜間
A	中野本町1番1号	幹線交通を担う 道路に近接する空間	国道163号	H30. 2. 7	×	×
	（四條畷市役所）					
B	雁屋北町7番33号	幹線交通を担う 道路に近接する空間	国道170号	H30. 2. 21	○	○
	（川本産業四條畷給油所）					

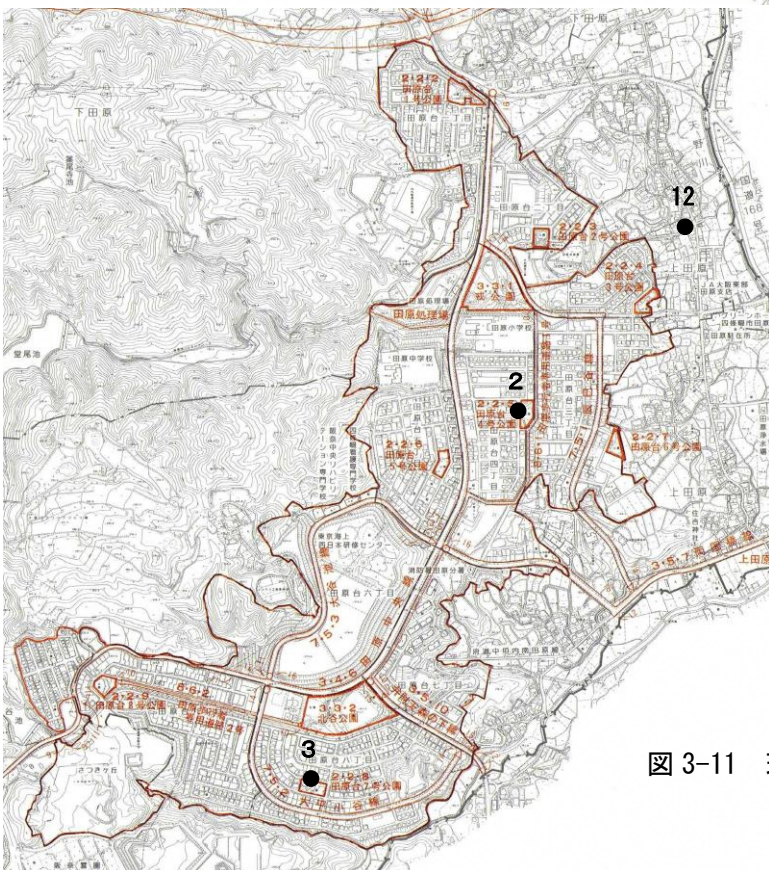
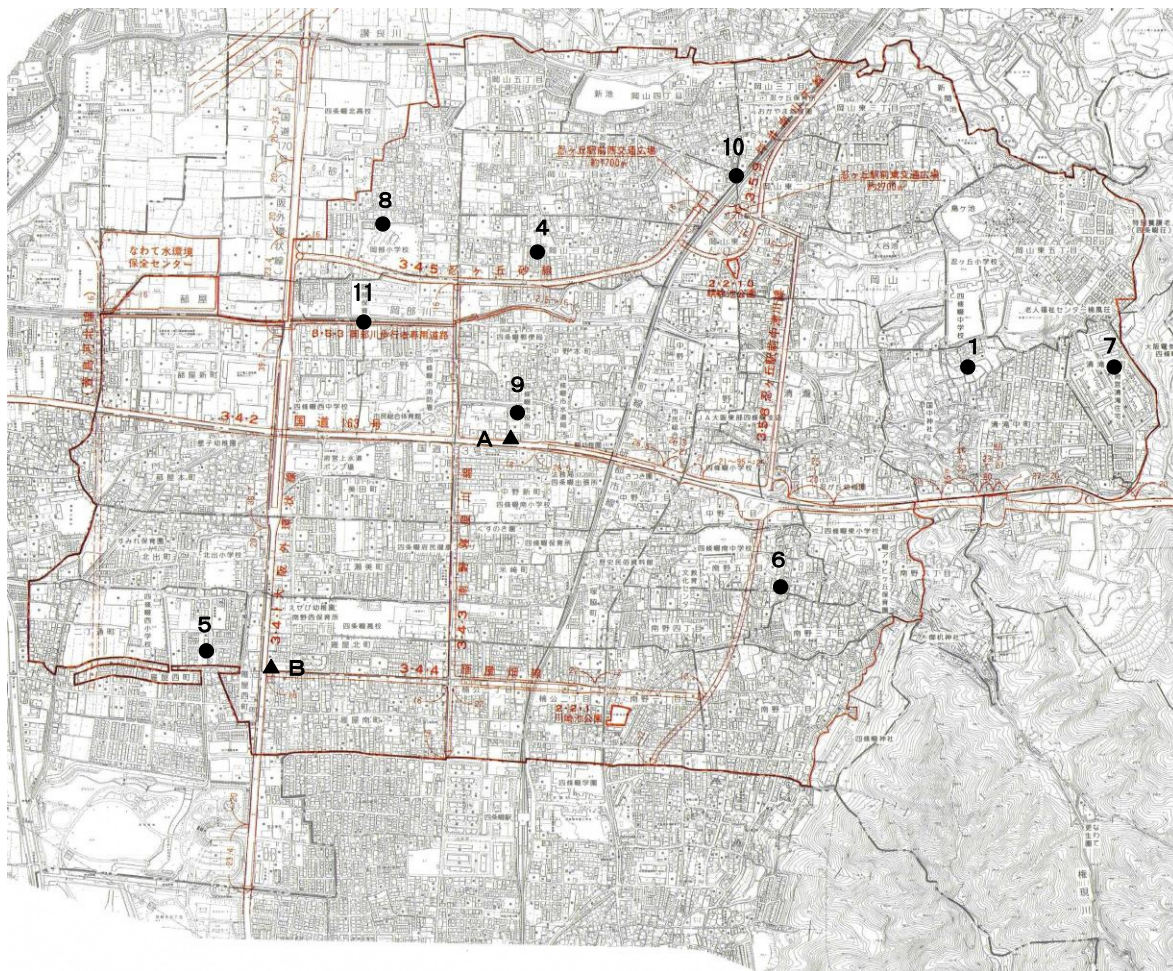


図 3-11 環境騒音モニタリング測定地点

3. 騒音・振動防止対策

騒音規制法及び振動規制法は、工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行っています。法においては騒音・振動を著しく発生する施設を特定施設として、また、建設工事における作業のうち、騒音・振動の著しいものについては特定建設作業として定められており、市町村長への届出が義務づけられています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例、四條畷市生活環境の保全等に関する条例によっても規制が行われており、騒音・振動の発生状況を適正に管理し、周辺的生活環境を損なうことのないように適切な指導を行うように努めています。

表 3-17 騒音・振動関係特定（届出）施設の届出件数

法・条例 種類	騒音規制法 振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	合計
設置	0	0	0
使用	0	0	0
数等の変更	0	0	0
氏名等変更	1	0	1
使用全廃	0	1	1
承継	0	0	0
合計	1	1	2
平成28年度	0	2	2
増減	1	△ 1	0

表 3-18 特定建設作業の届出状況

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数		振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数		四條畷市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数	
特定建設作業の種類	件数	特定建設作業の種類	件数	特定建設作業の種類	件数
くい打機・くい抜機を使用する作業（アースオーガーと併用を除く）		0	穿孔機を使用する作業	0	
ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機を使用する作業		5	コンクリートポンプを使用する作業	8	
さく岩機を使用する作業	1	舗装版破碎機を使用する作業	0	締め固め機及びてん圧機を使用する作業	28
コンクリートカッターを使用する作業	7	ブレーカー（手持ち式を除く）を使用する作業	18		
空気圧縮機を使用する作業	13				
バックホウを使用する作業	15				
その他ショベル系掘削機を使用する作業	60				

第4節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によってさらに多くの異性体が存在します。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンは、ベトナム戦争で使われた枯れ葉剤のほか、除草剤・防腐剤の中に不純物として含まれて問題となりました。また、コプラナーポリ塩化ビフェニルは PCB (ポリ塩化ビフェニル) の異性体の一部で、PCB には不純物としてポリ塩化ジベンゾフランも含まれています。

ダイオキシン類は、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成される化学物質で、その発生源は多岐にわたっています。また、毒性が強く、その環境汚染が問題となっています。ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な対策を図る必要があります。

このようなことから、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」が定められました。この環境基準は、最低ラインを示すものではなく、より積極的に維持を図るために掲げられる目標値で、媒体(大気、水質、土壌)ごとに基準値と測定方法が定められています。

表 3-19 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. ダイオキシン類に係る分析調査

大気中のダイオキシン類は、環境省によって年2回1地点で測定されています。

土壌中にあるダイオキシン類は、平成13年度より年1回3地点で行ない、平成26年度からは年1回5地点でダイオキシン類環境土壌調査を行ないました。(表3-20 参照)

また、河川水質中のダイオキシン類は年1回1地点、平成26年度からは年1回2地点で調査を行いました。池の底質のダイオキシン類は平成27年度より年1回2地点で調査を行ないました。結果についてはすべて環境基準を下回っていました。(表3-21 参照)

表 3-20 ダイオキシン類環境土壌調査結果の概要

	測定地点	測定場所	測定日	ダイオキシン濃度 (pg-TEQ/g)
H25	37 岡山児童遊園	岡山二丁目7番	平成26年1月7日	4.4
	38 蜻蛉池公園	岡山東一丁目4番		3.7
	39 山口川公園	美田町16番		2.6
H26	40 雁屋北公園	雁屋北町3番	平成27年1月9日	0.60
	41 南野中児童遊園	塚脇町6番		4.8
	42 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		8.9
	43 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.0093
	44 北谷公園	田原台八丁目8番		0.90
H27	45 岡部小学校校庭	砂一丁目7番	平成28年1月18日	0.12
	46 向二児童遊園	二丁通21番		4.3
	47 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		6.0
	48 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.17
	49 北谷公園	田原台八丁目8番		0.66
H28	50 青少年コミュニティー運動広場	岡山東三丁目978番地の1	平成29年2月2日	0.032
	51 東小学校校庭	南野六丁目1番25号		1.6
	52 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		8.2
	53 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.30
	54 北谷公園	田原台八丁目8番		0.29
H29	55 四條畷小学校校庭	大字中野872番	平成30年1月11日	0.0030
	56 環境センター修景施設	南野六丁目11番		0.43
	57 飯盛霊園新池庭園	大字上田原448番		2.5
	58 田原小学校校庭	田原台四丁目2番1号		0.034
	59 北谷公園	田原台八丁目8番		1.3

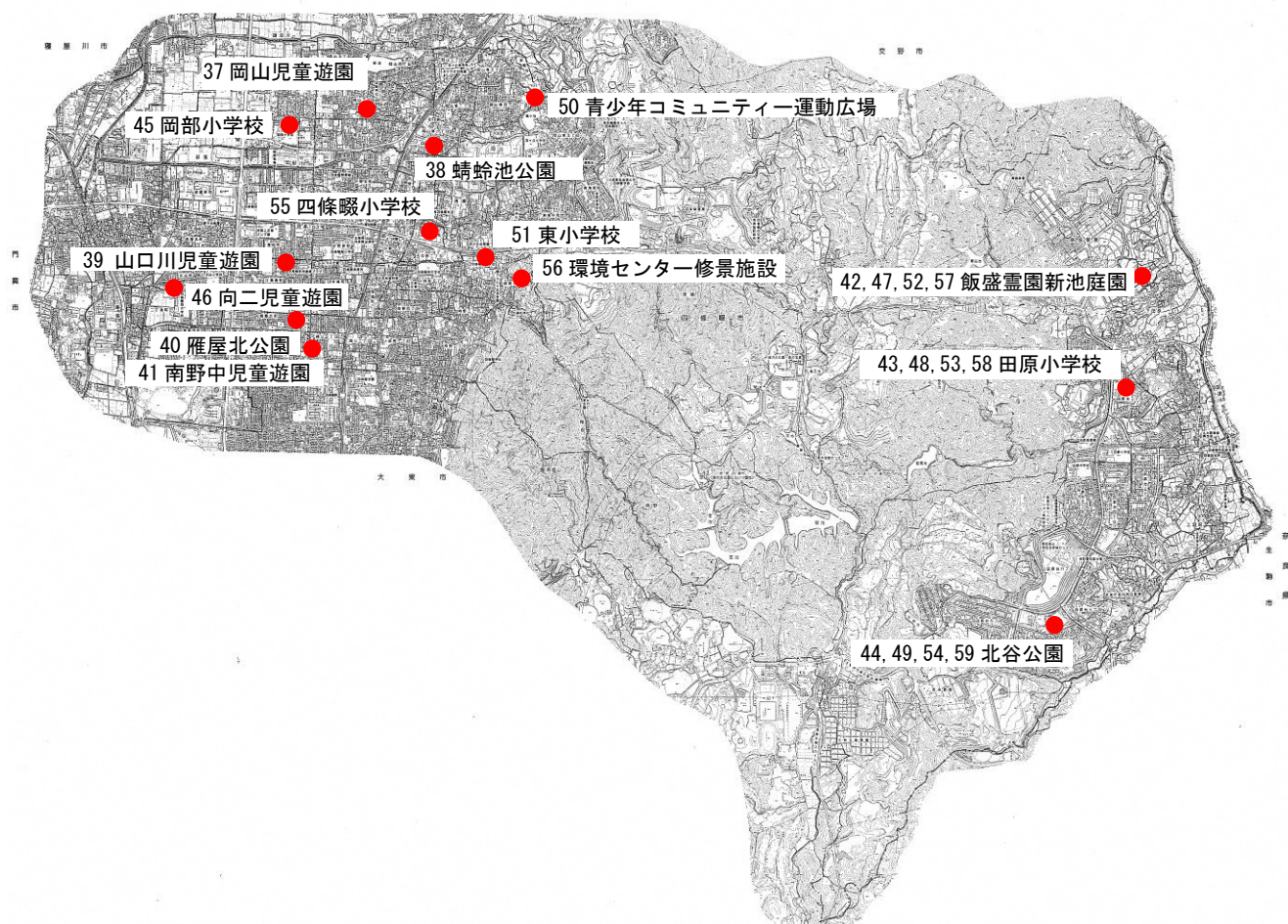


図 3-12 ダイオキシン類環境土壌調査地点

表 3-21 ダイオキシン類調査結果

河川水質調査結果

	H25	H26	H27	H28	H29
讃良川・讃良橋	0.081	0.072	0.18	0.18	0.077
天野川・羽衣橋		0.063	0.089	0.96	0.060

※ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

池の底質調査結果

	H27	H28	H29
寒谷池	27	16	16
堂尾池	29	22	22

※ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

大気調査結果 (一般環境)

H24	H25	H26	H27	H28
0.029	0.024	0.023	0.018	0.016

※ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)

(大気調査結果については、環境省の四條畷測定地点 (旧 (社) シルバー人材センター) のデータを引用)

3. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物焼却炉などが特定施設として定められており、施設の設置や変更を行う場合には知事への届出が必要です。また、これらの特定施設を設置する事業場には、焼却炉からの排ガスや燃え殻・ばいじん中のダイオキシン類濃度の年 1 回以上の測定及びその結果の知事への報告が義務づけられています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正 (平成 14 年 12 月 1 日施行) により、家庭用焼却炉を含め、規模や設置時期に関係なくすべての焼却炉に構造基準が定められています。これにより、構造基準に適合しない小型焼却炉の使用は禁止となり、これに違反して焼却行為を行った場合は、野焼き行為として罰則の対象となります。

第5節 廃棄物

1. 廃棄物を取り巻く法令

大量にものが作られ廃棄されていくことによる、地球規模での環境悪化や資源枯渇に対応していくために、資源・廃棄物・エネルギーなどが循環する社会体制づくりが必須となっています。国では廃棄物関連法律を体系化し、各法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成にむけて実効ある取り組みを進めていくこととしています。

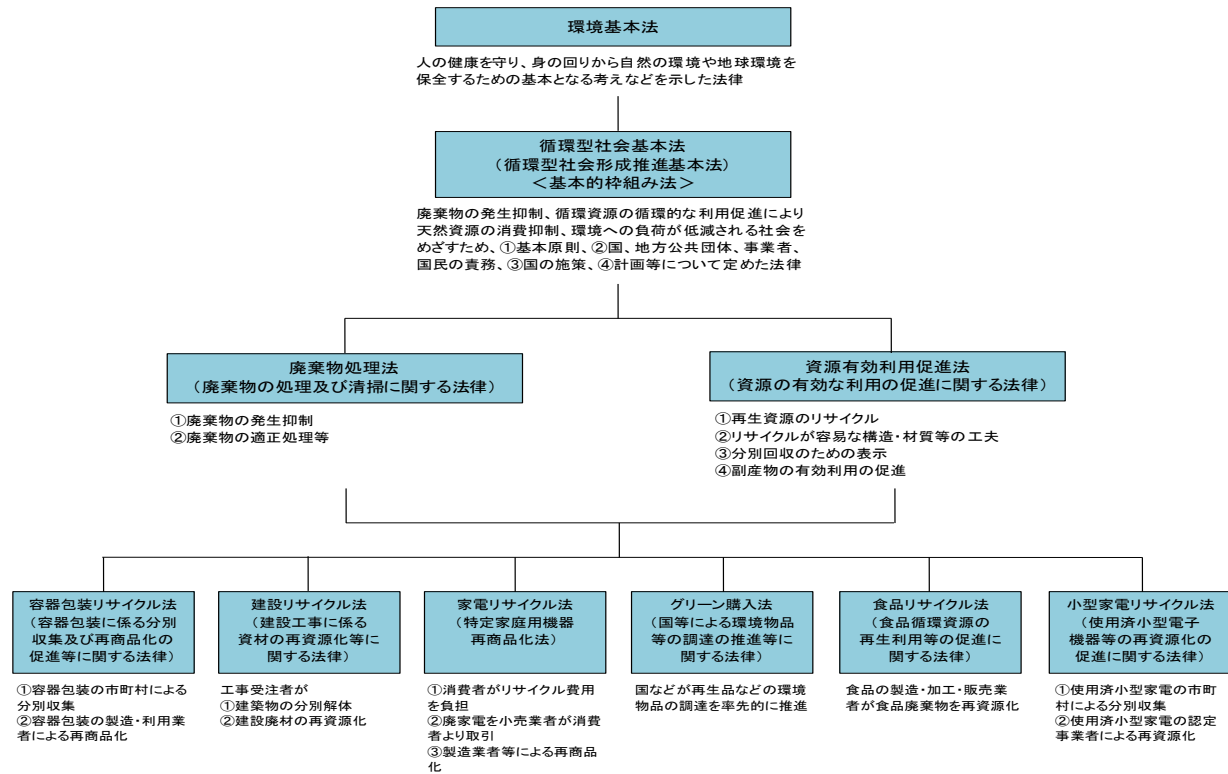


図 3-13 廃棄物を取り巻く法令

2. ごみの現況

(1) ごみ処理の流れ

本市では、「可燃ごみ」、「ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ」、「空き缶・空きびん」、「粗大ごみ・不燃ごみ」の四種に分類されています。ごみ処理の流れは、図 3-14 のとおりで、拠点回収によって回収されるものには牛乳パック、乾電池、蛍光灯があります。

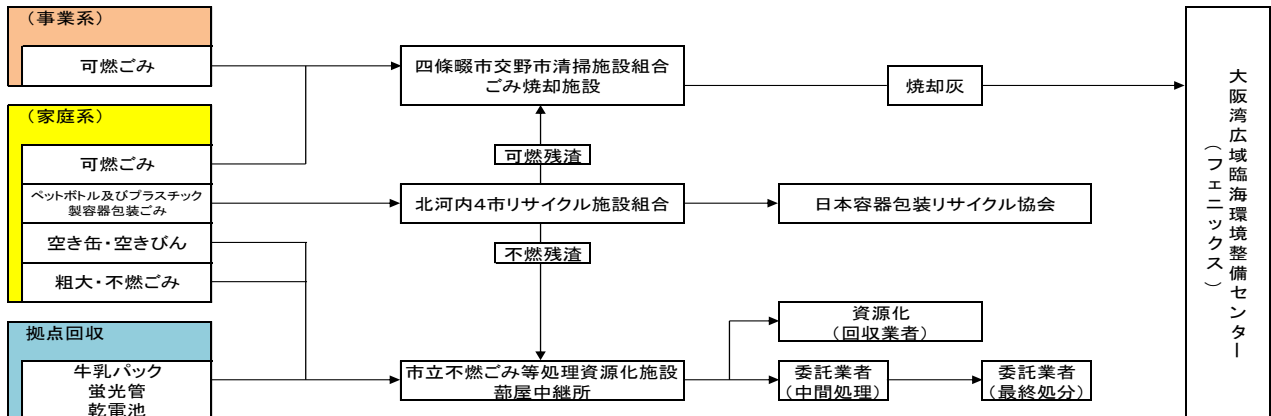


図 3-14 ごみ処理のフロー

(2) ごみ排出量の推移

平成 29 年度における本市のごみの排出量は 16,561t/年（平均 45.37t/日）となっています。また、表 3-24、図 3-17 に示すとおり、可燃ごみが全体の 79%を占めており、市民 1 人当たりのごみの排出量は、556.4g/日となっております。

家庭系の可燃ごみについては、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて減少した後、平成 26 年度からは横ばい傾向となっています。なお、家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみの排出量の増減については、平成 25 年 10 月から事業系可燃ごみの収集を許可制に変更したことが影響しているものと推測されます。

表 3-22 ごみの排出量の推移

年間排出量（t/年）		H25	H26	H27	H28	H29
家庭系	可燃ごみ	11,722	9,849	9,789	9,545	9,707
	資源ごみ	1,148	1,053	1,054	1,037	1,047
	粗大・不燃ごみ	993	958	920	908	823
	集団回収	1,760	1,688	1,710	1,677	1,574
	拠点回収	9	9	13	8	11
合計		15,632	13,558	13,486	13,175	13,163
事業系	可燃ごみ	2,718	3,095	3,342	3,568	3,399
合 計		18,350	16,653	16,828	16,743	16,561
※達成率		96.4%	106.2%	105.1%	105.6%	106.8%

※四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【後期計画】による目標値：17,684（t/年）

1人当たりの排出量（g/人日）		H25	H26	H27	H28	H29
家庭系	可燃ごみ	545.9	560.3	476.1	458.2	466.1
	資源ごみ	48.9	54.9	51.2	49.8	50.3
	粗大・不燃ごみ	49.3	47.5	44.7	43.6	39.5
	拠点回収	0.8	0.4	0.6	0.4	0.5
	合計	663.1	569.9	572.6	552.0	556.4
達成率		85.1%	99.0%	98.6%	102.2%	101.4%

※四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【後期計画】による目標値：564.4（g/人日）

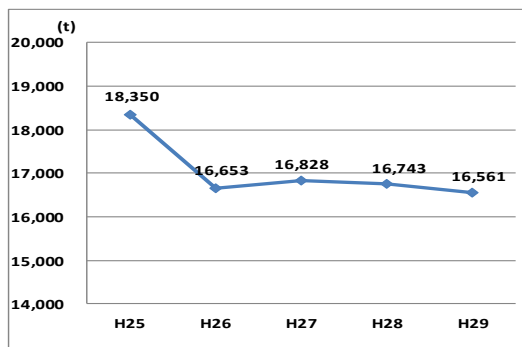


図 3-15 ごみの年間総排出量

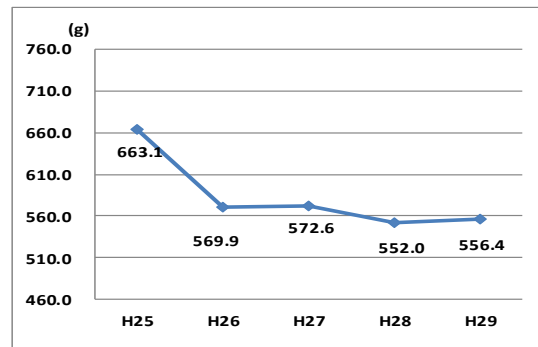


図 3-16 ごみの 1 人当たり日排出量

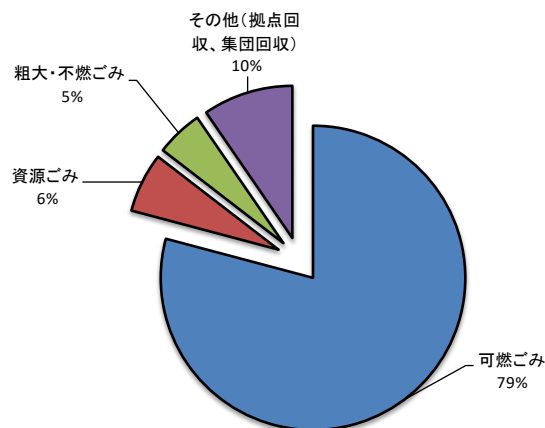


図 3-17 ごみの年間排出量内訳（平成 29 年度）

(3) ごみ処理施設

四條畷市交野市清掃施設組合のごみ焼却施設は、24 時間連続で稼動する全連続式焼却炉で、処理能力 90t/24h の炉が 2 炉あり、施設規模は 180t/日です。

1 号炉は、昭和 42 年度に竣工し、その後平成 6 年度～平成 7 年度に整備工事を行いました。2 号炉は、昭和 48 年度に竣工し、その後平成 12 年度～平成 13 年度にかけて整備工事を行いました。1 号炉、2 号炉とも稼動開始から 40 年以上を過ぎ、老朽化及び処理能力の低下が年々進行している状態にあります。

これを受けて、交野市に新ごみ処理施設の整備を進め、平成 30 年 2 月 1 日から本格稼働しました。

表 3-23 現在のごみ焼却施設の概要

施設名称		四條畷市交野市清掃施設組合ごみ焼却施設 (エコクリーンセンター)
所在地		四條畷市大字清瀧1051
処理能力		90t/24h×2炉 (計180t/日)
炉型式		全連続式焼却炉
設備内容	受入供給設備	ピットアンドクレーン
	燃焼設備	ストーカ式
	ガス冷却設備	水噴射式
	集じん設備	バグフィルタ
	排ガス処理設備	無触媒脱硝装置、有害ガス除去装置
	灰出し設備	灰ピット

表 3-24 新ごみ処理施設の概要

施設名称			四交クリーンセンター
所在地			交野市大字私市3029-1
熱回収施設	処理対象物		可燃ごみ
	処理能力		62.5t/24h×2炉（計125t/日）
	炉型式		全連続焼却式ストーカ炉
	設備内容	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	ストーカ方式
		燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー、減温塔方式
		排ガス処理設備	ろ過式、有害ガス乾式除去、触媒脱硝式、活性炭式
灰出し設備		灰ピット、灰バンカ方式	
リサイクル施設	処理対象物		粗大ごみ・不燃ごみ（破碎・選別） 缶・びん（選別・圧縮成型）
	処理能力		23t/日（5H）
	設備内容	受入供給設備	粗大ごみ・不燃ごみ受入ヤード、缶・びん受入ヤード
		破碎・選別設備	低速回転式破碎機、高速回転式破碎機、磁選機、アルミ選別機
		選別・梱包設備	破除袋機、磁選機、アルミ選別機、自動びん選別装置、缶圧縮機
		集じん設備	バグフィルタ
	搬出設備		不燃物貯留バンカ、磁性物貯留バンカ、アルミ貯留バンカ、可燃物貯留バンカ、びん貯留ヤード、缶成型品貯留ヤード

3. し尿の現状

(1) し尿処理の流れ

し尿処理のタイプは、自家処理するもの、地方自治体の責任により各家庭で汲み取り処理するもの、各家庭や集合住宅、地域で設置している浄化槽で処理するもの、水洗便所から公共下水道へ流入させて処理するものがあります。

四條畷市におけるし尿の処理については、汲み取り槽、浄化槽、公共下水道などにより排出されています。このうち、汲み取り槽のし尿は、市の委託業者が収集し、浄化槽汚泥は、市の収集許可業者により収集され、市のし尿処理施設「市立環境センター」にて河川水により希釈してから、下水道へ放流しています。

(2) し尿処理施設

四條畷市のし尿処理施設は、収集したし尿及び浄化槽汚泥を河川水で希釈して下水道に放流するという新しいタイプの処理施設で、施設規模は 15kℓ/日です。

施設の性格上最も懸念される臭気対策としては、高速シャッターやエアーカーテンなどによる臭気の外部漏出の防止とともに、施設内部ではファンによる臭気捕集の後、酸及びアルカリで脱臭し、さらに活性炭吸着を行うことによって、環境基準を達成しうる仕様となっています。

表 3-25 し尿希釈施設

施設名称	四條畷市立環境センター
所在地	四條畷市南野六丁目 11 番 37 号
処理能力	15kℓ/日
敷地面積	約 9,700m ²
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方法	希釈

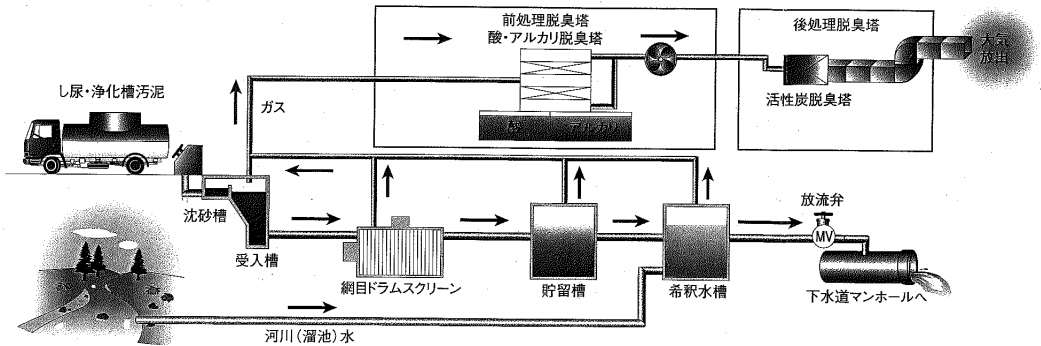


図 3-18 処理フロー

(3) し尿処理等の状況

四條畷市におけるし尿の処理形態別人口は、平成 14 年度で汲み取り 3%、浄化槽 9%、公共下水道 88%であったのに対し、平成 29 年度では汲み取り約 0.4%、浄化槽約 1.0%、公共下水道約 98.6%となっています。年々し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少しています。

平成 30 年 3 月には四條畷市生活排水処理基本計画の見直しを行い、公共下水道区域外の合併浄化槽の切り替え、公共下水道区域内の公共下水道への未接続の家庭の解消に向け取組みを進めています。

表 3-26 処理形態別人口・世帯数

単位：人

人口別		H25	H26	H27	H28	H29
	汲み取り	371	348	311	245	219
		(0.6%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)
	浄化槽	558	758	708	640	588
		(1.0%)	(1.4%)	(1.3%)	(1.2%)	(1.0%)
	公共下水道	55,883	55,349	55,188	55,052	54,954
		(98.4%)	(98.0%)	(98.2%)	(98.4%)	(98.6%)
	その他	0	0	0	0	3
	(合計)	56,812	56,455	56,207	55,937	55,764

単位：世帯

世帯別		H25	H26	H27	H28	H29
	汲み取り	213	218	209	163	148
		(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.7%)	(0.6%)
	浄化槽	432	380	346	336	307
		(1.8%)	(1.6%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.3%)
	公共下水道	23,079	23,151	23,381	23,527	23,665
		(97.3%)	(97.5%)	(97.7%)	(97.9%)	(98.1%)
	その他	0	0	0	0	1
	(合計)	23,724	23,749	23,936	24,026	24,121

図 3-19 処理形態別人口

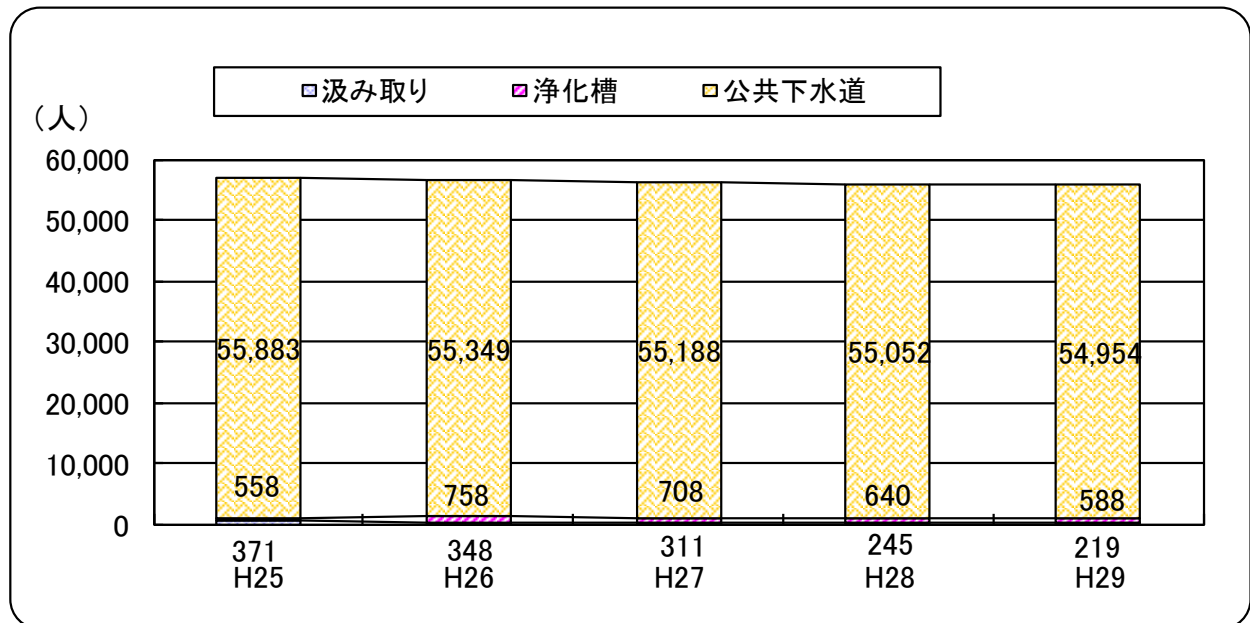
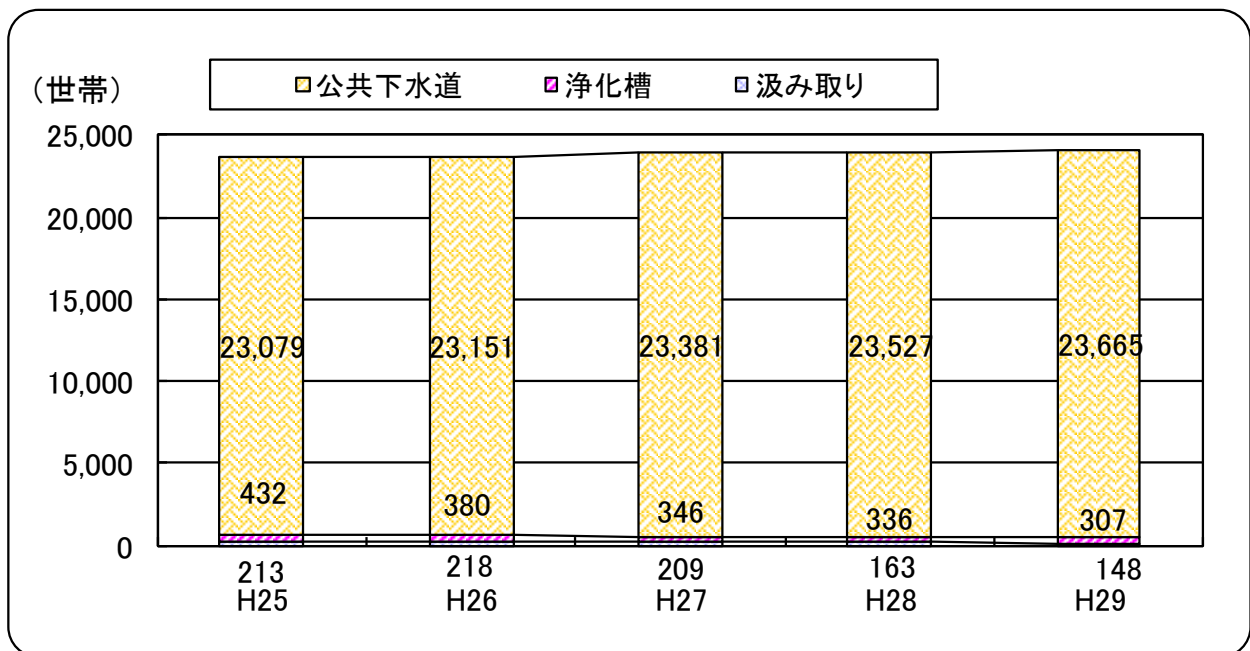


図 3-20 処理形態別世帯数



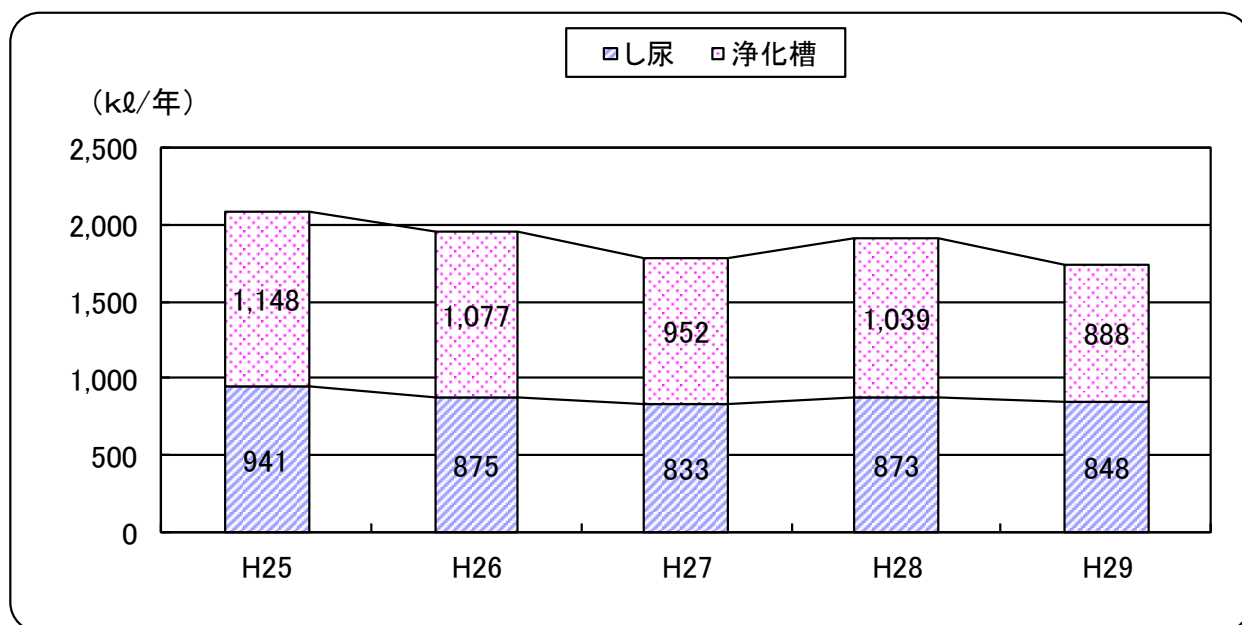
なお、平成 29 年度の市立環境センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の収集処理量については、し尿 848kℓ、浄化槽汚泥 888kℓ の計 1,736kℓ となっています。

表 3-27 し尿及び浄化槽汚泥の収集処理量

単位：kℓ/年

	H25	H26	H27	H28	H29
し尿	941	875	833	873	848
浄化槽	1,148	1,077	952	1,039	888
(合計)	2,089	1,952	1,785	1,912	1,736

図 3-21 し尿及び浄化槽の収集処理量



第6節 公害等の苦情

公害等に関する苦情の受付件数は、平成29年度においては47件で内訳としては、騒音、大気に関係したものが多くなっており、全体としての件数も横ばい傾向にあります。

大気に関する苦情の原因としては、屋外燃焼行為（野焼き）や建築物の解体作業に伴う粉じん等の発生があります。

また、騒音問題については、各種公害の中でも比較的日常生活に密接な関係を持っていることから苦情の中でも近隣トラブルに発展する場合があります。深刻化していく可能性があります。騒音苦情の内容としては、カラオケや飲食店からの営業騒音、ペットの鳴き声やマンションの生活騒音、建設工事や土木工事等に使用する重機等の騒音・振動等が主なものです。

特に生活騒音については、生活様式の多様化により様々な原因が想定され、また個人によって感じ方も異なってくることから、苦情案件に対して行政が一律に指導することによって解決を図るということが難しい面もあります。一人ひとりが周辺に迷惑をかけないように心がけることが大切です。

表 3-28 生活環境に係る苦情件数の推移

	騒音	振動	大気	水質	悪臭	その他	合計
H25	4	1	4	1	3	1	14
H26	6	1	9	3	6	0	25
H27	17	1	4	5	7	9	43
H28	14	1	12	5	8	10	50
H29	13	1	13	3	5	12	47

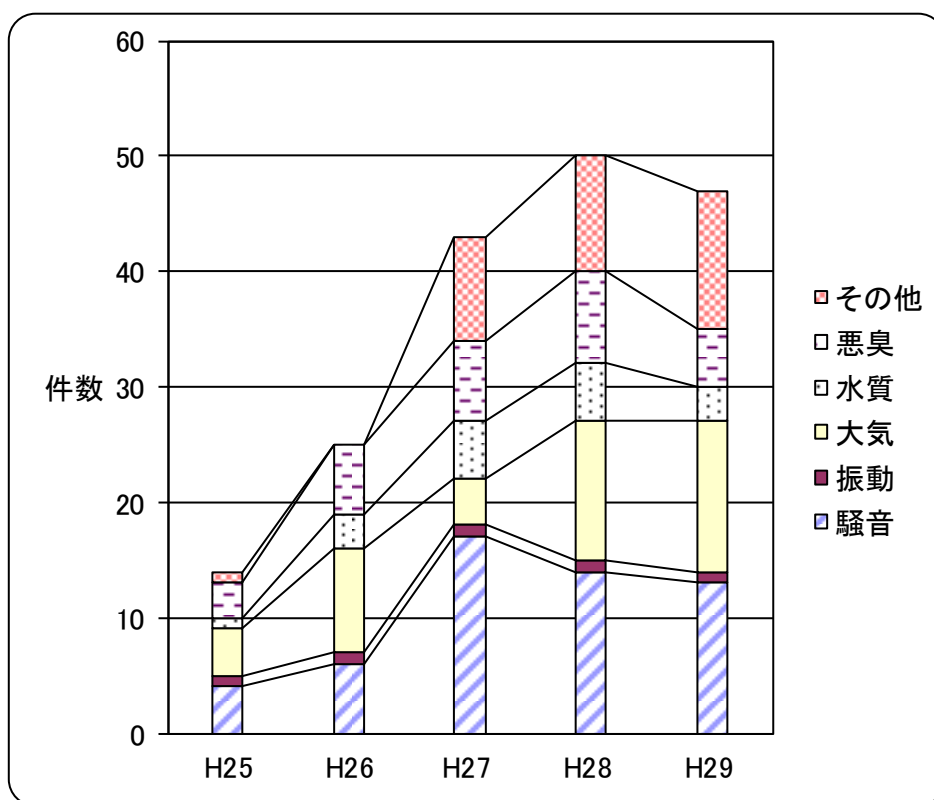


図 3-22 生活環境に係る苦情件数の推移

第 4 章

平成 29 年度における施策の実施状況

第1節 活動体制の整備

(1) 市民参加の促進

①環境保全活動団体の状況

市内及び市内を含む近隣市において環境保全活動を行っている団体等については、表 4-1、表 4-2 のとおり、平成 29 年度末現在で 34 団体の活動が報告されています。

表 4-1 環境保全活動を行う団体等数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
団体等数	32	33	32	31	34

表 4-2 環境保全活動を行う団体等（平成 29 年度）

	区分	個人名・団体名	活動人数	活動場所
1	団体	四條畷国際ボランティア・センター	3人	特定なし
2	団体	シルバーアドバイザー四條畷（略称：S A 四條畷）	10人	四條畷市内・一部大阪府内
3	団体	四條畷西中学校区すこやかネット	50人	くすのき小・岡部小・西中
4	団体	生涯学習ボランティア「畷・手と手をつなぎ隊」	約300人 （団体人数を含む）	登録者による （北河内地域内まで）
5	団体	四條畷市みどりと花の会	30人	四條畷市内
6	団体	四條畷市公園・緑地等里親会	約300人	四條畷市内
7	団体	かたづけたい・四條畷	29人（5団体）	四條畷市内
8	団体	四條畷市再生資源集団回収促進協議会	約30人	四條畷市内
9	団体	四條畷市衛生婦人奉仕会	13人	主に四條畷市内
10	団体	なわて環境ネットワーク	20人	四條畷市内
11	団体	なわて自然観察会	15人	四條畷市内
12	団体	田原ライフセーバーズ	30人	田原地域（田原中校区）
13	団体	畷を美しくする会（畷美会）	35人	四條畷市内
14	団体	ピオトープ田原里山の会	30人	下田原里山一帯
15	団体	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ京阪支部	5～20人	大阪市・四條畷市他
16	団体	四條畷市肢体不自由児者父母の会	障がい者7人、親7人	市民総合センター会議室
17	団体	四條畷ライオンズクラブ	15人	四條畷市内及び海外
18	団体	四條畷中央ライオンズクラブ	25人	—
19	団体	四條畷市人権協会	28人	—
20	団体	明るい社会づくり運動 大東フレンドフォーラム	100人	主に大東市四條畷市
21	団体	田原の明日を拓く会	8人	田原地域
22	団体	生駒いいもり里山サポーターズ	17人	四條畷神社フィールド 信愛女学院フィールド
23	団体	アドブトリバープログラム天の川桃源郷 （田原・天野川を美しくする会）	32人	田原地域の天野川とその周辺
24	団体	なわてごみへらし隊	4人	四條畷市内
25	団体	なわて山守り隊	28人	四條畷市内
26	団体	エコなわ（環境にやさしいまち・畷）	9人	四條畷市内
27	団体	わたしのいえほっこり連絡会	5人	上田原
28	団体	食器あるある市会	8人	田原地域
29	NPO法人	特定非営利活動法人 里山サロン	30人	むろいけ園地森の工作館
30	NPO法人	特定非営利活動法人 桃源郷のさと	11人	四條畷市一帯
31	NPO法人	特定非営利活動法人 ボランティア労力ネットワーク 四條畷支部	全国に約130支部：約800人 四條畷支部：6人	支部：会員宅及びその他 ボランティア活動場所
32	NPO法人	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ 四條畷（なわてクラブ）	約50人	主に四條畷市全域
33	NPO法人	特定非営利活動法人大阪生涯学習推進協議会（本部） 四條畷市生涯学習推進会	約40人	大阪府内
34	NPO法人	特定非営利活動法人 ほうじょう	約30人	全国

②市民ボランティア団体との協働

市民と行政との協働の取り組みとして、小学校や市役所庁舎等の壁面をゴーヤなどで覆う「緑のカーテン事業」、環境美化の取り組みなどを「なわて環境ネットワーク」と協働でおこないました。

また、ごみの減量化やリユースを推進するため、市民から提供された家具などの不用品の中から使用可能なものを希望者に提供する不用品リユース事業を、平成 30 年 3 月 7 日～3 月 10 日に市民活動センターにて「四條畷市再生資源集団回収促進協議会」とともに行いました。

また、平成 30 年 2 月 18 日に市民総合センターにおいて、小中学生の親子を中心とする若い世代の市民を中心に、広く環境問題を知っていただくために「なわて環境フォーラム」を開催しました。平成 29 年度は、『子どもたちにやさしい地球を残そう』を共通のテーマに、「まんだまんだフェスティバル」との合同開催を行いました。当日は、映画上映や食器市、子ども用品交換会、おもしろ科学実験、ごみの収集実演、環境問題に取り組む各活動団体のパネル展など、多岐に亘る内容で市民への環境啓発を行いました。



第 10 回なわて環境フォーラム

③環境保全活動団体への経済的支援

環境に関心の高い市民団体による率先した環境保全のための取り組みにより、より多くの市民の環境保全活動への参加が促進されるように、団体が行う環境保全活動に要した経費の一部について助成をするための制度（「四條畷市環境保全活動協働支援助成金制度」）を平成 19 年度に創設しました。

平成 29 年度の交付実績は、表 4-3 のとおりです。

表 4-3 四條畷市環境保全活動協働支援助成金交付事業（平成 29 年度）

団体名	事業名	金額（円）
生駒いいもり里山サポーターズ	2017年度四條畷神社梅園再生及びサクラ庭園の保全整備活動	20,000
なわて環境ネットワーク	壁面緑化によるストップ温暖化啓発活動	20,000
なわて環境ネットワーク	食材廃棄を最小限に抑えるエコ料理教室	20,000
ビオトープ田原里山の会	田原の里山にホタルを飛ばす活動	20,000
ビオトープ田原里山の会	里山再生プロジェクト活動	20,000
なわて自然観察会	第9回なわての秋を見つけ隊	20,000
エコなわ	「段ボールコンポストの市民モニター」ワークショップ	18,651
合計		138,651

(2) 情報提供の充実

① 環境関連情報の提供

市民に対しては、身近な市民生活に必要な情報を提供するとともに、地域の環境や地球温暖化などの環境問題にも関心を持ってもらえるように、環境白書などの統計資料をはじめとして、市広報誌や市ホームページなど様々な媒体を通じて、市の環境に関する情報を積極的に提供し、環境啓発を図るよう努めてきました。

なお、平成 29 年度において、主に広報誌又はホームページを通じて提供した環境関連情報については、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 環境関連情報の提供事例（平成 29 年度）

月	種類	タイトル	担当課
4 月	【募集】	四條畷市環境保全活動協働支援助成金に係る募集について	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
5 月	【案内・周知】	6 月はゴミフリ駆除強調月間	生活環境課
	【案内・周知】	生ごみ堆肥化容器の購入費補助	生活環境課
	【案内・周知】	6 月は環境月間です	生活環境課
	【案内・周知】	今年度も空き地・空き家の現地調査をします	生活環境課
	【案内・周知】	食器回収について	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【案内】	家庭食用油の廃油回収	産業観光課
6 月	【募集】	親子で見る自然散策と水辺の生物観察会	生活環境課
	【報告】	平成 28 年度 集団回収の実績報告	生活環境課
	【周知】	ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別に一層のご協力を	生活環境課
	【案内】	北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会	生活環境課
	【案内】	食器市の開催	生活環境課
	【募集】	段ボールコンポスト市民モニター募集	生活環境課
	【案内】	北河内 4 市リサイクルプラザ（愛称「かざぐるま」）のご案内	生活環境課
7 月	【案内・周知】	セアカゴケグモ等対策月間	生活環境課
	【案内】	粗大ごみ一部有料化に伴う説明会のご案内	生活環境課
	【案内・周知】	2017 年わて打ち水大作戦	生活環境課
8 月	【案内・周知】	子ども用品交換会の開催	生活環境課
	【報告】	平成 28 年度温室効果ガスの排出状況	生活環境課
	【募集】	食材廃棄を最小限に抑えるエコ料理教室	生活環境課
	【報告】	親子でなわての自然を満喫	生活環境課
	【案内】	家庭食用油の廃油回収	産業観光課
9 月	【啓発】	特集 四條畷のごみのゆくと減量化	生活環境課
	【報告】	打ち水でなわてのまちを涼しく	生活環境課
	【周知】	粗大ごみ・不燃ごみの持ち去り防止のためお願い	生活環境課
	【募集】	平成 29 年度犬の適正飼養普及啓発事業「犬の飼い方教室」	生活環境課
	【募集】	食器市の開催	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【募集】	なわての秋を見つけ隊 むろいけ園地自然観察	生活環境課
10 月	【周知】	PCBの使用・保管の点検	生活環境課
	【啓発】	愛犬のマナーについて	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【啓発】	12 月は地球温暖化防止月間	生活環境課
11 月	【啓発】	集団回収にご協力ください	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【募集】	家庭食用油の廃油回収	産業観光課
	【案内】	年末年始業務案内	生活環境課
12 月	【募集】	リユース（再使用）出来る家具等募集中	生活環境課
	【啓発】	粗大ごみ・不燃ごみの安全な排出にご協力を	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【案内】	なわて環境フォーラム&まんだまんだフェスティバル	生活環境課
1 月	【啓発】	総合ねずみ駆除運動月間	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
2 月	【募集】	家具等のリユース展	生活環境課
	【案内】	四條畷市証紙（ごみ処理手数料用）販売店一覧	生活環境課
	【啓発】	2 月は生活排水対策推進月間です	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館
	【案内】	家庭食用油の廃油回収	産業観光課
3 月	【募集】	連続市民講座 緑のカーテンボランティア講習	生活環境課
	【案内・周知】	四交クリーンセンターがオープンしました	生活環境課
	【案内・周知】	粗大ごみの一部有料化が始まります	生活環境課
	【報告】	なわて環境フォーラム&まんだまんだフェスティバル結果報告	生活環境課
	【案内】	狂犬病予防集合注射・飼犬登録の案内	生活環境課
	【案内】	リサイクルフェア in 北出	図書館

② 環境白書の発刊

本市の環境に関する大気、水質、土壌などの現状データを取りまとめたものと、四條畷市環境基本計画書に基づく施策の進捗状況について、平成 28 年度に実施した環境に関わる施策状況報告を併せ持つ環境白書として「なわての環境（平成 29 年版）」を発刊しました。

第2節 人材の育成

(1) 環境教育・学習の推進

① 環境講座・出前講座等

本市では、水質や大気、ごみの問題など身近な環境問題をテーマとした環境講座の開催などの人的支援を積極的に行い、広く市民に関心を持ってもらうため環境啓発に努めています。

表 4 - 5 平成 29 年度 環境講座・出前講座実績

開催年月日	講座名等	参加者	主催
平成29年11月14日	忍ヶ丘あおぞらこども園 環境紙芝居「それいけ！エコットくん」 「エコットくんと時空の旅」	162人	生活環境課
平成29年11月15日	岡部保育所 環境紙芝居「それいけ！エコットくん」 「エコットくんと時空の旅」	96人	生活環境課

第3節 森林の保全

(1) 森林の適正管理

① アドプトフォレスト事業

アドプトフォレスト事業は、大阪府が仲介となり企業や団体などが、社会貢献として間伐や植樹などの森林整備を行い、森林本来の環境浄化機能を回復させ地球温暖化防止などの環境保全活動を進めるための事業です。

本市は豊かな緑に恵まれた環境にありますが、管理の行き届かない森林も多く、荒廃しつつある森林を保全することが大きな課題となっていることから、本制度を活用した森林整備を進めることとしました。

平成 19 年度から、田原中学校、ビオトープ田原里山の会、四條畷ライオンズクラブ、大阪府、四條畷市とアドプトフォレスト「冒険の森づくり」の協定を結び、竹の伐採、草刈作業を行い環境教育の一環として植樹活動など行っています。

また、平成 22 年度には、大阪厚生信用金庫、四條畷神社、大阪府、四條畷市で「四條畷市南野生駒山系花屏風活動」の協定を締結し、密生した竹林を伐採整理した後、ヤマザクラやコブシ、クヌギなどを植栽しています。平成 27 年度には、ザ・バック株式会社、大阪府森林組合、大阪府、四條畷市で「アドプトフォレスト四條畷市ふれあいの森づくり」の協定を結び、ふれあいの森を活動拠点として間伐作業等を行っています。



アドプトフォレスト四條畷



アドプトフォレスト「冒険の森づくり」

表 4-6 アドプトフォレスト事業活動実績

協定名	参加団体	活動内容	
		活 動 日	内 容
アドプトフォレスト四條畷	日立造船株式会社 (財)オイスカ 関西総支部 大阪府 四條畷市	平成 26 年 4 月 19 日	ネザサ刈り、桜植樹
		平成 26 年 11 月 22 日	ネザサ刈り
		平成 27 年 5 月 9 日	ネザサ刈り、間伐
		平成 27 年 10 月 31 日	ネザサ刈り
		平成 28 年 4 月 23 日	ネザサ刈り、間伐
アドプトフォレスト「冒険の森づくり」	市立田原中学校 四條畷ライオンズクラブ ビオトープ田原里山の会 大阪府 四條畷市 地権者	平成 28 年 10 月 22 日	ネザサ刈り、間伐
		平成 19 年 6 月 7 日	間伐作業
		平成 19 年 7 月 13 日	調印式
		平成 19 年 11 月 16 日	植樹作業
		平成 20 年 2 月 8 日	協定書締結
		平成 20 年 5 月 21 日	竹の伐採、草刈
		平成 21 年 5 月 14 日	竹の伐採、草刈
		平成 21 年 11 月 15 日	植樹作業
		平成 22 年 5 月 14 日	竹の伐採、草刈
		平成 26 年 10 月 30 日	竹間伐、桜・山法師・ツバキ植樹、低木剪定
四條畷市南野 生駒山系花屏風活動	大阪厚生信用金庫 四條畷神社 大阪府 NPO法人日本森林ボランティア 四條畷市	平成 27 年 10 月 29 日	竹の伐採、ツバキ等植樹、清掃活動
		平成 29 年 10 月 27 日	竹の伐採、低木剪定
		平成 22 年 4 月 6 日	植樹作業
		平成 22 年 6 月 19 日	竹の伐採、草刈
		平成 22 年 12 月 4 日	竹の伐採、草刈
		平成 23 年 2 月 26 日	竹の伐採、草刈
		平成 23 年 4 月 16 日	竹の伐採、草刈
		平成 26 年 4 月 5 日	竹の伐採、草刈
アドプトフォレスト四條畷市ふれあいの森づくり	ザ・バック株式会社 森林組合 大阪府 四條畷市	平成 28 年 4 月 9 日	竹林整備、間伐、山桜植樹
		平成 29 年 7 月 8 日	竹林整備、間伐
		平成 28 年 4 月 28 日	調印式
		平成 28 年 6 月 25 日	除幕式、間伐作業
		平成 28 年 11 月 5 日	間伐作業
		平成 29 年 6 月 10 日	ネザサ刈り、間伐作業

②クリーンハイキング

11 月は大阪府が山地美化に対する意識啓発を図るために山地美化月間と定めており、府内市町村や関係団体等の協力を得て、自然公園等の美化清掃活動を展開されています。

本市においても、飯盛山など美しい山の自然がシンボルとなっていることから、毎年、キャンペーン月間にあわせて、市内の美しい山の環境保全を広く市民に呼びかけてクリーンハイキングを行っています。

平成 29 年度のクリーンハイキングは、残念ながら雨のため中止となりました。



③ふれあいの森・ハイキング道の整備

ふれあいの森・ハイキング道の適正な維持管理のため、除草やトイレ清掃等の業務委託を行いました。

④四條畷市里山保全活動

大阪府が実施する生駒山系花屏風構想に呼応する形で、市民との協働により生駒山系へヤマザクラやヤマモミジなどの植樹を行うことで、生駒山系に四季折々の彩りを持たせ、市民に愛される自然資源を創出し、更に次世代へと継承していくため、その担い手となる市民活動団体（里山保全リーダー）を育成・組織し、植樹活動を行いました。

表 4-7 平成 29 年度植樹実績

実施日	植樹場所	樹種	本数
平成30年1月27日 平成30年2月21日	32号緑地	ドウダンツツジ	45本

①里山一斉調査

第 35 回里山一斉調査における田原の里山での調査については、平成 29 年 4 月 9 日に行われました。この調査によって確認された動植物は表 4-8 に示すとおりです。

[illegible]

(資料：「第 35 回里山一斉調査報告書」公益社団法人大阪自然環境保全協会)



メジロ



イノシシ



カスミサンショウウオ

第4節 水辺の保全

(1) 河川の保全

① 公共下水道の整備・普及

公共下水道は生活基盤の改善を図るとともに、河川・水路等の公共用水域の水質保全のためにも重要な役割を担っており、本市においても公共下水道の整備を進めるとともに良好な維持管理を行うことにより環境負荷の低減に努めてきました。また、公共下水道が整備されたにも関わらず未接続となっている家屋に対しては、戸別訪問により公共下水道への接続を依頼しています。

なお、平成 29 年度末の公共下水道の整備状況については、人口普及率 99.7%、水洗化率 98.8%となっています。

表 4-9 公共下水道の整備状況
(平成 29 年度末)

全体計画面積 (A)	674ha
処理区域面積 (B)	642ha
面積普及率 (B/A)	95.3%
行政区域内人口 (C)	55,764 人
処理区域内人口 (D)	55,598 人
水洗化人口 (E)	54,954 人
人口普及率 (D/C)	99.7%
水洗化率 (E/D)	98.8%

② 河川・水路維持管理

市内の主要な農業用水路の災害防止や良好な維持管理のために 10 地区の用水組合等に清掃補助金 589,000 円を交付しました。また、河川・水路の安全対策や維持補修に伴う整備工事とさらに、水路の良好な維持管理のための浚渫工事など、計 6 件の維持管理工事を行いました。

③ 下水処理場の開放・見学

下水処理場の仕組みを知って身近に感じていただくため、毎年、田原処理場の一部を開放しています。また、学校や市民の方を対象とした施設見学を行うことにより、下水処理場の仕組みを知っていただくとともに、親しみやすい憩いの場として処理場に触れていただきました。



田原処理場の開放



田原処理場の見学

④食用油の廃油回収

家庭から出る廃油の大部分は、可燃物として焼却処理されたり、排水として下水に流されたりしていますが、焼却すると地球温暖化の原因物質である二酸化炭素が発生し、また下水に流すと下水処理施設に多大な負荷がかかることになり、いずれも環境にやさしい処理とはいえません。廃油も貴重な資源であり、リサイクルすればゴム製品原料や塗料など新たな製品として生まれ変わります。

循環型社会の構築に向け、本市では廃油の有効活用を図るため、消費生活友の会、なわて環境ネットワークの協力のもと、年4回（3月、6月、9月、12月）、市役所、グリーンホール田原、雁屋公民館、府営清滝住宅の4箇所で廃油の回収を行っています。

平成29年度の実績については、表4-10のとおりです。



廃油回収 受付風景

表 4-10 平成 29 年度廃油回収実績表

(単位：ℓ)

実施年月日	平成29年 6月13日	平成29年 9月12日	平成29年 12月12日	平成30年 3月13日	合計	平成28年度	増減
回収量	594	360	486	414	1,854	1,710	144

⑤オアシス月間の啓発

大阪府では、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、毎年11月をオアシス月間と定められており、府内市町村ではため池の美化清掃などを呼びかけ、オアシス・クリーンアップ・キャンペーンが展開されています。

本市では、平成29年11月18日に室池において、オアシス・クリーンアップ・キャンペーンが開催されました。その中で、ビオトープ田原里山の会の活動紹介がされました。

また、平成29年11月26日に開催された農業まつりに併せて、ため池こども新聞や啓発グッズを配布し啓発活動を行いました。

⑥アドプト・リバー

大阪府は、地域に愛され大切にされる川づくりをめざしており、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を、平成13年7月から、地元市の協力のもとでスタートしています。

地域に愛される河川環境づくりや地域の環境美化の推進に取り組むことを目的として、大阪府、四條畷市と「アドプト・リバー・岡部川を守る会～アンディの小径～」の協定を平成30年1月に締結しました。

(2) 水辺の生物保護

①親子でみる自然散策と水辺の生物観察会

四條畷市では、守口市・寝屋川市とともに「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」を開催しています。これは、昭和 63 年度に四條畷市と守口市の 2 市で始めた事業で、平成元年より寝屋川市が参加し、平成 29 年度は四條畷市と寝屋川市の 2 市が合同で開催しました。

30 回目を迎えたこの観察会では、室池周辺の権現川に生息する水生生物を観察することにより、河川の水質保全について理解と関心を深めてもらうために、市内在住の小学生とその保護者を対象に実施しています。観察の結果、きれいな水の指標となるカワゲラやサワガニがたくさんみられました。

平成 29 年度については、7 月 28 日（金）に表 4-11 のとおり 25 名の方が参加しました。



水辺の生物観察



緑の文化園の散策

表 4-11 過去 5 年間の観察会の参加者数

	四條畷市			守口市			寝屋川市			合計
	子ども	大人	合計	子ども	大人	合計	子ども	大人	合計	
H25	7	5	12	6	4	10	18	10	28	50
H26	8	6	14	3	2	5	15	10	25	44
H27	7	5	12	13	9	22	6	5	11	45
H28	7	4	11	13	9	22	6	5	11	44
H29	7	3	10	-	-	0	9	6	15	25

②下田原生き物調査隊

田原地域の天野川において、地元の田原小学校の児童を対象とした生き物調査を、平成 14 年度より、大阪府中部農と緑の総合事務所、ビオトープ田原里山の会、アドプト・リバーとして活動している田原・天野川を美しくする会及び市が協力して実施しています。この調査は、農林水産省と環境省が連携して行っている「田んぼの生き物調査」の一環として位置づけられているものです。

③ホタルの育成、観察会

平成 15 年に下田原地区におけるオアシス整備（ため池整備）の完了にあわせて、ビオトープ田原里山の会が中心となり、田原小学校と連携してホタルを飛ばすプロジェクトとして、環境づくりを行い、平成 16 年から「ホタル鑑賞の夕べ」という観察会を毎年開催しています。

第5節 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの推進

①市立野外活動センター

市立野外活動センターは、金剛生駒紀泉国定公園の中にある緑の文化園・むろいけ園地やふれあいの森などの施設の近くにあるキャンプ場であり、豊かな自然を体験するための環境教育・学習の場としても最適な施設です。

平成18年度より管理運営については指定管理者制度を導入しており、表4-12に示すように、子どもたちの自然とのふれあいを推進するための様々なイベントが実施されました。

表4-12 市立野外活動センターのイベント実施状況（平成29年度）

事業名	実施年月日	参加者数 (人)
SORA親子で春のデイキャンプ ～挑戦！ダッチオープン料理～	平成29年4月23日（日）	15
SORA森のようちえん・キッズ	平成29年5月14日（日）	13
SORA親子で挑戦！秘密基地づくり	平成29年5月21日（土）	41
SORA親子で挑戦！カレーコンテスト	平成29年6月18日（日）	9
SORAサマーフェスティバル第20回キャンプ場開き	平成29年7月2日（日）	378
ホテル観察会①	平成29年7月9日（日）	20
ホテル観察会②	平成29年7月15日（土）	36
SORA親子で竹の流しそうめん①	平成29年7月16日（日）	22
SORA親子で竹の流しそうめん②	平成29年7月17日（月・祝）	15
夏休み宿題講座 観察編②	平成29年7月25日（火）	2
夏休み宿題講座 工作編①	平成29年7月27日（木）	7
夏休み宿題講座 工作編②	平成29年7月28日（金）	7
SORAサマーキャンプ Aコース	平成29年8月10日（火）～11日（水）	83
SORAサマーキャンプ Bコース	平成29年8月17日（火）～18日（水）	63
SORAサマーキャンプ チャレンジコース	平成29年8月21日（月）～23日（水）	18
SORA森のようちえん・ファミリー	平成29年10月8日（日）	12
SORA親子でソラリンピック ～森の運動会～	平成29年10月15日（日）	6
SORAオータムキャンプ ～ドキドキ ハロウィンパーティー～	平成29年10月28日（土）～29日（日）	18
SORA親子で森の展覧会	平成29年11月12日（日）	8
SORA森のようちえん・キッズ	平成29年11月19日（日）	27
SORA親子でクリスマスリースとかわいいお菓子の家作り	平成29年12月10日（日）	27
SORA de はんどめいど ～クリスマスワックを作ろう！～①	平成29年12月12日（火）	3
SORA de はんどめいど ～クリスマスワックを作ろう！～②	平成29年12月15日（金）	2
SORAウィンターキャンプ Aコース	平成29年12月24日（日）～25日（月）	45
SORAウィンターキャンプ Bコース	平成29年12月26日（火）～27日（水）	113
SORA新年宝探しと鯛の塩釜を作ろう！	平成30年1月14日（日）	4
SORAかぶとむしプロジェクト（幼虫編）	平成30年1月20日（土）	21
SORA親子でバレンタイン	平成30年2月11日（日）	11
SORA森のようちえん・キッズ	平成30年2月18日（日）	25
SORA森のようちえん・ファミリー	平成30年3月11日（日）	6
SORA親子で春の手作りパン祭り	平成30年3月18日（日）	7
SORAスプリングキャンプ	平成30年3月28日（水）～29日（木）	73
天体観測会	平成29年4月～平成30年3月（通年）	延べ242
星空案内人（星のソムリエ）養成講座	平成29年9月～平成30年3月（毎月）	延べ266
合計（事業）		1,645

②市立環境センター修景施設

修景施設は里山の風景の再現を基本的なテーマとし、昔の民家を再現した「管理棟」をはじめ、「生き物の池」、「体験水田」、「せせらぎ」などを配し、動植物の生息にも配慮しています。

環境意識の普及と向上を図るため、市民への施設利用に供するとともに、里山の復元をテーマとした良好な環境づくりのため施設の維持管理に努めました。

なお、修景施設は平成 14 年 7 月から開設しており、平成 29 年度までの施設利用者については表 4-13 のとおりです。



市立環境センター修景施設内の管理棟

表 4-13 市立環境センター修景施設の利用状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者(人)	7,281	6,638	6,741	6,480	6,027

③なわて自然観察会

平成 20 年度に市が主催した「四條畷市自然観察リーダー養成講座」の受講生が、平成 21 年 4 月に四條畷市の自然観察及び環境の保全活動を通じて、自然を愛する人を増やすことを目的とした「なわて自然観察会」を立ち上げ、会員相互の親睦と交流を図るとともに、平成 29 年度において表 4-14 のとおり活動を行いました。

表 4-14 なわて自然観察会の活動実績

実施日	事業名	参加人数
平成 29 年 7 月 28 日	親子で見る自然散策と水辺の生物観察会	25 名

④むろいけ園地

むろいけ園地は、生駒山中のスポーツ・宿泊・研修施設である「緑の文化園」に隣接し、落ち着いたたたずまいの室池を中心に、2つの散策道「ファミリートレイル」と「ネイチャートレイル」があります。湿性植物や野鳥の観察も楽しめます。

市との協働事業により、「親子で見る自然散策と水辺の生物観察会」、「四條畷市里山保全活動」、「なわて環境フォーラム」など、様々なイベントに取り組みました。

第6節 緑化の推進

(1) 市街地緑化の推進

① 生垣等設置助成事業

ブロック塀を取り壊して生垣にしようとする場合や、新たに生垣を設置する場合に、一定要件に該当する場合について市から助成金が支給されます。平成 29 年度においては、申請はありませんでした。

② みどりと花の会

四條畷市みどりと花の会では、山地美化活動、市役所玄関の飾り花、定例の園芸相談、出張園芸相談などを行い、花と緑の街づくり活動を行いました。

③ 公園・緑地等里親制度

本市では、平成 14 年より、公園や緑地を養子に見立て、地域住民自らが楽しみながら緑化や美化清掃などの公園・緑地の維持、管理を行うことで、より愛着をもって身近に感じてもらうことを目的として、公園・緑地等里親制度を設け、活動のための支援を行っています。

主な活動として、田原の花のネットワークステーションでの花づくりを年 2 回行いました。また、平成 29 年度 10 月に花の種植え講習会を行いました。



公園・緑地等里親の活動

なお、平成 29 年度においては、自治会関係 17 団体、グループ 30 団体、個人 137 人が里親として登録して活動を行っています。

表 4-15 公園・緑地等里親登録件数

	H25	H26	H27	H28	H29
自治会関係(団体)	23	23	23	16	17
グループ(団体)	44	39	36	34	30
個人(人)	158	156	136	134	137
合計(件)	225	218	195	184	184

④ なわて山守り隊

平成 25 年度から草木の知識や山歩き、伐採体験を学べる「里山保全リーダー養成講座」を開講し、講座後にはボランティア団体のなわて山守り隊として里山保全活動をおこなっています。山地美化キャンペーンで植樹した花木のお世話をしています。

(2) 農地の保全と活用

①貸し農園の開設・運営

土に親しみ生活に潤いをもたらす場を提供するとともに、農業生産の重要性を啓発するため、「貸し農園」について支援を行いました。

表 4-16 貸し農園開設・運営状況

名称	所在地	区画数	開設年度
砂第1農園	砂三丁目	43	平成24年度
岡山第2農園	岡山二丁目	27	平成15年度
岡山第3-1農園	岡山二丁目	33	平成16年度
岡山第3-2農園	岡山二丁目	20	平成24年度
砂第4農園	砂二丁目	33	平成15年度
砂第5農園	砂二丁目	21	平成15年度
米崎第6農園	米崎町761	42	平成16年度
南野ふれあいファーム	南野一丁目	71	平成18年度
清滝ふれあいファーム	清滝中町24	12	平成22年度
愛菜ふれあいファーム	大字下田原1349	10	平成22年度
田原桃源郷農園第1号	大字下田原2575	26	平成24年度
田原桃源郷農園第2号	大字上田原319	8	平成24年度
田原桃源郷農園第3号	大字上田原314	3	平成26年度
田原桃源郷農園第4号	上田原485	6	平成27年度
清滝桃源郷農園第1号	清滝中町201	15	平成25年度
グリーンガーデン	南野一丁目他1筆	56	平成24年度
合計		426	



貸し農園

②大阪エコ農産物の普及

「大阪エコ農産物認証制度」は、農薬や化学肥料の使用量を通常の2分の1以下に抑えた農作物に対して、大阪府知事が認証を与える制度です。この制度の普及により、農薬や化学肥料の使用を控えた環境にやさしい栽培方法による作付けの普及が促進され、市民により安心して食べられる農作物の安定供給が図れるものと期待できます。

また、認証を受けた農作物には認証マークの表示が許可されるなど、地元ブランドの農作物としての付加価値を与えることが可能となり、農業振興という観点からも大きなメリットがあるものと考えられます。

本市においては、この制度に基づき、平成16年6月に四條畷市エコ農産物推進協議会を設置し、市内農家からの申請の受付を開始しています。平成29年度までの申請の受付状況については、表4-17のとおりです。



表 4-17 エコ農産物申請受付状況

年度	作物名	申請件数	備考
平成25年度	大豆等	8	味噌加工用大豆他
	ねぎ	1	学校給食に供給
	水稻	13	学校給食に供給
	えだまめ	2	保育所に供給
平成26年度	大豆等	5	味噌加工用大豆他
	ねぎ	1	学校給食に供給
	水稻	13	学校給食に供給
	えだまめ	3	市立保育所に供給
平成27年度	大豆等	5	味噌加工用大豆他
	ねぎ	1	学校給食に供給
	水稻	14	学校給食に供給
	えだまめ	3	市立保育所に供給
平成28年度	大豆等	4	味噌加工用大豆他
	ねぎ	1	学校給食に供給
	水稻	13	学校給食に供給
	えだまめ	3	市立保育所に供給
平成29年度	大豆等	2	味噌加工用大豆他
	ねぎ	1	学校給食に供給
	水稻	13	学校給食に供給
	えだまめ	2	市立保育所に供給

③地産地消の推進

市立小・中学校・保育所での地場産野菜の安定的利用とその供給を促進するため、給食センターや各保育所と農業者団体との間で、納入量及び納入時期を事前に調整することにより、地元の子どもたちへの供給拡大に努め、地域農業の維持・安定を図りました。

表 4-18 地場産野菜の学校給食等への供給実績

品 目	学 校 給 食 供 給 実 績	回 数	供給量(kg)
タマネギ	平成 29 年 5 月 31 日から	16	2,730.9
	平成 29 年 6 月 27 日まで		
青 ネ ギ	平成 29 年 4 月 25 日から	55	1847.7
	平成 30 年 3 月 30 日まで		
味 噌	平成 29 年 4 月 25 日から	13	482.6
	平成 29 年 10 月 27 日まで		
エ コ 米	平成 29 年 11 月 1 日から	7	3,096.0
	平成 30 年 3 月 15 日まで		
四條畷米	平成 29 年 4 月 6 日から	16	19,940.0
	平成 29 年 7 月 13 日まで		
チンゲン菜	平成 29 年 4 月 24 日から	12	1,112.1
	平成 30 年 3 月 30 日まで		
小 松 菜	平成 29 年 4 月 13 日から	29	1,874.4
	平成 30 年 3 月 19 日まで		
かぼちゃ	平成 29 年 9 月 13 日	1	378.1
にんじん	平成 29 年 7 月 14 日から	3	112.1
	平成 30 年 1 月 10 日まで		

品 目	保 育 所 給 食 供 給 実 績	回 数	供給量(kg)
タマネギ	平成 29 年 6 月 5 日から	4	124.6
	平成 29 年 6 月 26 日まで		
味 噌	平成 29 年 4 月 3 日から	16	175.5
	平成 29 年 11 月 20 日まで		
エ コ 米	平成 29 年 11 月 6 日から	10	760.0
	平成 30 年 1 月 22 日まで		
黒 豆	平成 30 年 1 月 15 日	1	5.5
えだまめ	平成 29 年 10 月 19 日	1	22.3
かぼちゃ	平成 29 年 9 月 19 日	1	15.7

第7節 快適な住環境の整備

(1) 美化活動

① 空き地等の適正管理

空き地等については、四條畷市生活環境の保全等に関する条例により、その所有者等に適正な管理を義務づけていますが、雑草が繁茂した状態で放置されているなどのケースも多く、特に夏場の時期を中心として、周辺の住民から多くの苦情が寄せられています。

このため、空き地等の実態調査を行うとともに、管理状況については定期的にパトロールを行い、管理不備な空き地等の所有者や管理者に対し、適正管理の依頼文書を送付し、指導を行いました。

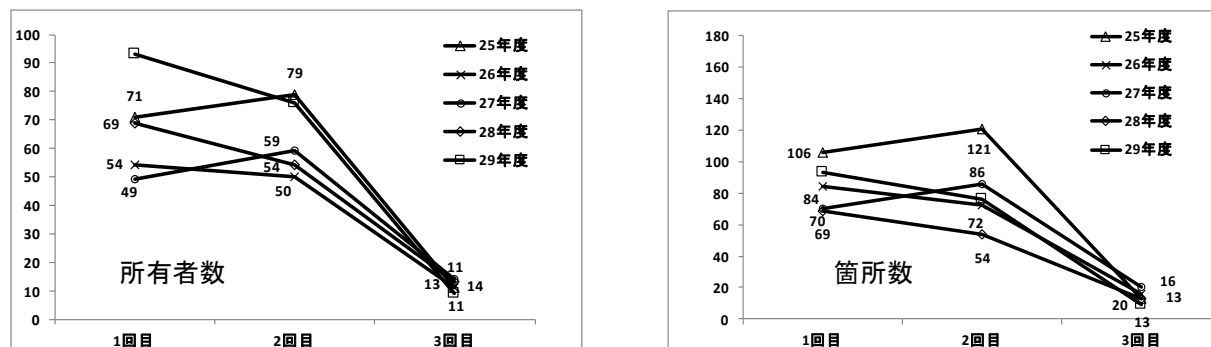


図 4-1 空き地適正管理文書送付実績

② 違法簡易屋外広告物等撤去

平成 16 年 4 月 1 日に、大阪府屋外広告物条例により、はり紙、はり札、広告旗及び立看板など、違法な簡易屋外広告物の除却に関する事務の権限が市町村に委譲されました。これに伴い、平成 16 年 11 月に四條畷市不法屋外広告物等対策協議会を設置し、大阪府、市及び関係機関等が相互に連携して、定期的な撤去活動などの取り組みを行っています。

また、違法な簡易屋外広告物の除却について、市職員に加えて、市が実施する講習を受講した市民等に対しても権限を与えることで、自主的な撤去活動を可能とするために、「かたづけたい・四條畷」を平成 17 年 6 月よりスタートさせました。

平成 29 年度現在、4 団体、33 名の方がボランティアとして登録されており、自主的な活動や市が実施する撤去活動への協力を行っています。

なお、平成 29 年度における違法簡易屋外広告物の撤去活動の実績については、表 4-19、表 4-20 のとおりとなっており、撤去件数は、毎年減少傾向にあります。



違法簡易屋外広告物の撤去作業

表 4-19 違法簡易屋外広告物等の撤去件数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
84	72	52	35	18

表 4-20 違法簡易屋外広告物撤去活動実績（平成 29 年度）

＜四條畷市不法屋外広告物等対策協議会＞

日程	はり紙(枚)	はり札(枚)	立看板(枚)	のぼり旗(本)	合計	場所	参加人数
平成29年6月16日	0	7	0	0	7	中野本町・中野新町・中野三丁目・大字中野・岡山東一丁目・大字岡山・大字清瀧・美田町・江瀬美町・雁屋北町・米崎町	21名
平成29年10月23日	0	5	0	0	5	中野本町・中野新町・中野三丁目・大字中野・岡山東一丁目・岡山一丁目・岡山二丁目・砂一丁目・美田町・米崎町・江瀬美町・雁屋北町・雁屋南町・楠公一丁目	22名
平成30年2月16日	0	6	0	0	6	中野本町・中野新町・中野三丁目・大字中野・岡山東一丁目・岡山一丁目・岡山二丁目・砂一丁目・美田町・米崎町・江瀬美町・雁屋北町・雁屋南町・楠公一丁目	23名
合計	0	18	0	0	18		66名

③ペットの適正管理

最近のペットブームなどの影響により、犬や猫などを飼う家庭が増加する傾向にありますが、一方では犬のフンの放置など飼育マナーの低下が問題となっています。

飼い犬等の「フン」問題について、飼い主のモラル向上を図るため、飼い犬登録時にモラル向上のパンフレットの配付を行いました。また、広報誌に犬の適正管理についての記事掲載や、犬のフンの始末に関する啓発看板、フン放置を警告するイエローカードを作成し、希望者には窓口で配付するなどの啓発を行いました。

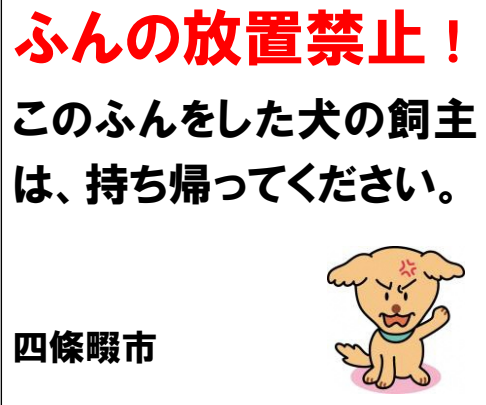


表 4-21 飼い犬登録頭数

(単位：頭)

	登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数
平成25年度	3,016	155	188
平成26年度	3,010	186	163
平成27年度	3,046	194	149
平成28年度	3,040	184	209
平成29年度	3,114	169	127
前年度増減	74	△ 15	△ 82

表 4-22 啓発看板及びイエローカード配布数

	(単位：枚)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
啓発看板配布枚数	92	76	60	62	58
イエローカード(枚)	67	43	24	19	18

④美化・清掃活動の推進

地区・自治会による清掃活動の推進に努めるとともに、清掃活動を円滑に進めるために、市民への清掃用具の貸し出しや汚泥回収袋の配布を行っており、清潔保持や飛散防止のため早期回収に努めています。

平成 29 年度における清掃活動件数は図 4-2 のとおりで、合計 176 件となっています。

これは、前年度と比べ増加しており、清掃活動への関心が高まっていることが伺えます。

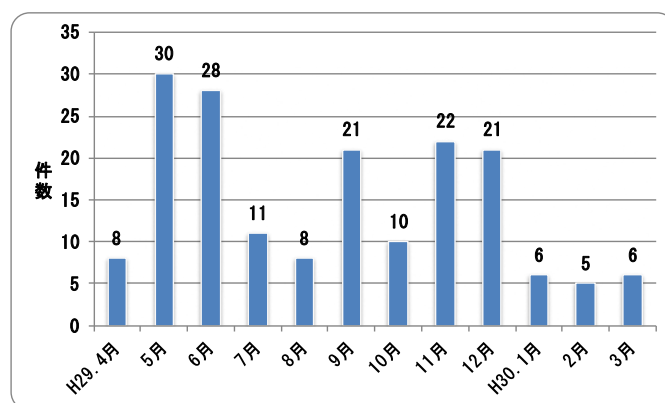


図 4-2 清掃活動件数 (平成 29 年度)

⑤四條畷市生活環境の保全等に関する条例の啓発

平成 20 年 3 月に制定された「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、空き地、空き家等の苦情、犬のフンの放置など飼育マナーの低下、ごみのポイ捨てなどの行為の禁止、啓発に努めています。

(2) 公園の保全・整備

①公園施設・遊具等補修

安全・安心な公園の保全整備を図るため、年 4 回の総点検、補修を行っています。ブランコやすべり台等遊具の腐食、磨耗、破損、変形等について、点検マニュアルに基づき、早期発見、修理に努めています。

表 4-23 公園施設・遊具等補修工事（平成 29 年度）

工 事 名	工 事 場 所	工 事 概 要
雁屋北公園水栓修繕	雁屋北公園	水栓修繕
雁屋北公園男子トイレ水栓修繕	雁屋北公園	男子トイレ水栓修繕
田原台 8 丁目公園時計修繕	田原台 8 丁目公園	時計修繕
川崎池公園トイレ排水 管修繕	川崎池公園	トイレ排水管修繕
開発 45 号公園遊具修理	開発 45 号公園	遊具修理
田原台 5 丁目公園遊具修理	田原台 5 丁目公園	遊具修理
田原台 9 丁目公園自動点 滅器交換	田原台 9 丁目公園	自動点滅器交換
川崎池公園トイレ照明 器具 4 台交換	川崎池公園	トイレ照明交換
戎公園男子トイレ洗面 修繕	戎公園	男子トイレ洗面修繕
畑中児童遊園自閉立水 栓取替	畑中児童遊園	自閉立水栓取替
総合公園門扉修繕料	総合公園	門扉修繕料
開発 38 号公園外 4 公園 遊具修繕	開発 38 号公園 山口川児童遊園 中野児童遊園 塚米児童遊園	遊具修繕
雁屋北児童遊園防犯灯 交換	雁屋北児童遊園	防犯灯交換
田原台 5 丁目公園水銀ラ ンプ交換	田原台 5 丁目公園	水銀ランプ交換
田原台戎公園街路灯制 御盤修繕	戎公園	街路灯制御盤修繕
堂尾池バイオトイレ階 段取替	堂尾池	バイオトイレ階段取替
田原台 4 丁目公園水飲み 蛇口修繕	田原台 4 丁目公園	水飲み蛇口修繕
蜻蛉池公園トイレ修繕	蜻蛉池公園	トイレ修繕
田原台戎公園トイレ電 球・点灯管交換	戎公園	トイレ電球・点灯管交換
戎公園内街路灯電球交 換	戎公園	街路灯電球交換
開発 45 号公園タイマー 交換	開発 45 号公園	タイマー交換

(3) 環境に配慮した交通への取組

①コミュニティバスの運行

本市では、平成 16 年から、東西市街地間の市民交流や公共交通空白地及び公共交通不便地の解消、市内商業活動の活性化などを目的として、業者委託で運行業務を行っています。また、平成 21 年 4 月から通勤・通学でのバス利用者の拡大や利用者の少ないルートの見直しによる車両分を緑の文化園へ乗り入れルートの新設に活用しました。さらに、平成 23 年 4 月から、田原ルートにおいて緑風台発の始発便の 1 便増便及び早朝便の時間調整を行い、通勤・通学ラッシュ時の混雑緩和を見直しました。平成 27 年 4 月には、通勤、通学時間帯の混雑解消及び利便性の向上を図るため、中型バス 1 台の増車による増便と快速便による更なる所要時間の短縮を図るダイヤに変更し運行改定を行いました。

さらに、平成 28 年 9 月からは、利用者の利便性の向上及び降車時の時間短縮を趣旨に、中学・高校生対象の学期定期券の発行を実施しました。平成 29 年度においても、市民ニーズに基づき、ダイヤ改正、田原ルートの一部の変更を図り、利便性の向上を図りました。

また、平成 29 年度には、地域の実情に即した輸送サービスの実現に、必要となる事項を協議するため「四條畷市地域公共交通会議」を設置し、四條畷市地域公共交通計画（素案）を作成し、その中で、コミュニティバスについて、議論を進め検討していきます。

②放置自転車対策

本市では、昭和 62 年に「四條畷市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、道路等の公共の場所における自転車等の放置対策を行っています。この条例に基づき、自転車等の放置が著しい地域については放置禁止区域として指定し、定期的なパトロールを実施して、放置禁止区域内に放置された自転車の撤去を行っています。

また、市民に対して放置自転車に対する啓発を図るため、JR 忍ヶ丘駅周辺と栄通り商店街で、地元の自治会、商店会及び四條畷警察署等の協力を得て自転車安全利用キャンペーンを平成 29 年 9 月 28 日に実施しました。

第8節 景観や歴史的文化的遺産の保存

(1) 歴史的文化的遺産の保存・活用

①文化財の保護

「自然と歴史をいつくしみ、やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷」を多くの市民に深く理解していただく場として、歴史民俗資料館の活用を図りました。

地域の開発事業に伴って、事前に埋蔵文化財保護のための確認調査および試掘調査を実施し、遺跡の保護に努めました。その結果、土木工事によって遺跡を破壊する部分に関しては、発掘調査を実施するとともに出土品の整理と保存・公開に努めました。

また、市内の貴重な文化財を継承・保護・活用していくため、四條畷市文化財保護条例に基づき、四條畷市文化財保護審議会を2回開催しました。第1回では、飯盛城跡国史跡指定推進事業の進捗状況の報告と第32回特別展「うののさららのひめみこ 鷗野讃良皇女一持統天皇と北河内の飛鳥・奈良時代一」の視察、第2回では平成29年度飯盛城跡確認調査の報告を行いました。

大阪府と府内の市町村がネットワークを構築し、行政区域を越えた広域的な生涯学習の事業である「大阪府・市町村生涯学習ネットワーク会議」の事業の一環として行われている「生涯学習広域講座 おおさかふみんネット」について、北河内ブロックの広域講座を「聞く・見る・歩く北河内パート18」というテーマで北河内7市のうち3市交代で、それぞれのテーマで市内散策と講座を実施しました。大阪府内からの参加者は延べ113人でした。本市は毎年担当市として参加しており、平成29年度は『持統天皇と北河内の飛鳥時代』と題して、第32回特別展「鷗野讃良皇女一持統天皇と北河内の飛鳥・奈良時代一」を見学の後、東高野街道や清滝街道を歩きながら、正法寺跡、讃良寺跡など当時の寺跡を散策しました。

大阪府教育委員会文化財保護課が主催する大阪府文化財愛護推進委員会の一つである河北文化財愛護推進委員連絡協議会においては、市内在住の2人の委員と共に事務局として会議や研修会に参加し、府内の他市町村の委員との交流の中で文化財に関する情報交換などの活動を行いました。

なわて出前講座として「市内の古道の散策と遺跡」を3回実施し、参加者の合計は88人でした。

その他、新規採用職員研修、小中学校初任者等及び10年経験者研修観光ボランティアガイド養成講座、大阪府立交野支援学校、保健センター主催の「男性のための元気度アップ講座」、なわてロードガイド「ゆずりは」・飯盛城ちょうけいクラブ・摂河泉地域文化研究所主催の「近年の発掘調査の成果からみた四條畷の考古学」、枚方市生きがい創造学園主催の「歴史への誘い講座」、堺市博物館主催の「シークレット・オブ・KOFUN—古墳のカギを見つけてみよう—」、徳島県板野郡藍住町教育委員会主催の平成29年度勝瑞学講座現地研修会「阿波と畿内三好氏の名城を巡るバスツアー —飯盛城と田原城を巡る—」において、それぞれ講師として参加しました。

本市文化財に関する市外への情報発信は下記のとおりです。

【1】刊行物への資料貸出、掲載

書 名	主な内容	刊行年月
アジア航測株式会社『技術報 For the Future』	飯盛城跡赤色立体地図	平成29年12月
『概論 瓦器碗研究と中世社会』	上清滝遺跡の瓦器窯	平成30年1月
『古代武器研究』	奈良井遺跡出土のムチ・ ブラシ・鎌田遺跡出土の 木製輪鏝	平成30年1月

季刊『大阪春秋』 特集「キリシタンたちの戦国おおさか」	田原礼幡墓碑	平成 30 年 1 月
学研プラス『続日本 100 名城公式ガイドブック』	飯盛城跡	平成 30 年 1 月
公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会の『なにわ大坂をつくった 100 人 その素顔を探し求めて』	馬関連の資料	平成 30 年 1 月
精神文化学会誌の「フランシスコ・ザビエルの伝道と河内キリシタンの繁栄」	田原礼幡墓碑	平成 30 年 1 月
シャーロット・デュマ著『Het paard in de kalebas/A Horse Appearing from a Gourd』	馬形埴輪・子馬形埴輪	平成 30 年 6 月 刊行予定

【2】展示会等への出品

開催場所	展示会名称	内 容	展示期間
朝来市埋蔵文化財センター	兵庫県立考古博物館ふるさと発掘展・朝来市埋蔵文化財センター特別展 ASAGO のカントリーロード～人のみち・モノのみち～	清滝街道発掘調査の写真	平成 29 年 6 月 1 日～10 月 9 日
大阪歴史博物館	特別展「渡来人いずこより」	韓式・韓式系、馬形埴輪、子馬形埴輪など 27 点	平成 29 年 4 月 14 日～7 月 7 日
下関市立考古博物館	特別展「遙かなる音の世界」	忍ヶ丘駅前遺跡出土の琴を弾く人物埴輪・鎌田遺跡出土のスリザサラ	平成 29 年 7 月 3 日～11 月 12 日
尼崎市立田能資料館	第 47 回特別展「みんなのまわりの遺跡さがそう～学校の下の遺跡～」	雁屋遺跡出土の方形周溝墓の写真	平成 29 年 10 月 7 日～12 月 17 日
福知山市郷土資料館	福知山城 続日本 100 名城選定記念「日本 100 名城・続日本 100 名城写真パネル展」	飯盛城跡の写真	平成 29 年 9 月 9 日～12 月 4 日
生駒ふるさとミュージアム	秋季特別展「水といきる―畏れ・祈り・利用の文化史―」	奈良井遺跡出土の植物遺体・中野遺跡出土の馬の上顎骨・雁屋遺跡出土の砂山銅鐸（レプリカ）	平成 29 年 10 月 1 日～11 月 5 日
群馬県立歴史博物館	グランドオープン記念第 93 回企画展「海を渡って来た馬文化―黒井峯遺跡と群れる馬―」	馬関連の遺物 24 点	平成 29 年 8 月 29 日～12 月 26 日
国立歴史民俗博物館	企画展示「世界の眼でみる古墳文化」	韓式・韓式系土器の写真	平成 30 年 3 月 6 日～5 月 6 日

【3】報告書作成事業については、『四條畷市文化財調査年報 第5号』を刊行し、本市の発掘調査成果を公開するため各関係機関へ配布しました。

埋蔵文化財発掘調査に関しては、下記のとおりです。

★土木工事等に伴う文化財保護法第93条第1項の発掘届出の件数と取扱い内容

	慎重工事	立会工事	発掘調査	合 計
平成 29 年度	119 件	16 件	15 件	150 件

★発掘調査の取扱いになったもののうち確認調査後に本調査を実施したもの

平成 29 年度	遺 跡 名	調査結果概要
1 宅地造成	清滝古墳群	古墳時代、平安時代の集落跡
2 宅地造成	清滝古墳群	古墳 1 基、平安時代の集落跡
3 共同住宅	大上遺跡	古墳 1 基

また試掘調査により新たな遺跡を発見し、更良岡山遺跡を拡大しました。試掘調査の延長で本調査を行った結果、弥生時代と古墳時代の集落跡であることが判明しました。

②歴史民俗資料館の運営

歴史民俗資料館は、貴重な遺産である歴史や文化財を愛護し、市民の郷土への認識を高め、また文化の向上及び発展への意識向上を図るため、常設展示をはじめ、夏休み期間中における長期の子ども向けのイベント、特別展、講座、企画展、市内小学校の校外学習などの事業に取り組みました。展示に際しては、イラストをふんだんに使用し、よりわかりやすく四條畷の歴史を実感いただけるように工夫しました。



歴史民俗資料館

また、特別展や講座などでは市外からの来館者もみられ、四條畷市の歴史をアピールすることに寄与しました。

【1】常設展示

内容：考古・歴史資料展示室では市内での発掘調査で出土した旧石器時代から安土桃山時代までの資料を展示し、民俗資料展示室では寄贈された農具などの民俗資料を展示し、四條畷の歴史や民俗を紹介しました。

	開館日数	入館者数	1 日平均入館者数
平成 29 年度	214 日	6,525 人	30 人

【2】特別展

テ ー マ：第 32 回特別展『^{うののさららのひめみこ}鷗野讃良皇女—持統天皇と北河内の飛鳥・奈良時代—』

内容： 鷗野讃良皇女は成長して^{おおあまのみこ}大海人皇子に嫁ぎ、皇子はその後、天武天皇とまり即位し、天皇没後には皇女自身が持統天皇となり即位しました。持統天皇は大宝 2 年（702）に亡くなりましたが、夫である天武天皇の政治を引き継ぐなど、次の奈良時代の律令政治へ向けての基礎を築いた天皇でした。

飛鳥・奈良時代の讃良地域は、寺院の造営がはじまり、都と同様の祭祀を行い、条里制の導入

も早くに行われるなど、当時の最新情報を取り入れていました。これは、上記のような権力中枢とのかかわりによる可能性があります。

今回の展示では、北河内地域の飛鳥・奈良時代を概観しながら、この地域の権力中枢とのかかわり、ひいては持統天皇と讃良地域との関係を考える内容としました。

関連事業として、10月12日に地域教育課職員による講座「持統天皇と四條畷」と展示解説（参加者数31人）を、10月19日に寝屋川市教育委員会の職員による講座「高宮廃寺と北河内の古代寺院」と地域教育課職員による展示解説（参加者数27人）を実施しました。

また、10月26日に地域教育課職員による散策「飛鳥・奈良時代の遺跡を訪ねる—正法寺跡・讃良寺跡・高宮廃寺跡—」（参加者数17人）を実施しました。

期 間：平成29年10月3日～12月10日

	開館日数	入館者数	1日平均入館者数
平成29年度	60日	2,284人	38人

★年間統計数

	年間開館日数	入館者総数	1日平均入館者数
平成29年度	274日	8,809人	32人

【3】企画展

発掘調査成果の速報展示会を開催し、それらに関する説明チラシを作成のうえ配布しました。

【4】校外学習

小学校では3学年で「昔の暮らし」について、6学年で「歴史」を学習しています。

それらの授業の一環として、6学年は平成29年4月～5月に、市内から出土した考古資料を使って、当時の道具の使い方や土器の製作方法などの体験学習を行いました。参加校：3校

また、3学年は平成30年1～2月に資料館所蔵の民俗資料を実見し、また、畷古文化研究保存会の方々により実際に民俗資料を使い往時の暮らしの一端を体験学習として行いました。

参加校：8校（市内全校・寝屋川市1校）

【5】読書週間に伴うイベント

期 間：平成29年4月22日

内 容：図書館主催の「こどもどくしゅしょうかんスタンプラリー」の一環として紙芝居を実施しました。（参加者数14人）

③飯盛城跡の国史跡指定推進

飯盛城跡は、戦国時代末期に近畿と四国の一部を支配した三好長慶が居城とした山城で、現在も約450年前の曲輪跡や堀切跡・石垣などが各所に良好な状態で残存しており全国的にも貴重な歴史遺産であることから、これをより良好な状態で後世に受け継いでいくために保存し、またその後に整備し活用することにより全国に城の情報を発信して多くの人に訪れていただくため、大東市と連携して国史跡指定を受けることを目的としています。

飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例に基づき、平成27年8月1日に5人の委員を委嘱し、平成29年7月14日には大東市教育委員会開催の第1回大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会に参加し、平成28年度の事業報告として航空レーザー測量、確認調査、石垣測量調査の報告を通じ、史跡指定までのスケジュール等に関する内容の審議を行いました。また、平成30年2月6日には四條畷市教育委員会が第2回四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会を飯盛城跡で開催し、

大東市教育委員会実施の南丸曲輪と千畳敷曲輪での確認調査と本市教育委員会実施の石垣確認、測量調査と御体塚曲輪での確認調査の視察を行い、各委員から講評をいただきました。

飯盛城跡は平成 29 年 4 月 6 日に公益財団法人日本城郭協会から「続日本 100 名城」に選定されました。それを記念して飯盛城のことをさらに広く知っていただくため、12 月 22 日～24 日までお城 EXPO 実行委員会がパシフィコ横浜で開催された「お城 EXPO2017」にブースを設けてパネル展示を行い、19,115 人の来場者がありました。

11 月 26 日に四條畷学園短期大学の清風学舎 80 周年記念ホールにおいて大東市教育委員会などに関西城郭サミット 2017in 飯盛城『三好長慶の城』を開催し、平成 28 年度の確認調査結果を報告と三好氏と城郭の専門家によるシンポジウムを実施し、参加者数は 222 人でした。

④雁屋畑線文化財調査事務

都市計画道路雁屋畑線建設工事に伴い、平成 13 年度から 27 年度にわたり断続的に実施してきた埋蔵文化財発掘調査について、平成 30 年度末に報告書を刊行するための遺物整理作業を実施しました。

⑤市史の編さん事務

四條畷の歴史を調査、研究を行い、活字資料として残すこと、市史を有効活用してもらうことにより、郷土愛の育成することなどを目的としています。

平成 29 年度は、市史編さん委員会において民俗編の内容等の検討を行い、各執筆者の調査研究執筆項目の詳細について確定しました。また、各執筆者から四半期ごとの報告書を取りまとめ、進捗状況の管理に努めました。

『四條畷市史』（第一巻～第五巻）、『こども歴史 わたしたちの四條畷』、『歴史とみどりのまち ふるさと四條畷』を販売しました。



飯盛城跡遠景



市史第五巻（考古編）

(2) まちなみ景観の保全

①ボランティアガイドの育成

四條畷市の自然や歴史的遺産を案内するボランティアガイドの養成に向けて、平成 16 年度から 2 年に 1 回「観光ボランティアガイド養成講座」を実施しています。

第 1 期講座修了者により、平成 18 年 4 月なわてロードガイド「ゆずりは」が結成され、多くの方に四條畷市の素晴らしい自然や歴史的遺産を知っていただくため、日々のガイド活動をはじめ、平成 21 年に締結した四條畷市と大阪商業



「ゆずりは」の活動

大学との観光振興にかかる連携協定に基づく事業への協力、他市町村の観光ボランティアガイド養成講座への講師としての協力など、四條畷市の観光資源をPRするために精力的に活動しています。また、平成23年度には、ガイド活動以外に、本市の歴史に関する知識を深めるため勉強会を実施するとともに、その知識を広く知ってもらうため「四條畷市ガイドブック」を作成しました。

平成29年度末現在で会員数は15名となっています。

表 4-24 なわてロードガイド「ゆずりは」会員数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数（人）	15	17	17	14	15

表 4-25 なわてロードガイド「ゆずりは」の活動状況（平成29年度）

活動日	参加会員 （人）	活動内容	参加者	参加人数 （人）
4月22日	4	主催事業（カルタウォーク逢阪・清滝コース）	一般	12
5月6日	6	主催事業（郷土史カルタウォーク飯盛山コース）	一般	17
5月17日	1	申込ガイド	青丹会	4
5月20日	6	主催事業（郷土史カルタウォーク田原コース）	一般	10
5月25日	5	ボランティアガイド体験&交流会	参加者	1
6月19日	3	申込ガイド		3
6月22日	3	申込ガイド	史跡散歩&グルメの会	7
7月4日	2	申込ガイド	奈良県生駒市寿大学OB ハイキング初心3班	10
9月30日	4	主催事業「飯盛城『続日本100名城』選出記念ハイキング	一般	10
9月30日	3	申込ガイド	大阪府民カレッジ東大阪校OB会	11
10月1日	2	申込ガイド	高齢者大学古代科OB	6
10月13日	2	申込ガイド	大阪北部コミュニティカレッジ 歴史と文学を学ぶ科	8
10月20日	2	申込ガイド	楠妣庵観音寺花園会	8
11月21日	4	男性のための元気度アップ講座	参加者	12
11月25日	6	主催事業「紅葉の室池から田原の里へ」	一般	31
11月30日	3	申込ガイド	史跡友歩会	9
12月2日	8	申込ガイド	畷中校区すこやかネット	60
12月20日	2	新規採用職員研修	平成29年度採用職員	19
1月13日	5	主催事業（河内飯盛山城跡を訪ねる）	一般	33

②観光PR用マップの活用

観光案内時に四條畷市の名所・旧跡等を分かりやすく表した観光コースのマップを活用するなど、本市の観光資源のPRに努めています。また、平成28年度には、大東市と連携して両市の観光ボランティアガイド協力の元、飯盛山ハイキングマップを製作しました。

③ラブホテルに係る建築規制

本市では、昭和60年に「四條畷市ラブホテル等建築規制に関する条例」を定め、規制を行ってきましたが、条例制定後20年以上経過し、ラブホテルの形態が多様化したことに伴い、平成20年3月に見直しを行い、「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」として制定しました。この条例は、本市の環境行政を推進していく上での基本理念を定めた四條畷市環境基本条例に基づき、市内におけるラブホテル及びぱちんこ店の建築について必要な規制を行うことにより、快適で良好な生活環境の実現に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的としたものであることを定めています。

第9節 循環型社会の構築

(1) ごみの3Rの推進

①ごみ減量化・リサイクル啓発事業

大阪府リサイクル社会推進会議が主催する「環境美化・リサイクル社会推進ポスター」コンクール事業に協力して、市内の公立小学校からの作品の募集を行いました。

平成29年度については、525点の作品の応募がありました。また、ポスターコンクールに入選した市内の小学生の作品をなわて環境フォーラムで展示を行いました。

また、ごみ減量化に伴う家庭ごみ一人当たりの排出量の目標値は564.4g/人日であり、平成29年度の排出量は556.4g/人日で達成率は101.4%でありました。(p.29 表3-22 参照)



環境フォーラムでのポスター展示

②エコショップ制度

「エコショップ制度」はごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店をエコショップとして登録することにより、再生品の販売や簡易包装、不用容器の回収など環境に配慮した販売活動に積極的に取り組んでもらうための制度です。

本市においてもエコショップの普及に努めており、平成30年3月末時点で、市内には17店がエコショップとして登録されています。



エコショップの店頭表示ステッカー

③生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入助成

家庭の台所から排出される生ごみが家庭系ごみ全体に占める割合は高く、水分の含有率が多いことから、焼却炉での燃焼効率を低下させる原因にもなっています。このため、生ごみの排出を抑えるとともに、十分な水切りを行い、減量化を図ることが課題となっています。



コンポスト

このため、生ごみを減量化するだけでなく資源としても有効活用を図る観点から、生ごみの堆肥化を広く普及啓発するために、平成4年度から希望する市民へコンポストの貸与を行ってきました。

平成17年度からは、貸与から購入費用の一部を助成する制度へと切り替え、引き続き普及啓発に向けた支援を行っています。

表4-26 コンポストの購入助成状況

		H25	H26	H27	H28	H29
好気性菌用 コンポスト	(基)	7	2	4	1	5
	助成金額(円)	12,800	3,500	7,500	2,000	9,800
EM菌用 コンポスト	(基)	2	0	3	2	0
	助成金額(円)	1,400	0	2,700	1,500	0
合計	(基)	9	2	7	3	5
	助成金額(円)	14,200	3,500	10,200	3,500	9,800

④古紙等の集団回収

古紙などの再資源化を促進するために、子ども会や自治会などで自主的に行われている集団回収はごみの減量化や再資源化に大きな役割を果たしています。本市では、集団回収を支援するために、報奨金を交付しています。

平成 29 年度においては、集団回収登録団体 95 団体に対して、回収品 1kg 当たりにつき、古紙 3 円、アルミ缶 2 円の報奨金を交付しており、本市における全体の集団回収量は約 1,574 トンとなりました。

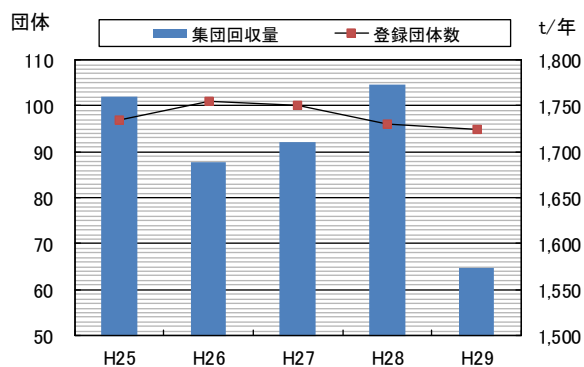


図 4-3 回収量と登録団体数の推移

表 4-27 集団回収実績

			H25	H26	H27	H28	H29
登録団体数		(団体)	97	101	100	96	95
資源回収量	古紙	(t/年)	1601.0	1531.2	1552.7	1523.7	1417.8
	紙パック	(t/年)	5.7	5.2	6.3	5.5	5.8
	アルミ缶	(t/年)	38.7	35.6	37.1	39.0	39.4
	古布	(t/年)	114.8	116.3	113.9	109.0	111.1
	(合計)	(t/年)	1760.2	1688.3	1710.0	1773.2	1574.1

⑤食器の回収・食器市の開催

市民団体との協働事業により、各家庭で使わなくなった陶磁器製やガラス製の食器の回収を行いました。

回収した食器を基に、平成 29 年 7 月 10 日と 10 月 15 日に市民活動センターで、平成 30 年 2 月 18 日に市民総合センターで開催された環境フォーラムの場で「食器市」を行い、総量約 1,690 kg もの食器を来場者に無料で持ち帰ってもらうなど、ごみの減量化に向けたリユース意識の醸成を図りました。



食器市の様子

⑥家具等のリユース品展示コーナー

ごみの減量化を推進するため、市民のみなさんから提供された家具などの不用品の中から使用可能なものを展示し、希望者に抽選で提供しました。

表 4-28 家具等のリユース品展示コーナーの概要

実施日	平成30年3月7日（水）～3月10日（土）	最終日が抽選会
主催	四條畷市	
協力団体	四條畷市再生資源集団回収促進協議会	
実施場所	市民活動センター（旧北出小学校）	
内容	家具等のリユース品の展示及び抽選会	
展示品数	135点	
希望者への提供品数	57点	
来場者数	約150人	

⑦子ども用品交換会

平成 29 年 9 月 24 日、グリーンホール田原のなるなるホールで、子ども用品交換会を開催しました。

家庭で使わなくなったおもちゃや絵本、日用品などの子ども用品を互いに交換することで、小さな子どものいる家庭に対する、ごみ減量（Reduce）や再利用（Reuse）についての意識醸成を図りました。

当日は約 160 人の参加者で賑わいました。また、これを受けて平成 30 年 2 月 18 日に市民総合センターで開催した第 10 回なわて環境フォーラムでも同様に交換会を実施しました。



子ども用品交換会の様子

⑧不燃小物回収箱の設置

ごみ減量化の取組みとして、平成 20 年 12 月から粗大ごみ・不燃ごみの申込制を実施してきていますが、小さなお茶碗などの不燃物について市民の利便性を考慮し、平成 22 年 1 月から「不燃小物回収箱」を市内 5 箇所（市役所、グリーンホール田原、市民総合センター、教育文化センター、市民活動センター）に設置しました。

表 4-29 不燃小物拠点回収実績

	月別合計重量 (kg)	収集回数 (回)	1回あたりの平均回収重量 (kg)
平成29年4月	950	86 回	11.05
5月	929	92 回	10.10
6月	959	85 回	11.28
7月	940	91 回	10.33
8月	978	90 回	10.87
9月	1,361	92 回	14.79
10月	1,136	95 回	11.96
11月	1,198	83 回	14.43
12月	1,387	91 回	15.24
平成30年1月	1,153	77 回	14.97
2月	1,283	77 回	16.66
3月	1,519	45 回	33.76
合計	13,793	1004 回	

⑨拠点回収

使用済み乾電池については、回収に協力いただく店舗に回収箱を設置し、定期的に回収を行い、再生資源処理業者に委託して処理を行いました。(回収箱設置店舗数27店舗)

さらに、平成18年度から市内の電気製品販売店等の協力を得て、使用済みの蛍光灯の拠点回収を行い、回収した使用済み蛍光灯は再資源化業者に委託して処理を行いました。(市内14ヶ所)

なお、平成29年度までの拠点回収実績については、表4-30のとおりです。



表 4-30 拠点回収量

	H25	H26	H27	H28	H29
乾電池 (t)	5.16	5.60	9.73	4.88	9.78
蛍光灯 (t)	3.53	3.51	3.62	2.82	1.50
拠点回収量 (t)	8.69	9.11	13.35	7.70	11.28

⑩プラスチック製容器包装類の分別収集

北河内4市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）で発生する一般廃棄物のうち、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器リサイクル法）」に基づく、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装類）の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、平成16年6月1日に「北河内4市リサイクル施設組合」を設立して、平成20年2月から施設が稼働しています。



表 4-31 北河内4市リサイクルプラザ搬入量

月 別	搬入量 (t)	残渣 (t)	資源化量 (t)
平成25年度	591.72	8.59	583.13
平成26年度	575.83	13.34	562.49
平成27年度	574.19	12.18	562.01
平成28年度	560.62	13.54	547.08
平成29年度	580.74	18.73	562.01

⑪本市業務に伴う廃棄物の減量化

ア. 学校給食における残菜の堆肥化

学校給食センターでは、平成 13 年 9 月に建設された当時から、生ごみ処理機が設置されており、生ごみの堆肥化を行っています。毎日 80kg 程度の調理時に出る野菜の皮や学校から返される給食の残りをこの機械に投入し、この機械を回転させながら乾燥させ堆肥化しています。この肥料は希望される農家の方にお配りしています。

イ. 廃油の再生化

学校給食で使用された油については、事業者を通じ全て再生化する取組みを行っています。

⑫ごみ収集における再資源化

本市では、缶、びんなどを資源ごみとして毎月 2 回収集しており、収集した資源ごみを専門業者に委託処理を行い、ガラス類や金属原料にして再資源化を行いました。また、収集した粗大ごみ・不燃ごみの中から、古鉄類と木材を手選別し、それぞれ再資源化を行いました。

表 4-32 ごみ収集における再資源化状況

年度		H25	H26	H27	H28	H29
家庭系	可燃ごみ a (g/人日)	560.40	472.90	476.10	458.20	466.10
	資源ごみ b (g/人日)	48.50	50.60	51.20	49.80	50.30
	粗大・不燃ごみ c (g/人日)	47.50	46.00	44.70	43.60	39.50
	小 計 (g/人日)	656.40	569.50	572.60	551.60	555.90
	集団回収 d (g/人日)	84.10	81.10	83.10	80.50	75.60
	拠点回収 e (g/人日)	0.40	0.40	0.60	0.40	0.50
	うち乾電池・蛍光管分 (g/人日)	0.40	0.40	0.60	0.40	0.50
	合 計 (g/人日)	740.90	651.00	655.70	632.50	632.00
資源化量(b+c*α+d+e) (g/人日)		142.50	141.30	143.80	139.40	134.30
資源化率 (%)		19.2	21.7	21.9	22.0	21.3

※ α=0.2。α 係数は、不燃ごみ及び粗大ごみの処理において、金属類や廃木材のリサイクルなどによる再生利用の割合である。
 なお、今後処理体制が変わった場合には、係数を見直すものとする。

⑬粗大ごみ・不燃ごみの一部有料化の実施に向けた地区説明会

平成 30 年 4 月からの粗大ごみ・不燃ごみの一部有料化実施について周知・啓発を図るため、平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までの間に地区説明会を全 51 回開催し、延べ 1,338 人の参加がありました。

(2) ごみの適正処理

①ごみの不法投棄対策

主要市道を中心とする不法投棄に対して、定期的にパトロールを実施するとともに、立札・看板・防止柵等を設置し、不法投棄の防止に努めています。発見したごみ等は、処理場へ運搬しています。

また、平成 13 年 4 月より施行されている特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に対応し、対象 4 品目の適正な処理方法の啓発に努めるとともに、パソコンを含めた不法投棄対策として、警察への協力要請や警告看板の作成、職員によるパトロールを行っています。

表 4-33 不法投棄対策の推移

	パトロール 回数	立札・看板 の設置	廃棄物全般			家電リサイクル法対象廃棄物	
			発生件数	指導件数	処理量	発生台数	リサイクル台数
H25	127回	0枚	255件	0件	215m ³	232台	134台
H26	244回	11枚	193件	0件	110m ³	103台	167台
H27	243回	8枚	153件	0件	119m ³	41台	0台
H28	240回	8枚	128件	0件	79m ³	25台	73台
H29	243回	8枚	100件	0件	47m ³	19台	117台

②エコクリーンセンター見学

家庭からは毎日大量のごみが排出され、収集・運搬を経てごみ焼却場で処理が行われていますが、自らが排出したごみがどこでどのように処理されているかについてはあまり知られていないのが現状です。

四條畷市交野市清掃施設組合では、より多くの市民にごみ処理の現状を知っていただき、ごみの発生抑制や減量化、適正な排出の必要性について理解を深めていただくために、エコクリーンセンターの施設見学を随時行っています。

平成 29 年度においては、四條畷市・交野市等の小中学生や市民グループなど計 744 人が施設見学に訪れました。

表 4-34 エコクリーンセンター見学者数

	H25	H26	H27	H28	H29
見学者数(人)	902	998	962	879	744

第 10 節 生活の中の水循環の保全

(1) 生活排水の適正処理

①生活排水処理計画

大阪府では、「大阪府生活排水処理計画整備指針」（平成 24 年 3 月）に基づき、下水道や合併処理浄化槽など、それぞれの生活排水処理施設の効果や経済性などを検討し、地域の実情に最も適した整備方策を選択し、各整備方策による区域を明確にして、効率的かつ計画的な整備を進めることとしています。四條畷市では、「四條畷市生活排水処理基本計画」（平成 30 年 3 月改訂）を策定し、平成 30 年度中に生活排水適正処理率 100%を目指しています。

(2) 水の循環利用

①雨水タンクの設置

地表に降り注ぐ雨水は、自然における水循環の観点から貴重な水資源として有効利用を図ることが必要です。

雨水の再利用を図る手段として、最近注目されている雨水タンクについては、比較的容易に取り組むことが可能であり、市民への啓発効果も期待できることから、平成 19 年度から、市役所本館など市の公共施設 11 箇所（設置数 36）に導入を図りました。導入した施設においては、植栽への水やり、打ち水、清掃の用水などに利用して有効活用を図っています。



雨水タンク（市役所本館）

【雨水タンク設置施設】

市役所本館、市民総合センター、保健センター、環境センター修景施設、忍ヶ丘あおぞらこども園、四條畷東小学校、四條畷小学校、忍ヶ丘小学校、岡部小学校、くすのき小学校、田原中学校

②透水性舗装

都市化が進みアスファルト舗装面積の拡大により、雨水の地中への浸透は阻止されてきます。それは、都市型洪水、地下水の枯渇、地球温暖化の元凶とされ、最近では雨水の地中還元を叫ぶ声が大きくなっています。都市の機能を損ねないという前提の中で注目されているのが、透水性舗装です。

四條畷市では、平成 14 年度から歩道部分の新設、改良工事の舗装については、透水性舗装を行っています。

第 11 節 健康に暮らす生活環境の保全

(1) 大気の保全

①工場・事業場等の指導

法・条例対象の特定施設又は届出施設を設置している工場・事業場については、届出書の経由事務を行うとともに、法・条例等の適正な遵守が行われるように、大阪府が実施する立入調査に市職員も同行しました。

また、工場・事業場から発生する大気、悪臭に関する苦情が発生した場合については、大阪府とも連携しながら、現場を確認して原因を調査するとともに、すみやかに問題解決が図られるように事業者を指導するように努めました。

②屋外燃焼行為（野焼き）対策

大気に関する苦情のうち最も多いのが屋外燃焼行為（野焼き）となっています。苦情の発生源としては、工事現場等において廃木材などを燃やすケースが多いですが、一般家庭においても庭木の剪定枝などを燃やすことにより、近隣住民から苦情が寄せられる場合もあります。

苦情の伝達経路については、住民から直接市役所に寄せられる場合もありますが、消防署を通じて市役所に通報が入る場合もあり、通報を受けた場合はすみやかに現場に直行し、状況の確認を行うこととしています。

野焼き行為については廃棄物処理法により原則禁止されていますが、一部の事業者や市民には認識が不足している場合も多く、事情を説明の上、焼却によらず廃棄物として適正に処理を行うように指導を行いました。

③アスベスト対策

平成 17 年に石綿（アスベスト）問題が表面化してから、建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散に健康不安を感じる市民からの相談が急増しています。このため、解体工事に関する苦情等の相談が寄せられた場合については、現地においてアスベストの飛散等の問題がないかどうか確認を行い、必要に応じて大阪府とも連携をとりながら適正な措置のための指導を行うように努めました。

なお、建築物の解体工事にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例が平成 18 年 1 月と 10 月にそれぞれ改正施行されたことにより、アスベストの使用の有無等に関する事前調査、作業の届出、濃度基準の遵守などが義務づけられるなど、アスベストに対する規制が強化されています。

(2) 騒音・振動の防止

①生活騒音対策

騒音に関する苦情は年々増加傾向にあります。ペットの鳴き声やマンションの給排水等の生活騒音の割合が非常に多くなっています。生活騒音は日常生活において特に意識することなく発生する場合も多く、また原因も様々であることから、工場等の騒音のように基準を適用して規制することもできません。

こうした生活騒音に関する問題については行政が介入することにより、かえって近隣同士の関係を悪化させることにつながる場合もあり、必ずしも問題解決のための手段として適切であるとはいえません。特にこのような問題は、当事者同士でお互いが話し合いにより解決を図ることが最善の方法であるといえるため、市で苦情を受け付けた場合においても、基本的には当事者同士での解決を図るように勧めています。

(3) 化学物質による環境リスクの低減

①有害化学物質の対策

ダイオキシン類をはじめ、人の健康に影響を及ぼすと考えられる有害な化学物質が、大気、水質、土壌などの環境中には様々な経路によって放出されています。

大気については、自動車排出ガス測定局（国設四條畷局）により常時監視が行われています。

また、水質については、主要 8 河川において年 4 回実施している河川環境水質測定調査に加えて、揮発性有機塩素系化合物等及びダイオキシン類の測定、土壌についてはダイオキシン類の測定を行うことにより、有害化学物質のモニタリングを行いました。

第12節 地域から取り組む地球環境問題

(1) 地球温暖化対策の推進

① 第3次四條畷市地球温暖化対策実行計画

様々な事務・事業を行う行政の主体としての役割のほか、きわめて大規模な経済活動主体としての性格を併せ持っている市が、事業者や市民等に地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な取組みの実行を求めるとともに、行政自らも事業者・消費者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制を推進する意義は極めて大きいと考えられ、地球温暖化対策の推進に関する法律において、国や地方公共団体に対して、事務・事業に伴って発生する温室効果ガス削減のための実行計画の策定が義務づけられました。

四條畷市においては、平成18年3月に「四條畷市地球温暖化対策実行計画」を、平成23年3月に「第2次四條畷市地球温暖化対策実行計画」をそれぞれ策定し、地球温暖化対策、温室効果ガス削減に取り組んできましたが、平成28年3月に、今までの取り組みについて点検・検証を行い、ISO14001の基準を踏まえた環境マネジメントシステムの運用を基にして、新たに基準年度を平成26年度とし、平成28年度から平成32年度までの5年間に、温室効果ガスを5%削減することを目標にした「第3次四條畷市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。平成28年度からは、この第3次実行計画に基づき、更なる削減の取組みを推進していく体制を図っています。

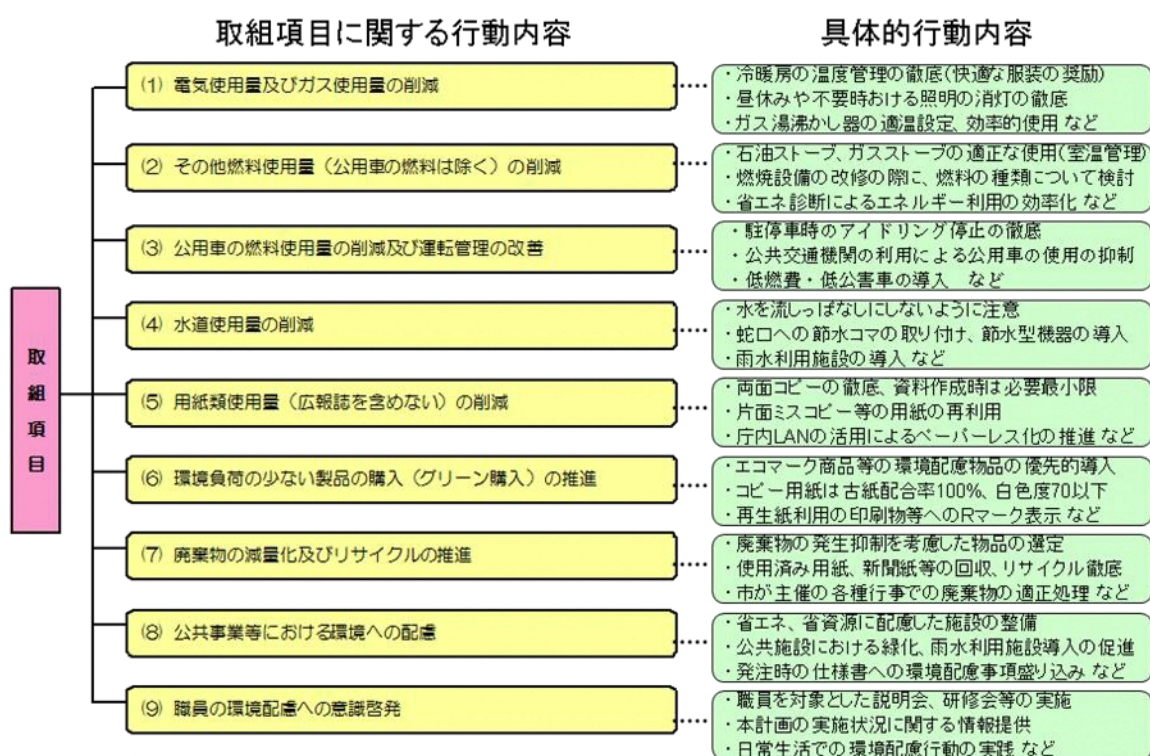


図 4-4 目的達成のための具体的取組み

表 4-35 取組項目に関する目標

	取 組 項 目	目 標
温室効果ガス排出量に 直接反映する項目	(1) 電気使用量及びガス使用量の削減	【電気使用量・ガス使用量】 電気・ガスの合計の温室効果ガス排出量について、平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
	(2) その他燃料使用量の削減	【LPG・灯油等使用量】 平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
	(3) 公用車の燃料使用量の削減及び運転管理の改善	【ガソリン使用量・軽油使用量】 平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
その他の項目	(4) 水道使用量の削減	【水道使用量】 平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
	(5) 用紙類使用量の削減	【用紙類使用量】 ※第3次計画から広報誌を含めないこととする。 平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
	(6) 環境負荷の少ない製品の購入（グリーン購入）の推進	事務用品等の購入時にはリサイクル製品等の導入を継続拡大する。
	(7) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	【廃棄物の排出量】 平成32年度までに平成26年度比で概ね5%削減する。
	(8) 公共事業等における環境への配慮	環境負荷低減型の施設整備を推進する。

実行計画の実施状況については、毎年、環境負荷に関する実態把握調査を行っており、平成29年度における調査結果については、表4-36のとおりです。

なお、本計画における対象範囲は、本庁及び出先機関を含めた37か所です。（資料編 P95 表14 参照）

表 4-36 環境負荷量実態把握調査結果

		※平成26年度 基準 水道局等除く	平成29年度 実績 水道局等除く	増減量 (※基準年比)	増減率 (※基準年比)	H32目標 (参考)	達成◎ 非達成×
電 気 使 用 量 (kWh)		5,086,878	4,721,802	△ 365,076	△ 7.2 %	△ 5.0 %	◎
燃料使用量	灯 油 (ℓ)	36	0	△ 36	△ 100.0 %	△ 5.0 %	◎
	都市ガス (m3)	227,517	282,443	54,926	24.1 %	△ 5.0 %	×
	L P G (kg)	6,673	9,300	2,628	39.4 %	△ 5.0 %	×
	ガソリン (ℓ)	21,410	20,503	△ 907	△ 4.2 %	△ 5.0 %	×
	軽 油 (ℓ)	6,927	8,038	1,110	16.0 %	△ 5.0 %	×
水 道 使 用 量 (m3)		88,404	87,030	△ 1,374	△ 1.6 %	△ 5.0 %	×
用紙購入量 (A4換算)	再 生 紙 (枚)	10,422,246	12,218,875	1,796,629	17.2 %		
	上 質 紙 (枚)	1,124,010	338,934	△ 785,076	△ 69.8 %		
	小 計 (枚)	11,546,256	12,557,809	1,011,553	8.8 %		
定期刊行物に 係る用紙使用量 (A4換算)	再 生 紙 (枚)	138,060	896,050	757,990	549.0 %		
	上 質 紙 (枚)	78,850	36,700	△ 42,150	△ 53.5 %		
	小 計 (枚)	216,910	932,750	715,840	330.0 %		
用紙類使用量 合計 (A4換算) (枚)		11,763,166	13,490,559	1,727,393	14.7 %	△ 5.0 %	×
廃 棄 物 発 生 量 (kg)		173,824	185,799	11,975	6.9 %	△ 5.0 %	×

市の事務・事業における平成 29 年度の温室効果ガス排出状況については、表 4-37 に示すとおり、総排出量は約 3,061 トン-CO₂ で、基準年度（平成 26 年度）の約 3,111 トン-CO₂ から約 1.6%の削減となっており、最終年度（平成 32 年度）において目標としている 5%の削減を今年度は達成することができませんでした。内訳については、二酸化炭素が全体に占める割合は 97.9%であり、電気の使用に伴う発生が 74.2%を占めています。

表 4-37 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	活動区分	※H26基準 (kg-CO2) 水道局等除く	参考 H25実績 (kg-CO2)	参考 H26実績 (kg-CO2)	参考 H27実績 (kg-CO2)	H28実績 (kg-CO2) 水道局等除く	H29実績 (kg-CO2) 水道局等除く	増減量 (H29-※H26) (kg-CO2)	増減率 (H29-※H26) (kg-CO2)	H29実績 比率 (%)
二酸化炭素 (CO2)	電力の使用	2,454,004	2,735,585	2,620,504	2,524,649	2,262,878	2,270,836	△ 183,168	△ 7.5 %	74.2%
	燃料の使用	595,013	658,785	604,973	612,069	691,065	726,052	131,038	22.0 %	23.7%
	CO2 合計	3,049,018	3,394,370	3,225,477	3,136,718	2,953,943	2,996,888	△ 52,130	△ 1.7 %	97.9%
メタン (CH4)	家庭用機器の使用	1,176	1,024	999	1,011	1,388	1,466	289	24.6 %	0.0%
	自動車の走行	78	104	75	90	102	96	19	24.0 %	0.0%
	下水処理	18,218	15,935	15,303	15,741	18,730	18,724	506	2.8 %	0.6%
	CH4 合計	19,472	17,062	16,377	16,842	20,220	20,286	814	4.2 %	0.7%
一酸化二窒素 (N2O)	ディーゼル機関の使用	0	0	0	5	0	0	0	0.0 %	0.0%
	家庭用機器の使用	281	302	294	308	331	349	69	24.5 %	0.0%
	自動車の走行	1,653	2,513	2,015	2,190	1,986	1,946	293	17.7 %	0.1%
	下水処理	39,484	42,768	41,074	42,249	40,594	40,580	1,096	2.8 %	1.3%
	N2O 合計	41,418	45,583	43,383	44,747	42,910	42,875	1,458	3.5 %	1.4%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	829	107	221	221	815	772	△ 57	△ 6.9 %	0.0%
	HFC 合計	829	107	221	221	815	772	△ 57	△ 6.9 %	0.0%
温室効果ガス 合計		3,110,737	3,457,123	3,285,458	3,198,528	3,017,888	3,060,822	△ 49,916	△ 1.6 %	100.0%

温室効果ガス排出量を抑制するため、公共施設の照明を電力量が従来型照明の約 50%となる LED 等の省エネルギー型製品に取り替えを行い、また、市の関連施設に、太陽光発電の自然エネルギーを導入し、太陽光発電設備を設置することで、自然エネルギーの普及、環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図り、電力使用量の削減に引き続き取り組みました。

表 4-38 設置場所と発電容量

	設置場所	発電容量	設置年度
1	市役所本館	10.0kW	平成27年度
2	市役所東別館	15.0kW	平成23年度
3	田原支所	6.0kW	平成21年度
4	田原小学校	15.0kW	平成22年度
5	四條畷小学校	15.0kW	平成22年度
6	四條畷南小学校	15.0kW	平成22年度
7	くすのき小学校	15.0kW	平成22年度
8	忍ヶ丘小学校	15.0kW	平成22年度
9	四條畷東小学校	15.0kW	平成22年度
10	岡部小学校	15.0kW	平成22年度
11	四條畷中学校	15.0kW	平成22年度
12	四條畷南中学校	15.0kW	平成22年度
13	四條畷西中学校	15.0kW	平成22年度
14	田原中学校	15.0kW	平成22年度
15	学校給食センター	21.5kW	平成27年度
16	児童発達支援センター	11.0kW	平成27年度
	合計	228.5kW	—

②「なわて打ち水大作戦！」の実施

地球温暖化による影響で各地の気温が上昇しているといわれていますが、特に夏の熱帯夜が多くなっています。これは都市部を中心にアスファルト舗装やコンクリート建築物の増加、冷房の使用などが原因となっており、ヒートアイランド現象と呼ばれています。

そこで、かつては夏の風物詩であった、日本古来の習慣として見直されている「打ち水」に着目し、一人でも多くの市民に身近なところから環境問題に関心を持ってもらうためのきっかけとして、「なわて打ち水大作戦！」を展開しました。

平成29年7月23日（大暑）～8月23日（処暑）の1か月を打ち水の基本期間とし、そのうち7月31日から8月5日の6日間を重点実施期間に設定し、四條畷市環境行政推進本部主催で、市その他関係行政機関や団体、市民に対しても広く呼びかけ、毎日午後4時からの一斉の打ち水行動を実施しました。打ち水で利用される水は、風呂の残り湯や洗濯水、雨水、河川の水などを利用して行いました。

また、期間中には、JR 忍ヶ丘駅付近、グリーンホール田原前、四條畷商店街（栄通り付近）で啓発イベントを行い、一般参加者は300名程度の参加があり、うちわを配布して啓発を行いました。

なお、イベントで行った気温測定の結果によると、打ち水により最大3度程度の気温低下が確認されました。また、気流の変化が生じることで、風が起こり涼しくなることも実感できました。

表 4-39 「なわて打ち水大作戦！」啓発イベント

場 所	日 時	実施内容	参加者数
JR忍ヶ丘駅前周辺	平成29年7月31日(月) 午後4時～	・ 駅ロータリーを中心に歩道へ打ち水 ・ 啓発グッズの配布、気温測定（最大2度低下）	約190名
グリーンホール田原前	平成29年8月2日(水) 午後4時～	・ グリーンホール田原前を中心に周辺へ打ち水 ・ 啓発グッズの配布、気温測定（最大3度低下）	約70名
四條畷商店街	平成29年8月4日(金) 午後4時～	・ 四條畷商店街(栄通り)を中心に打ち水 ・ 啓発グッズの配布、気温測定（最大2度低下）	約40名



J R 忍ヶ丘駅付近



グリーンホール田原前



四條畷商店街（栄通り付近）

③緑のカーテン事業

「緑のカーテン」は、建物の壁面をゴーヤやアサガオなどのつる性植物でカーテンのように覆う緑化の方法であり、窓からの日差しを和らげるとともに、室温の上昇を抑える効果が期待され、ヒートアイランド対策としても注目されています。

本市では、なわて環境ネットワークの協力を得て、平成 18 年度から四條畷小学校、四條畷東小学校の 2 校において緑のカーテン事業に取り組み、平成 19 年度、市役所東別館や水道局でも緑のカーテン事業を拡大して取り組みました。平成 29 年度も計 10 か所において継続して取り組み、市役所においては副産物であるゴーヤの実を市民に無料配布しました。



岡部小学校



ゴーヤの無料配布

④グリーン購入の取組み

市では、環境に配慮し、事務事業を執行するという観点から、日常的に使用する事務用品を中心として、可能な限りエコマーク又はグリーンマーク付きの事務用品を購入しております。今後とも環境に配慮した物品の調達を推進していきます。

第 5 章

平成 30 年度における主要な施策

1. 活動体制の整備

①環境活動団体への経済的支援

環境に関心の高い市民団体による率先した環境保全のための取組みにより、より多くの市民の環境保全活動への参加が促進されるように、団体が行う環境保全活動に要した経費の一部について助成を行います。

②環境活動団体の交流の促進

市内の環境活動団体がお互いに情報交換などを通じて積極的な連携を図り、また各団体が行う活動の市民への周知を通じて、より多くの市民に対して環境啓発が図られるように、団体や市民が参加する環境に関するシンポジウムや環境フォーラム等のイベントを開催します。

③情報提供の充実

市民に対して身近な環境に関する情報を提供し、地域の環境や地球温暖化問題、ごみ減量化などの環境問題に関心を持ってもらえるように、広報誌、ホームページ、なわての環境の発刊を行います。

2. 人材の育成

①出前講座等への人的支援

学校における環境教育の支援や市民に対する環境啓発の促進のため、環境に関する環境講座や出前講座の開催などについて、環境活動団体や関係機関とも連携しながら、講師の派遣等の人的支援を積極的に行います。

3. 森林の保全

①アドプトフォレスト事業の推進

ふれあいの森及び民有地におけるアドプトフォレスト事業により、森林整備事業を引き続き行います。

②クリーンハイキングの推進

本市は、飯盛山など美しい山の自然がシンボルとなっていることから、山地美化に対する意識啓発を図るために関係団体等の協力を得て、自然公園等の美化清掃活動をしています。引き続き市内の美しい山の環境保全を広く市民に呼びかけてクリーンハイキングを行います。

4. 水辺の保全

①水辺の生物観察会等の開催

小学生の親子を対象に水辺の生物観察会などの例年実施している事業を展開し、子どもたちに水辺を通じて自然環境の学習の場の提供を図ります。

②廃油回収の実施

食用油の廃油回収を東部地域はグリーンホール田原、西部市街地は府営清滝住宅・雁屋公民館・市役所にて市民ボランティア団体と連携して実施を行います。また、回収量の増加に向けた啓発を図ります。

③アドプト・リバー事業の推進

平成 21 年 11 月に締結した「アドプト・リバー・讃良川 奥の細道」、平成 25 年 3 月に締結した「アドプト・リバー・天の川桃源郷」及び平成 30 年 1 月に締結した「アドプト・リバー・岡部川～アンディの小径～」により、地域に愛される美しい河川環境づくりや地域の環境美化活動を行います。

5. 自然とのふれあいの推進

①市立環境センター修景施設の活用

市立環境センター修景施設における環境教育・環境学習の場として、また市民のやすらぎの空間として施設の利用の促進を図ります。

②自然環境関連施設との連携

自然観察会や学習会などの実施にあたっては、市立野外活動センター、緑の文化園むろいけ園地「森の工作館」などの自然環境関連施設とも連携しながら積極的に活用し、自然環境の学習拠点として周知を図ります。

③自然観察を実施する市民団体との連携

平成 20 年度に開催した自然観察リーダー養成講座の受講生が中心となって発足した「なわて自然観察会」とともに、広く市民に自然とのふれあいを促進するようなイベントなどへの支援を行います。また、市内で環境保全活動に取り組んでいる市民活動団体と連携を図り、調査研究の発表の場としてシンポジウムを開催し四條畷市の自然のすばらしさについて市民に周知を図ります。

6. 緑化の推進

①公園・緑地等里親の支援

公園・緑地等里親として登録しているボランティア団体の活動について、引き続き支援を行います。

②地産地消の推進

大阪エコ農産物の認証を受けた農作物の作付けの普及に努め、学校給食をはじめ、市民への安定供給を図ります。

7. 快適な住環境の整備

①空き地等の適正管理

空き地等における雑草等の繁茂による苦情が後を絶たないことから、パトロールの強化と所有者等に対する指導を強化します。

②ペットの適正管理、ポイ捨て対策

犬の飼育マナーの低下によるふんの放置、ごみのポイ捨てなどのこれらの禁止行為について、広報やホームページ、イベント等で普及、啓発を実施します。

8. 景観や歴史的文化的遺産の保存

①ボランティアガイドによる観光活動

市内の自然や歴史的遺産について、ボランティアガイドによる観光案内やイベントを行うことにより、観光資源としての価値を高め、市民の郷土愛の醸成を図ります。

②風俗営業に係る建築規制

「四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例」に基づき、風俗営業に係る建築規制の運用を行います。

9. 循環型社会の構築

①廃棄物の適正処理

安定したごみ処理を継続的に行うために、平成 29 年度に竣工した新ごみ処理施設において焼却やリサイクルが適正に行われるよう、関係機関と調整を図ります。

②ごみ減量化の取組み

更なる減量化の取組みとして広報、ホームページなどでの啓発を行います。また、食器市や家具等のリユース展などのごみ減量化に向けた取組みを継続して行います。

10. 生活の中の水循環の保全

①公共下水道、合併浄化槽への切り替えについての啓発

公共下水道以外のし尿等の汲取り、単独浄化槽世帯について、公共下水道や合併浄化槽への切り替えについての啓発を行います。

②雨水タンクの普及

市内の学校などの公共施設に雨水タンクの積極的な導入を図り、雨水の有効活用とともに水道使用量の削減に努めます。

11. 健康に暮らす生活環境の保全

①解体作業等の屋外作業対策

アスベスト問題などの影響により、解体作業等に伴う粉じん等への不安を訴える市民が多くなっていることから、大阪府と連携を取りながら適正な措置のための指導を行います。

12. 地域から取り組む地球環境問題

①「なわて打ち水大作戦！」

今年度も、夏の最も暑い時期の1ヶ月間（7月23日【大暑】～8月23日【処暑】）を打ち水の基本期間に設定し、市内一斉に「なわて打ち水大作戦！」を展開します。また、重点実施期間（7月30日～8月4日）にはイオンモール四條畷等で啓発キャンペーンを行います。

②緑のカーテン事業

市民団体のなわて環境ネットワークと協働し、教育機関や公共施設に緑のカーテンの取り組みを拡大していきます。

資料編

表 1 環境基準による大気汚染の評価方法

二酸化硫黄	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。
一酸化炭素	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。	

表 2 二酸化硫黄の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H25	H26	H27	H28	H29
有効測定日数	日	362	355	352	363	363
測定時間	時間	8530	8420	8404	8657	8622
年平均値	ppm	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1 時間値の最高値	ppm	0.018	0.014	0.015	0.011	0.014
日平均値の 2%除外値	ppm	0.006	0.005	0.006	0.003	0.005
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	8局	8局	8局	8局	8局
	短期	8局	8局	8局	8局	8局
大阪府内測定局 達成率	長期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	短期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3 二酸化窒素の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H25	H26	H27	H28	H29
有効測定日数	日	359	364	366	354	364
測定時間	時間	8474	8619	8646	8473	8622
年平均値	ppm	0.023	0.020	0.020	0.019	0.020
1 時間値の最高値	ppm	0.071	0.080	0.075	0.098	0.075
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	14	3	6	6	5
	%	3.9	0.8	1.6	1.7	1.4
日平均値の年間 98% 値	ppm	0.043	0.036	0.039	0.039	0.039
98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況		○	○	○	○	○
有効測定局数		36局	36局	36局	36局	36局
大阪府内測定局 達成率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 4 一酸化窒素・窒素酸化物の測定結果の推移（国設四條畷局）

			H25	H26	H27	H28	H29
一 酸 化 窒 素	有効測定日数	日	359	364	366	354	364
	測定時間	時間	8474	8619	8646	8473	8622
	年平均値	ppm	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.281	0.242	0.205	0.379	0.237
	日平均値の年間98%値	ppm	0.052	0.039	0.039	0.037	0.040
窒 素 酸 化 物	有効測定日数	日	359	364	366	354	364
	測定時間	時間	8474	8617	8646	8473	8622
	年平均値	ppm	0.037	0.033	0.032	0.031	0.032
	1時間値の最高値	ppm	0.339	0.322	0.264	0.477	0.296
	日平均値の年間98%値	ppm	0.091	0.073	0.076	0.075	0.077
	年平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	%	60.7	61.7	63.8	63.6	64.6

表 5 浮遊粒子状物質の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H25	H26	H27	H28	H29
有効測定日数	日	361	363	362	362	363
測定時間	時間	8640	8665	8665	8673	8668
年平均値	mg/m ³	0.024	0.022	0.018	0.017	0.018
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.132	0.095	0.086	0.111	0.088
日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.061	0.05	0.045	0.036	0.043
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	34局	34局	34局	34局	32局
	短期	34局	34局	34局	34局	32局
大阪府内測定局 達成率	長期	94.1%	100.0%	97.1%	100.0%	100.0%
	短期	85.3%	100.0%	94.1%	94.1%	93.8%

表 6 一酸化炭素の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H25	H26	H27	H28	H29
有効測定日数	日	359	365	365	348	350
測定時間	時間	8587	8643	8665	8440	8371
年平均値	ppm	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
8時間平均値が20ppmを超えた回数	回	0	0	0	0	0
とその割合	%	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	ppm	2.4	2.0	1.9	1.8	1.7
日平均値の2%除外値	ppm	0.9	0.7	0.8	0.9	0.6
日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有×無○	○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
環境保全目標達成状況	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
有効測定局数	長期	12局	12局	12局	12局	12局
	短期	12局	12局	12局	12局	12局
大阪府内測定局 達成率	長期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	短期	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 7 非メタン炭化水素の測定結果の推移（国設四條畷局）

		H25	H26	H27	H28	H29
測定時間	時間	8532	8160	8590	8643	8585
年平均値	ppmC	0.19	0.18	0.18	0.23	0.15
6～9時における年平均値	ppmC	0.23	0.22	0.22	0.26	0.18
6～9時測定日数	日	360	345	365	363	364
6～9時 3 時間平均値	最高値	ppmC	0.73	0.68	0.66	0.79
	最低値	ppmC	0.07	0.05	0.03	0.03
6～9時 3 時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	日	166	151	155	250	108
	%	46.1	43.8	42.5	68.9	29.7
6～9時 3 時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	日	68	45	57	77	48
	%	18.9	13	15.6	21.2	13.2
環境保全目標達成状況		×	×	×	×	×
有効測定局数		12局	12局	12局	12局	12局
大阪府内測定局 達成率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

表 8 メタン・全炭化水素の測定結果の推移（国設四條畷局）

			H25	H26	H27	H28	H29
メ タ ン	測定時間	時間	8532	8160	8590	8643	8585
	年平均値	ppmC	1.93	1.93	1.94	1.96	1.96
	6～9時における年平均値	ppmC	1.96	1.95	1.96	1.97	1.98
	6～9時測定日数	日	360	345	365	363	364
	6～9時 3 時間平均値	最高値	ppmC	2.15	2.27	2.15	2.21
		最低値	ppmC	1.76	1.78	1.81	1.82
全 炭 化 水 素	測定時間	時間	8532	8160	8590	8643	8585
	年平均値	ppmC	2.12	2.12	2.12	2.19	2.11
	6～9時における年平均値	ppmC	2.18	2.17	2.18	2.23	2.16
	6～9時測定日数	日	360	345	365	363	364
	6～9時 3 時間平均値	最高値	ppmC	2.86	2.87	2.78	3.00
		最低値	ppmC	1.86	1.88	1.90	1.89

表 9 平成 29 年度河川水質測定結果

第 1 期（採水日：平成 29 年 6 月 6 日）

地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		健 康 項 目							生 活 環 境 項 目							その他の項目	
										健康項目							生活環境項目								
										ガドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ヒ素 (mg/L)	総水銀 (mg/L)	pH(℃)	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)					
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	(-)	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	COD	総窒素 (mg/L)				
1	讃良川	四條堰水道センター 岡山配水池上流100m	B	9:35	14:30	22.6	23.5	15.6	17.0	—	—	—	—	—	8.0 (25)	0.7	9.5	9.8	6	7,900	1,300	7.6	—		
2	讃良川	新橋		9:50	14:45	23.5	29.7	25.6	25.5	—	—	—	—	—	10.0 (25)	1.1	17	19	1	130	46	5.3	—		
3	★ 讃良川	讃良橋		10:00	14:55	27.7	29.6	29.5	26.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.3 (25)	6.2	17	18	8	2	ND	10	1.9		
4	岡部川	清水川との合流地点		10:35	15:20	30.1	31.6	27.3	26.4	—	—	—	—	—	10.3 (25)	2.1	14	15	4	ND	ND	7.5	—		
5	★ 岡部川	見町橋		10:20	15:05	25.3	28.8	30.3	27.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.7 (25)	2.6	12	12	2	ND	ND	8.1	1.1		
6	清滝川	清滝橋		9:05	14:05	29.1	28.2	18.0	19.6	—	—	—	—	—	8.3 (25)	1.4	9.8	10	2	700	3,300	3.0	—		
7	★ 清滝川	寝屋川市・西條郡市境界		11:25	16:05	30.0	28.2	28.5	25.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.3 (25)	2.6	12	13	1	13	ND	6.9	0.79		
8	江鯉川	江鯉川支流との合流地点		10:50	15:30	27.5	29.2	23.8	22.9	—	—	—	—	—	9.0 (25)	2.1	12	13	1	13,000	4,900	4.9	—		
9	★ 江鯉川	寝屋川市・西條郡市境界		11:15	15:55	32.4	29.0	29.4	25.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.3 (25)	1.3	16	18	3	ND	ND	5.7	0.87		
10	権現川	四條堰水道センター 権現取水場		9:15	14:15	22.3	27.2	16.7	18.9	—	—	—	—	—	8.0 (25)	1.5	9.5	9.7	13	2,400	13,000	5.3	—		
11	★ 権現川	橋公橋		11:00	15:40	33.4	26.6	23.8	21.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.2 (25)	2.3	9.6	9.7	7	13,000	3,300	5.0	0.85		
12	★ 新川	新橋		11:35	16:15	26.6	27.1	28.3	24.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.3 (25)	2.3	16	16	2	1,300	1,700	4.0	1.3		
13	天野川	野本橋		8:10	13:20	21.9	27.9	20.2	24.4	—	—	—	—	—	8.0 (25)	2.5	9.0	10	3	4,900	4,900	3.9	—		
14	★ 天野川	羽衣橋		8:30	13:35	22.3	26.5	20.1	24.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.1 (25)	2.2	11	9.5	2	13,000	4,600	6.2	2.3		
15	戎川	角堂橋		7:40	12:55	20.1	28.6	21.2	24.2	—	—	—	—	—	7.6 (25)	17	8.4	8.4	10	13,000	3,300,000	11	—		
16	★ 寒谷池	取水口	—	8:45	13:50	21.5	20.5	20.5	23.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.1 (25)	2.7	10	11	6	1,100	170	5.2	1.0		
17	★ 堂尾池	取水口		7:55	13:05	21.5	26.6	18.8	24.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.1 (25)	0.9	10	10	1	23	330	4.2	0.73		
定 量 下 限 値										0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	—	0.5	0.5		1	2		0.5	0.01	
環 境 基 準 (河川B類型基準値)										0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上		25以下	5,000以下		—	—	

第 2 期（採水日：平成 29 年 8 月 17 日）

地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間	気温		水温		分 析 結 果														
									健 康 項 目						生 活 環 境 項 目						その他の項目		
					(℃)		(℃)		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	pH(℃)	BOD	DO (mg/L)		SS	大腸菌群数 (MPN/100mL)		COD	総窒素
					午前	午後	午前	午後	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(-)	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	(mg/L)	
1	讃良川	四條堰水道センター 岡山配水池上流100m	B	9:10	14:45	26.2	29.0	23.3	24.0	—	—	—	—	—	8.0 (26)	1.4	8.5	6.1	6	6,800	7,000	5.5	—
2	讃良川	新橋		9:25	15:00	27.2	33.7	27.4	33.0	—	—	—	—	—	9.1 (26)	3.8	13	13	2	17,000	7,900	3.6	—
3	★ 讃良川	讃良橋		9:35	15:10	26.5	32.4	28.3	34.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.8 (26)	5.7	16	13	5	3,300	33	6.0	1.4
4	岡部川	清水川との合流地点		10:05	15:35	28.2	36.0	28.4	32.0	—	—	—	—	—	9.4 (26)	4.8	11	11	9	11,000	790	9.2	—
5	★ 岡部川	見町橋		9:50	15:20	27.8	34.0	29.1	35.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.6 (26)	1.0	13	12	6	23	13	9.5	1.1
6	清滝川	清滝橋		8:50	14:20	28.2	28.8	23.6	25.3	—	—	—	—	—	8.3 (26)	2.6	8.8	8.4	7	17,000	14,000	3.7	—
7	★ 清滝川	寝屋川市・西條郡市境界		10:45	16:20	29.3	30.9	30.9	30.9	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	10.3 (26)	1.7	8.9	9.1	1	49	23	5.0	0.52
8	江鯉川	江鯉川支流との合流地点		10:15	15:45	27.8	35.2	26.4	29.2	—	—	—	—	—	8.9 (26)	2.7	10	11	2	130,000	33,000	4.4	—
9	★ 江鯉川	寝屋川市・西條郡市境界		10:35	16:10	30.0	33.8	28.9	30.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.9 (25)	1.2	18	11	17	1,100	4	6.1	0.71
10	権現川	四條堰水道センター 権現取水場		8:55	14:25	26.2	28.1	24.2	25.3	—	—	—	—	—	8.1 (25)	0.9	8.3	8.2	23	27,000	13,000	6.6	—
11	★ 権現川	橋公橋		10:25	16:00	26.8	31.1	26.9	28.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.6 (26)	1.1	10	8.5	11	13,000	11,000	5.0	0.77
12	★ 新川	新橋		10:50	16:25	28.9	33.3	29.0	31.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.1 (25)	1.3	16	13	2	13,000	49,000	5.4	0.86
13	天野川	野本橋		7:55	13:30	27.6	31.5	24.6	27.7	—	—	—	—	—	8.0 (26)	1.0	7.1	7.9	3	3,300	4,900	3.2	—
14	★ 天野川	羽衣橋		8:10	13:45	26.8	30.4	26.4	29.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.9 (25)	1.0	8.3	9.9	2	13,000	49,000	4.1	1.3
15	戎川	角堂橋		7:25	13:00	27.2	29.0	26.2	27.0	—	—	—	—	—	7.9 (25)	2.4	7.4	7.1	2	1,300	13,000	5.2	—
16	★ 寒谷池	取水口	—	8:30	14:05	26.5	30.4	26.5	29.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.0 (25)	4.5	12	14	6	1,100	7	7.5	0.89
17	★ 堂尾池	取水口		7:40	13:15	26.4	28.8	27.4	28.9	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.0 (25)	1.9	7.8	8.1	1	110	70	4.7	0.53
定 量 下 限 値										0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	—	0.5	0.5	1	2	0.5	0.01	
環 境 基 準 (河川B類型基準値)										0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上	25以下	5,000以下	—	—	

第 3 期（採水日：平成 29 年 11 月 10 日）

地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温		水温		分 析 結 果														
										健 康 項 目						生 活 環 境 項 目						その他の項目		
						カドミウム		全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	pH(℃)	BOD	DO (mg/L)		SS	大腸菌群数 (MPN/100mL)		COD	総窒素			
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(-)	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	(mg/L)	
1	讃良川	四條堀水道センター 岡山配水池上流100m	B	9:05	14:50	9.4	14.5	11.2	13.1	—	—	—	—	—	—	8.1 (20)	0.5	10	10	2	1,700	4,600	3.0	—
2	讃良川	新橋		9:20	15:00	9.9	14.9	12.6	15.2	—	—	—	—	—	—	8.1 (20)	0.6	10	10	2	4,900	7,900	2.9	—
3	★ 讃良川	讃良橋		9:30	15:10	11.0	19.0	12.6	15.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.2 (20)	0.7	11	10	1	4,900	4,900	2.9	1.9
4	岡部川	清水川との合流地点		9:55	15:35	12.6	20.3	12.1	15.2	—	—	—	—	—	—	8.4 (21)	0.9	11	10	2	7,900	11,000	3.2	—
5	★ 岡部川	見町橋		9:40	15:20	15.0	18.8	12.2	14.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.7 (21)	0.8	14	13	1	7,900	3,300	3.1	2.4
6	清滝川	清滝橋		8:45	14:25	12.7	15.2	11.9	14.4	—	—	—	—	—	—	8.1 (21)	0.5	10	10	7	1,300	790	3.2	—
7	★ 清滝川	寝屋川市・西條郡市境界		10:40	16:15	16.2	16.3	14.4	15.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.8 (21)	1.0	12	10	N.D.	1,300	4,900	3.2	1.7
8	江鯉川	江鯉川支流との合流地点		10:25	15:45	13.9	16.1	13.6	14.8	—	—	—	—	—	—	8.2 (21)	0.7	10	9.7	1	3,300	4,900	3.4	—
9	★ 江鯉川	寝屋川市・西條郡市境界		10:30	16:05	12.8	16.6	14.0	14.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.5 (21)	0.7	13	11	1	3,300	7,900	3.2	1.4
10	権現川	四條堀水道センター 権現取水場		8:50	14:35	8.2	11.9	11.4	13.3	—	—	—	—	—	—	7.8 (21)	0.7	10	10	7	1,300	4,900	3.9	—
11	★ 権現川	橋公橋		10:10	15:55	14.1	13.1	11.8	13.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.8 (21)	0.8	11	10	7	3,300	1,300	4.4	1.2
12	★ 新川	新橋		10:50	16:25	14.5	15.8	13.9	16.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.6 (22)	0.6	14	13	1	1,700	3,300	4.3	1.5
13	天野川	野本橋		7:50	13:35	7.8	18.2	11.8	15.7	—	—	—	—	—	—	8.1 (22)	1.0	10	10	6	7,000	3,300	3.9	—
14	★ 天野川	羽衣橋		8:05	13:50	8.6	14.2	12.2	15.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.0 (22)	0.9	10	10	2	1,300	1,300	3.0	1.7
15	戎川	角堂橋		7:15	12:45	3.9	14.8	14.5	16.0	—	—	—	—	—	—	7.6 (22)	0.7	9.5	9.4	3	330	790	3.5	—
16	★ 寒谷池	取水口	—	8:25	14:05	9.8	17.8	13.5	16.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.4 (21)	0.7	7.3	7.7	3	490	240	3.4	1.9
17	★ 堂尾池	取水口		7:30	13:15	7.4	17.1	13.4	15.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.5 (22)	0.9	8.3	8.7	3	49	130	3.5	1.7
定 量 下 限 値										0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	—	0.5	0.5		1	2		0.5	0.01
環 境 基 準 (河川B類型基準値)										0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上		25以下	5,000以下		—	—

第 4 期（採水日：平成 30 年 2 月 6 日）

地点 No.	河川名等	採水地点名	類型	採水時間		気温 (℃)		水温 (℃)		分 析 結 果										その他の項目 COD 総窒素 (mg/L) (mg/L)				
										健 康 項 目						生 活 環 境 項 目								
										カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	pH(℃)	BOD	DO (mg/L)	SS			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(-)	(mg/L)	午前	午後	(mg/L)	午前	午後				
1	讃良川	四條堀水道センター 岡山配水池上流100m	B	10:45	15:10	1.1	1.9	1.9	2.6	—	—	—	—	—	—	8.1 (15)	0.5	13	13	1	790	1,300	2.0	—
2	讃良川	新橋		11:00	15:20	2.5	1.7	3.5	6.9	—	—	—	—	—	—	8.5 (18)	1.2	15	15	2	7,900	7,900	2.5	—
3	★ 讃良川	讃良橋		11:10	15:30	2.3	2.5	1.7	3.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.8 (18)	1.2	16	18	7	2,400	1,300	3.5	1.7
4	岡部川	清水川との合流地点		11:30	15:45	3.6	4.0	2.0	3.3	—	—	—	—	—	—	9.1 (18)	1.9	18	17	2	790	2,400	3.4	—
5	★ 岡部川	見町橋		11:20	15:35	1.2	3.4	1.4	3.2	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.5 (18)	1.4	21	20	12	330	330	4.2	1.6
6	清滝川	清滝橋		10:20	14:45	3.4	2.9	2.9	3.5	—	—	—	—	—	—	8.4 (16)	2.2	12	13	1	240	240	2.2	—
7	★ 清滝川	寝屋川市・西條郡市境界		12:15	16:25	-0.6	1.0	1.4	2.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.3 (18)	1.5	16	15	3	2,400	13,000	3.5	2.1
8	江鯉川	江鯉川支流との合流地点		11:45	16:00	0.4	3.6	2.3	3.3	—	—	—	—	—	—	8.3 (17)	2.2	15	14	1	79,000	7,900	3.6	—
9	★ 江鯉川	寝屋川市・西條郡市境界		12:05	16:20	3.6	4.0	3.3	2.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.5 (18)	1.4	21	21	4	3,300	3,300	4.7	1.0
10	権現川	四條堀水道センター 権現取水場		10:30	14:50	0.7	3.3	0.8	1.6	—	—	—	—	—	—	7.9 (17)	1.6	13	13	1	1,300	330	3.5	—
11	★ 権現川	橋公橋		11:55	16:05	3.4	1.6	1.0	1.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.7 (18)	2.1	17	14	4	700	1,300	4.8	0.88
12	★ 新川	新橋		12:25	16:35	0.0	2.8	2.6	5.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.7 (17)	1.6	21	21	4	49	240	4.2	1.8
13	天野川	野本橋		8:50	13:45	-1.0	-0.7	2.1	6.4	—	—	—	—	—	—	8.1 (17)	1.5	12	12	15	1,700	3,300	3.0	—
14	★ 天野川	羽衣橋		9:10	14:00	-0.8	2.6	2.5	6.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.0 (17)	2.6	12	14	5	330	490	3.8	2.6
15	戎川	角堂橋		8:40	13:35	-0.4	0.6	7.4	8.8	—	—	—	—	—	—	7.6 (17)	2.1	11	11	3	49	1,700	4.8	—
16	★ 寒谷池	取水口	—	10:05	14:30	0.1	2.8	2.7	3.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.7 (17)	1.5	12	12	2	23	33	2.7	1.1
17	★ 堂尾池	取水口		9:40	14:15	-0.5	1.8	1.9	2.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.7 (17)	0.8	13	12	1	23	33	2.7	1.0
定 量 下 限 値										0.001	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	—	0.5	0.5		1	2		0.5	0.01
環 境 基 準 (河川B類型基準値)										0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	6.5以上 8.5以下	3以下	5以上		25以下	5,000以下		—	—

・水質環境基準健康項目

測定項目	測定方法	定量下限値
カドミウム	JIS K 0102 55.2	0.001 mg/L
全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1 mg/L
鉛	JIS K 0102 54.2	0.005 mg/L
六価クロム	JIS K 0102 65.2	0.02 mg/L
ヒ素	JIS K 61.2	0.005 mg/L
総水銀	環告第59号付表1(平成23年改正)	0.0005 mg/L
アルキル水銀	環告第59号付表2(平成23年改正)	0.0005 mg/L
PCB	環告第59号付表3(平成23年改正)	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2	0.002 mg/L
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.2	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	0.002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	0.1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	0.0006 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	0.003 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	0.001 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2	0.0002 mg/L
チ ウ ラ ム	環告第59号付表4(平成23年改正)	0.0006 mg/L
シ マ ジ ン	環告第59号付表5(平成23年改正)に準拠	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	環告第59号付表5(平成23年改正)に準拠	0.002 mg/L
ベンゼン	JIS K 0125 5.2	0.001 mg/L
セレン	JIS K 0102 67.2	0.001 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.5及び43.1.2	0.1 mg/L
ふっ素	JIS K 0102 34.1	0.08 mg/L
ほう素	JIS K 0102 47.3	0.1 mg/L
1,4-ジオキサン	環告第59号付表7(平成23年改正)	0.005 mg/L

※トリクロロエチレンの定量下限値は、採水日（平成25年2月8日）現在のものであり、平成26年11月17日に「0.01 mg/L 以下」に改正されています。

表 10 生活環境項目等の経年推移

項目 地点		生 活 環 境 項 目					その他の項目	
		p H	B O D (ppm)	S S (ppm)	D O (ppm)	大腸菌群数 (MPM/100ml)	C O D (ppm)	T - N (ppm)
①四條吸水 道センター 岡山配水池 上流100m (讃良川)	H25	7.8	15.0	2	8.4	3,420	12.3	－
	H26	8.0	1.8	2	9.5	4,270	7.4	－
	H27	8.0	0.9	2	9.5	3,954	5.8	－
	H28	8.0	4.0	29	9.2	31,443	8.2	－
	H29	8.1	0.8	4	10.0	3,924	4.5	－
②新橋 (讃良川)	H25	9.1	2.4	3	12.8	15,607	5.5	－
	H26	9.1	2.7	2	14.5	9,890	4.0	－
	H27	8.8	1.8	3	13.3	24,975	4.5	－
	H28	8.3	2.5	10	11.3	63,150	4.7	－
	H29	8.9	1.7	2	14.0	6,710	3.6	－
③讃良橋 (讃良川)	H25	9.3	3.1	2	15.5	4,877	6.8	4.3
	H26	9.4	2.9	4	17.1	11,435	5.6	5.4
	H27	9.5	2.7	3	17.0	1,987	5.0	3.0
	H28	8.9	2.9	6	13.7	40,005	5.7	3.0
	H29	9.3	3.5	5	14.9	2,104	5.6	1.7
④清水川と の合流地点 (岡部川)	H25	9.0	5.0	6	14.0	2,043	9.5	－
	H26	9.2	4.2	16	13.6	42,066	6.6	－
	H27	9.3	2.4	3	13.3	3,685	4.3	－
	H28	9.3	2.4	3	13.0	20,688	4.9	－
	H29	9.3	2.4	4	13.4	4,235	5.8	－
⑤見町橋 (岡部川)	H25	9.7	3.3	9	15.9	887	8.5	2.3
	H26	10.0	2.6	7	15.1	1,924	5.5	1.5
	H27	10.1	2.0	2	16.6	366	4.5	1.5
	H28	9.8	2.8	3	14.5	11,162	6.1	0.9
	H29	9.9	1.5	5	14.6	1,487	6.2	1.6
⑥清滝橋 (清滝川)	H25	8.3	1.1	6	10.0	13,445	3.3	－
	H26	8.3	1.1	2	10.2	4,629	2.2	－
	H27	8.2	0.9	8	10.4	10,849	3.2	－
	H28	8.2	1.8	6	9.5	126,058	3.8	－
	H29	8.3	1.7	4	10.3	4,696	3.0	－
⑦寝屋川 市・四條吸 水境界 (清滝川)	H25	9.9	3.0	3	13.7	1,076	6.5	0.9
	H26	9.5	2.4	2	13.8	2,431	4.3	1.4
	H27	9.8	1.7	1	14.4	1,086	4.3	1.5
	H28	9.8	2.0	3	14.0	5,575	4.5	1.2
	H29	9.7	1.7	2	12.0	2,711	4.7	1.3
⑧江蟬川支 流との合流 地点 (江蟬川)	H25	8.4	1.9	5	11.0	9,150	4.1	－
	H26	8.5	2.3	3	11.8	45,175	3.7	－
	H27	8.8	1.9	2	12.3	23,788	4.3	－
	H28	8.7	2.2	3	11.6	25,600	4.6	－
	H29	8.6	1.9	1	11.8	34,500	4.1	－

項目 地点		生 活 環 境 項 目					その他の項目	
		p H	B O D (ppm)	S S (ppm)	D O (ppm)	大腸菌群数 (MPM/100ml)	C O D (ppm)	T - N (ppm)
⑨寝屋川 市・四條堰 市境界 (江蟬川)	H25	9.0	3.4	13	13.2	7,246	5.1	1.0
	H26	9.5	2.1	4	15.8	7,760	4.1	1.1
	H27	9.6	1.9	2	15.9	2,958	4.4	0.9
	H28	9.6	2.5	6	15.0	18,865	5.4	1.2
	H29	9.6	1.2	6	16.1	2,363	4.9	1.0
⑩四條堰水 道センター 権現取水場 (権現川)	H25	7.9	1.5	17	10.2	8,472	4.6	－
	H26	8.0	1.3	9	10.8	7,282	3.7	－
	H27	7.9	1.2	14	9.9	4,959	4.5	－
	H28	7.9	2.0	20	9.7	13,650	6.3	－
	H29	8.0	1.2	11	10.2	7,904	4.8	－
⑪楠公橋 (権現川)	H25	8.5	1.5	6	11.6	15,136	4.1	0.8
	H26	8.4	2.3	46	11.2	53,100	6.1	1.1
	H27	8.2	1.6	6	10.3	10,066	4.4	0.9
	H28	8.3	2.1	12	10.2	27,775	5.8	0.9
	H29	8.3	1.6	7	11.2	5,863	4.8	0.9
⑫新橋 (新川)	H25	8.8	1.2	3	14.5	2,396	3.0	1.3
	H26	8.9	1.6	4	15.3	18,919	5.3	1.3
	H27	9.0	1.6	5	15.4	11,003	4.3	1.2
	H28	8.7	2.4	6	13.1	15,913	6.4	1.1
	H29	8.9	1.5	2	16.3	8,786	4.5	1.4
⑬野本橋 (天野川)	H25	8.2	1.4	2	10.1	1,928	3.1	－
	H26	8.1	1.4	3	10.8	9,113	2.8	－
	H27	8.1	1.3	3	11.3	10,350	3.6	－
	H28	7.9	2.0	4	9.6	133,180	4.2	－
	H29	8.1	1.5	7	9.8	4,163	3.5	－
⑭羽衣橋 (天野川)	H25	8.1	1.9	4	10.1	63,324	3.7	1.7
	H26	8.1	2.3	2	10.8	18,450	3.6	1.9
	H27	8.1	1.4	2	10.4	2,516	3.4	1.7
	H28	7.9	2.2	5	10.2	24,244	5.0	1.9
	H29	8.0	1.7	3	10.6	10,378	4.3	2.0
⑮角堂橋 (戎川)	H25	7.9	6.1	4	8.5	364,480	5.2	－
	H26	7.7	4.1	3	8.6	27,288	4.9	－
	H27	7.8	2.4	3	8.8	18,803	4.6	－
	H28	7.5	2.4	3	8.5	15,913	5.2	－
	H29	7.7	5.6	5	9.0	416,271	6.1	－

表 11 環境騒音モニタリング調査結果（道路に面しない地域）

地点 番号	測定地点	類型	土地利用	測定場所	測定 時間	支配的音源	環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{a e q}	L ₅	L ₅₀	L ₉₀	
1	清滝中町13番	A	低密住宅	道路・路地	昼間	チャイムの音、自動車音	≤55	50.6	56.3	46.1	41.8	○
					夜間	鳥の声	≤45	40.9	44.8	37.1	35.5	○
2	田原台4丁目19番	A	低密住宅	公園内	昼間	鳥の声、自動車音	≤55	43.3	47.9	34.4	30.1	○
					夜間	虫の声	≤45	33.1	36.4	31.8	30.0	○
3	田原台8丁目6番	A	低密住宅	公園内	昼間	自動車音、人の声、鳥の声	≤55	41.4	46.6	37.9	33.5	○
					夜間	虫の声、自動車音、水の音	≤45	39.3	44.6	33.0	31.4	○
4	岡山1丁目14番	A	高密住宅	道路・路地	昼間	道路の音、鳥の声	≤55	48.9	49.7	38.6	35.5	○
					夜間	虫の声	≤45	38.1	41.3	32.9	30.9	○
5	二丁通町11番	A	高密住宅	公園内	昼間	自動車音、鳥の声、ポンプの音	≤55	47.1	51.3	40.5	36.5	○
					夜間	自動車音	≤45	38.9	42.5	36.6	34.1	○
6	南野5丁目8番	A	低密住宅	駐車場	昼間	鳥の声、自動車音、学校の音	≤55	49.8	52.0	44.1	39.5	○
					夜間	犬の声	≤45	37.9	40.5	35.7	33.1	○
7	清滝新町12番	A	中高層住宅団地	住宅団地内	昼間	鳥の声、自動車音、航空音	≤55	43.1	47.5	39.3	36.3	○
					夜間	虫の声、家庭音	≤45	40.0	42.4	39.0	37.2	○
8	砂1丁目7番	B	高密住宅	道路・路地	昼間	自動車音、鳥の声、家庭音	≤55	47.5	51.7	43.6	40.5	○
					夜間	虫の声、自動車音、家庭音	≤45	35.1	38.6	33.8	32.2	○
9	中野本町1番	B	官公庁	倉庫駐車場	昼間	自動車音	≤55	49.8	53.8	47.8	39.3	○
					夜間	自動車音	≤45	48.0	53.6	44.6	32.6	×
10	岡山2丁目1番	C	住宅・商業	道路・路地	昼間	自動車、鳥の声、航空音	≤60	55.0	58.1	44.2	41.2	○
					夜間	鉄道音、自動車音	≤50	45.5	49.2	40.0	37.3	○
11	大字中野176番地	C	工業	道路・路地	昼間	家庭音、自動車音	≤60	51.3	54.1	46.6	44.2	○
					夜間	虫の声、自動車音、水の音	≤50	39.9	42.4	38.8	36.6	○
12	大字下田原1441番地	B	低密住宅	道路・路地	昼間	鳥の声、水の音	≤55	40.5	43.9	38.9	36.9	○
					夜間	虫の声、水の音、自動車音	≤45	41.1	43.6	39.7	36.8	○

表 12 環境騒音モニタリング調査結果（道路に面する地域）

地点 番号	測定地点 実施日	類型	対象道路	測定場所	測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
1	中野本町1-1 H30. 2. 7	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間	国道 163号	市役所	昼間	6:00～7:00	≦70	77.1	82.2	74.6	57.9	×
						7:00～8:00		77.0	82.1	74.6	56.9	×
						8:00～9:00		76.7	81.9	74.3	59.0	×
						9:00～10:00		75.9	81.3	72.9	57.8	×
						10:00～11:00		76.1	81.5	73.3	58.0	×
						11:00～12:00		75.8	81.1	73.3	57.8	×
						12:00～13:00		75.7	80.8	72.7	56.1	×
						13:00～14:00		75.3	80.6	72.3	57.9	×
						14:00～15:00		75.4	80.4	72.4	57.7	×
						15:00～16:00		74.5	80.0	71.5	58.1	×
						16:00～17:00		75.9	81.0	73.3	58.6	×
						17:00～18:00		75.6	80.4	73.5	58.9	×
						18:00～19:00		75.1	80.0	73.3	56.6	×
						19:00～20:00		75.5	80.6	73.1	57.1	×
						20:00～21:00		75.0	80.3	70.9	51.8	×
						21:00～22:00		72.8	78.8	67.8	51.2	×
						(昼間平均)		76	81	73	57	×
					夜間	22:00～23:00	≦65	72.2	78.4	65.0	48.3	×
						23:00～0:00		74.5	78.9	63.5	45.1	×
						0:00～1:00		71.1	77.8	60.2	39.6	×
						1:00～2:00		70.7	77.0	58.1	39.2	×
						2:00～3:00		70.1	76.7	55.5	37.2	×
						3:00～4:00		71.1	77.6	58.3	38.7	×
						4:00～5:00		72.3	78.9	62.7	43.8	×
						5:00～6:00		74.4	80.8	68.5	49.7	×
						(夜間平均)		72	78	61	43	×

地点 番号	測定地点 実施日	類型	対象道路	測定場所	測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
2	薮屋新町2-5 H30.2.14	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間	国道 163号	カンボリエ フラパー	昼間	6:00~7:00	≦70	75.8	80.8	73.3	64.1	×
						7:00~8:00		74.9	79.5	73.2	64.6	×
						8:00~9:00		75.5	80.3	73.0	65.0	×
						9:00~10:00		75.3	80.3	72.5	64.5	×
						10:00~11:00		75.7	80.9	72.7	64.4	×
						11:00~12:00		75.2	80.5	72.1	64.2	×
						12:00~13:00		75.1	80.4	72.4	63.3	×
						13:00~14:00		75.8	80.4	73.3	65.4	×
						14:00~15:00		75.1	80.0	72.8	64.8	×
						15:00~16:00		75.6	80.4	73.0	64.0	×
						16:00~17:00		75.4	80.2	73.2	64.4	×
						17:00~18:00		75.3	80.0	73.5	63.7	×
						18:00~19:00		74.1	78.6	72.6	61.6	×
						19:00~20:00		74.1	78.6	70.9	62.3	×
						20:00~21:00		73.2	78.5	69.3	60.1	×
						21:00~22:00		72.1	77.4	67.5	57.7	×
						(昼間平均)		75	80	72	63	×
					夜間	22:00~23:00	≦65	71.4	77.3	63.6	56.5	×
						23:00~0:00		69.8	76.3	62.1	54.9	×
						0:00~1:00		69.8	75.8	61.3	56.1	×
						1:00~2:00		68.5	75.2	60.3	55.9	×
						2:00~3:00		68.8	75.4	60.9	56.4	×
						3:00~4:00		68.9	75.6	60.5	56.5	×
						4:00~5:00		71.1	78.0	62.7	58.5	×
						5:00~6:00		73.6	79.6	67.6	60.4	×
						(夜間平均)		70	77	62	57	×

地点 番号	測定地点 実施日	類型	対象道路	測定場所	測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
3	雁屋北町7-33 H30. 2. 21	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間	国道 170号	川本産業 四條畷給油 所	昼間	6:00~7:00	≦70	70.2	75.3	67.4	55.3	×
						7:00~8:00		71.5	75.9	69.6	59.9	×
						8:00~9:00		70.5	75.1	68.9	59.4	×
						9:00~10:00		70.7	75.5	68.8	59.0	×
						10:00~11:00		70.4	75.5	68.2	56.8	×
						11:00~12:00		69.8	74.8	67.5	55.6	○
						12:00~13:00		69.3	74.3	67.0	56.1	○
						13:00~14:00		70.4	75.2	68.4	58.0	×
						14:00~15:00		71.2	75.8	69.2	58.6	×
						15:00~16:00		70.7	75.3	68.6	58.4	×
						16:00~17:00		70.8	75.8	68.9	58.9	×
						17:00~18:00		70.0	74.6	68.5	57.9	○
						18:00~19:00		69.6	74.1	67.7	59.0	○
						19:00~20:00		69.0	73.6	66.4	55.9	○
						20:00~21:00		68.7	73.2	64.2	52.7	○
						21:00~22:00		66.9	72.2	60.4	50.3	○
						(昼間平均)		70	75	67	57	○
					夜間	22:00~23:00	≦65	64.5	69.7	61.3	52.0	○
						23:00~0:00		63.9	68.9	59.3	49.8	○
						0:00~1:00		63.9	68.9	58.3	49.8	○
						1:00~2:00		62.4	68.6	55.3	47.9	○
						2:00~3:00		63.5	68.9	56.0	46.4	○
						3:00~4:00		63.3	69.7	57.4	48.1	○
						4:00~5:00		65.2	70.8	59.4	50.5	×
						5:00~6:00		68.1	74.3	61.4	51.4	×
						(夜間平均)		64	70	59	49	○

地点 番号	測定地点 実施日	類型	対象道路	測定場所	測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
4	南野5丁目3-30 H30.2.19	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間	国道 旧170号	ねこのて動 物病院前	昼間	6:00~7:00	≦70	61.5	66.7	52.7	45.7	○
						7:00~8:00		64.0	69.4	57.6	47.7	○
						8:00~9:00		63.5	69.0	59.6	50.5	○
						9:00~10:00		63.0	68.5	57.8	48.5	○
						10:00~11:00		64.2	69.2	58.1	48.4	○
						11:00~12:00		62.7	68.3	57.0	47.1	○
						12:00~13:00		61.8	67.1	56.3	46.4	○
						13:00~14:00		61.3	66.6	55.8	46.1	○
						14:00~15:00		62.3	67.1	56.6	46.9	○
						15:00~16:00		62.1	66.8	56.9	46.6	○
						16:00~17:00		62.4	67.3	56.8	45.2	○
						17:00~18:00		63.2	67.4	57.3	46.9	○
						18:00~19:00		62.1	67.3	56.0	45.5	○
						19:00~20:00		61.5	66.5	55.6	45.0	○
						20:00~21:00		60.3	65.2	52.0	42.9	○
						21:00~22:00		60.9	65.8	50.2	43.0	○
						(昼間平均)		62	67	56	46	○
					夜間	22:00~23:00	≦65	60.0	64.4	46.6	40.9	○
						23:00~0:00		57.3	62.1	43.5	39.9	○
						0:00~1:00		57.0	62.5	43.1	39.2	○
						1:00~2:00		55.3	59.6	41.4	38.5	○
						2:00~3:00		51.9	53.5	40.8	38.6	○
						3:00~4:00		54.1	57.2	41.2	38.8	○
						4:00~5:00		56.2	59.0	42.9	40.5	○
						5:00~6:00		58.4	63.3	45.8	42.1	○
						(夜間平均)		56	60	43	40	○

地点 番号	測定地点 実施日	類型	対象道路	測定場所	測定時間		環境基準 (dB)	騒音レベル (dB)				適合
								L _{Aeq}	L ₅	L ₅₀	L ₉₅	
5	大字清瀧381-1 H30.2.26	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間	府道 枚富線	類塾前	昼間	6:00~7:00	≦70	60.1	65.6	52.3	47.9	○
						7:00~8:00		62.6	67.4	56.7	49.9	○
						8:00~9:00		62.4	67.6	57.9	50.2	○
						9:00~10:00		61.9	66.8	56.9	49.4	○
						10:00~11:00		60.6	66.0	56.2	48.7	○
						11:00~12:00		61.8	67.4	57.3	47.9	○
						12:00~13:00		63.7	68.9	58.4	47.7	○
						13:00~14:00		63.6	68.9	58.9	48.9	○
						14:00~15:00		66.7	72.2	60.7	49.5	○
						15:00~16:00		66.0	71.7	61.6	50.4	○
						16:00~17:00		64.3	69.6	59.7	49.7	○
						17:00~18:00		63.1	68.2	60.0	50.5	○
						18:00~19:00		61.5	66.6	58.0	49.0	○
						19:00~20:00		59.1	64.6	54.3	45.9	○
						20:00~21:00		57.9	63.4	50.6	43.8	○
						21:00~22:00		55.6	62.2	47.6	43.3	○
						(昼間平均)		62	67	57	48	○
					夜間	22:00~23:00	≦65	57.4	61.9	46.0	42.0	○
						23:00~0:00		53.1	59.6	42.8	39.8	○
						0:00~1:00		48.3	52.7	42.0	39.5	○
						1:00~2:00		50.5	52.3	43.6	40.2	○
						2:00~3:00		48.1	51.2	43.4	40.9	○
						3:00~4:00		47.2	50.1	43.4	41.1	○
						4:00~5:00		49.0	51.7	44.6	42.4	○
						5:00~6:00		54.9	59.9	47.4	44.9	○
						(夜間平均)		51	55	44	41	○

表 13 交通量調査結果

地点 番号	測定地点 実施日	測定時間	車線	交通量（台）				平均速度 (km/h)
				大型	小型	二輪	(合計)	
1	中野本町1-1 (国道163号) H29. 11. 9	午前10時	東行き	34	168	5	207	39. 8
			西行き	53	125	12	190	36. 7
		午後2時	東行き	46	123	5	174	40. 0
			西行き	52	118	4	174	45. 6
		午後10時	東行き	4	53	2	59	50. 3
			西行き	7	68	5	80	43. 0
		午後11時	東行き	12	29	1	42	51. 2
			西行き	5	50	3	58	41. 0
2	雁屋北町7-33 (国道170号) H29. 11. 9	午前10時	南行き	63	165	14	242	42. 5
			北行き	51	159	12	222	39. 3
		午後2時	南行き	50	148	7	205	37. 5
			北行き	45	167	8	220	39. 8
		午後10時	南行き	6	81	3	90	41. 8
			北行き	10	81	9	100	42. 3
		午後11時	南行き	3	42	3	48	39. 3
			北行き	7	55	9	71	43. 3

表 14 四條畷市地球温暖化対策実行計画における対象範囲

部局等	対 象 施 設
市長部局 議会事務局 行政委員会	【 庁 舎 施 設 】 本庁舎、グリーンホール田原 【都市整備部管轄施設】 環境センター、総合公園 （不燃ごみ等処理資源化施設） 【健康福祉部管轄施設】 福祉コミュニティセンター、 老人福祉センター、保育所（２）、幼稚園（１）、 保健センター、児童発達支援センター、 子育て総合支援センター
教育部	【 教育部管轄施設 】 小学校（７）、中学校（４）、 学校給食センター、歴史民俗資料館、 市民総合体育館、教育文化センター、 野外活動センター、市民総合センター、 市民活動センター、公民館、 図書館、田原図書館
上下水道局	【 庁 舎 施 設 】 （水道局庁舎） 【上下水道局管轄施設】 （配水池・上水ポンプ場等（１４））、 田原処理場、汚水ポンプ場（３）

※ 網掛けの施設は、基準年度から除く施設

※ （ ）内は、施設の数

用語の解説

【あ行】

ISO14001

企業などの組織が、環境マネジメントシステムを構築するために求められる事項を規定した国際規格であり、環境方針及び計画を策定（Plan）して実施・運用（Do）し、点検及び是正措置（Check）を行い、経営層が見直す（Action）という、いわゆる PDCA サイクルにより環境マネジメントシステムを継続的に改善していくことを要求している。

アイドリングストップ

大気汚染防止等を目的として、自動車の停車中にエンジンを止めること。

アドプト制度

森林や河川などを養子にみたと、地域の団体等に管理をしてもらう制度のこと。大阪府では、森林のアドプトフォレスト制度や河川のアドプト・リバー・プログラムなどがある。

一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物を酸素の不十分な供給のもとで燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。その発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。

一酸化二窒素（N₂O）

温室効果ガスの一種。亜酸化窒素とも言う。物の燃焼や工業プロセス、窒素肥料などが発生原因であり、その温室効果は二酸化炭素の約 310 倍になると言われている。

1 日平均値の年間 98% 値

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価の際に用いる指標であり、1 年間の日平均値を低い方から並べて 98% に相当（365 日分の 1 日平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.98 \div 358$ 番目の値）するものをいう。1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合には達成されていないものと評価する。

オゾン層

大気中のオゾンは、その約 90 パーセントが地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっている。この成層圏オゾンが、通常「オゾン層」と呼ばれている。オゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大部分を吸収し、生物を保護

している。近年、フロンガス等の影響により、オゾン層が破壊され、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

【か行】

化学的酸素要求量（COD）

化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand の略。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表したものである。値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

環境家計簿

電気、ガス、石油などの使用量の把握を通じ、家庭から排出する二酸化炭素の量を算出することなどにより、日常生活の中で環境に配慮した活動をしているかどうかのチェックが可能な家計簿。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。公害対策の実施にあたり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境配慮製品

製造過程や廃棄する段階で環境への負担の少ない製品のこと。エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが目印となる。

環境マネジメントシステム

地球規模の環境問題などに対処するために、企業や組織が自らの環境方針、行動計画を定め、実施・運用、点検及び是正処置を行って、さらに見直す一連の行為を通じて、環境負荷を継続的に改善するとともに環境リスクを予防・軽減できる経営システム。国際規格化により第三者認証を受けて企業に社会的認知度を高めるメリットがある。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚

染を光化学スモッグという。陽射しの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると、目や気管支等の粘膜刺激性刺激症状を中心とした被害をもたらす。

コンポスト

下水汚泥、ごみ、家畜ふん尿、木屑などの有機物を、微生物により発酵させ堆肥化し、肥料や土壌改良材として再生利用すること。

【さ行】

ジクロロメタン

塩化メチレン、二塩化メチレンとも呼ばれ、有機塩素系化合物で芳香臭のある無色透明の引火性・不燃性の水より重たい液体。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの代替物質として、溶剤に用いられる他、ウレタン発泡助剤や冷媒等に用いられる。皮膚に触れた場合、刺激を感じるとともに薬傷を負うことがある。また、蒸気に麻酔作用があり、短時間に多量の蒸気を吸引すると急性中毒をおこす。

循環型社会

できる限り廃棄物を再資源化させることによって、資源、エネルギーの投入量及び不要物の排出量を少なくさせる、環境にやさしい社会。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をいい、溶液 1 リットル中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性であり、特殊な例（温度など）を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示す。河川での水道用水として望ましい水質（生活環境の保全に関する環境基準）は pH6.5 から 8.5 までの範囲である。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが一定時間内（通常 20℃5 日間）に水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

総窒素（T-N）

有機性窒素化合物および無機性窒素化合物に含有

される窒素の総量。

【た行】

ダイオキシン類

物の燃焼などによって非意図的に生成される有機塩素化合物であり、ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 種類を「ダイオキシン類」と定義し、ダイオキシン類発生施設に対する規制値や大気・水質・土壌に環境基準を設定している。

太陽熱発電

凹面鏡の焦点に油を流し、加熱した油によって水蒸気を発生させ蒸気タービンを回転させることによって発電するシステムのこと。

低公害車

走行の際に発生する大気汚染物質が通常のガソリンエンジン自動車・ディーゼルエンジン自動車に比べて少ない自動車で、エネルギー効率も改善されている。現在、電気自動車・天然ガス車・エタノール自動車・ハイブリッド自動車の 4 種類について、国の助成や税制面での優遇措置がある。

テトラクロロエチレン

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様で、発ガン性が指摘されている。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械金属などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈溶液及び剥離剤、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されている。発ガン性が指摘され、環境基準は 0.01mg/l

【な行】

二酸化硫黄（ SO_2 ）

気体は亜硫酸ガスともいい、石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化炭素（ CO_2 ）

炭酸ガス、無水炭酸ともいう。大気中には約 0.03% 存在する。無色無臭の気体で、助燃性も可燃性もない。常温ではほぼ同体積の水に溶解し、水溶液は弱酸性を示す。清涼飲料、固体炭酸の製造、また、消火剤としても用いられる。

二酸化窒素（ NO_2 ）

石油や石炭などの燃料の燃焼により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどがこの二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

【は行】

ハイブリッド車

主に通常のディーゼルエンジンにバッテリーや油圧ポンプを組み合わせ、ブレーキをかける時の制動エネルギーを電気や圧力のエネルギーに変えて保存し、黒煙や窒素酸化物が多く排出される発進・加速時に利用して、その排出を抑える車で、中型や大型のバス・トラックなどに利用されている。発進・停止の多い市街地では、5～20%の省エネ効果がある。

ビオトープ

ビオトープとは、生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息空間単位」の意味である。特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、生き物の繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりをもった概念。「野生生物の生息空間」といえる。

ヒートアイランド現象

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートア

일랜드現象と呼ばれている。

浮遊物質（SS）

Suspended Solid の略。水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその物質の量を測ることとされており、数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。浮遊物質は、水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。

浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん）であって、その粒径が 10 ミクロン（1 cm の 1000 分の 1）以下のものをいう。その粒径が特に小さいため、沈降速度が小さく大気中に比較的長時間滞留するとともに肺や呼吸器の深部に容易に入り、気道または肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

フロン

フルオロカーボン（fluorocarbon：炭素とフッ素の化合物）に対する我が国独特の通称。フッ素のほか塩素を含むものをクロロフルオロカーボン（CFC）といい、無毒で不燃性、熱的にも科学的にも安定で、金属を腐食せず、油脂をよく溶かし、表面力が小さいため、冷媒、噴霧剤、発泡剤、半導体製品等の洗浄剤などに多量に用いられるようになった。しかし大気中に放出された CFC は、成層圏に達してから紫外線で分解されて塩素原子を生成し、これが連鎖反応によりオゾン層を破壊する。CFC は 1995 年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFC の代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC：フッ素のほか塩素と水素を含む。2020 年に原則全廃される。）、ハイドロフルオロカーボン（HFC：塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の二つがある。

ベンゼン

ベンゼンは、特有の芳香臭を持つ水より軽い無色の液体で、水に溶けにくく、有機溶媒に可溶。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定であるが、有機分の多い土壌には吸着され、生分解される。高濃度のベンゼンに急性暴露すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、平衡感覚減少、意識喪失など主に中枢神経系統に影響を受ける。

【ま行】

メタン

温室効果ガスの一種。湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約 21 倍になると言われている。大気中のメタンの濃度は、過去 3000 年間の古大気の実験では 250 年前まではほぼ一定であり、この 200 年の間に 2 倍以上に増加したと推測されている。また、シベリア上空でメタンが高濃度で観測されており、地球レベルでシベリアの湿原がメタンの大規模な発生源となっていることが確認されている。

【や行】

溶存酸素量（DO）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。

【単位】

G c a l（ギガカロリー）

1Gcal は 10 億 Cal。

μ g（マイクログラム）

1 μ g は 100 万分の 1g。

n g（ナノグラム）

1ng は 10 億分の 1g。

p g（ピコグラム）

1pg は 1 兆分の 1g。

p H（ピーエイチ）

「水素イオン濃度指数」のことで、酸性・アルカリ性の度合いを示す単位。0 から 14 までの値をとり、数字が小さいと酸性、大きいとアルカリ性。7 のときが中性。

p p m（ピーピーエム）

Parts per million の略。1ppm は 100 万分の 1（0.0001%）をあらわす。

T E Q

ダイオキシン類には多くの種類の物質があるため、その量については毒性のもっとも強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算して表すことになっている。このようにして表した量を「毒性等価物量（Toxic Equivalent Quantity）」といい、単位のあとに「T E Q」の文字をつけて表す。

なわての環境 - 平成 30 年版 -

平成 31 年 3 月 発行

編集発行 四條畷市市民生活部生活環境課

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町 1 番 1 号

TEL 072 (877) 2121 0743 (71) 0330 (代表)

FAX 072 (879) 4313

E-MAIL kankyou@city.shijonawate.lg.jp

URL <http://www.city.shijonawate.lg.jp/>

※再生紙を使用しています。